

雲雨相半して、晴るゝ日更になく、盛夏の比給を重ね、或は綿入を著なといふ程成ければ、今年の作毛豊東なく、人民危急の思ひをなしける、斯りければ、六月十一日林泉寺寶珠寺へ五穀成就の祈禱仰付られ、猶も御大事におほし憂はせ給ひ、二丸へ諸寺院を召れ、御堂御本丸東南の隅、謙信公の御遺骸安置ましませる御堂屋に於て、二夜三日の御祈禱御執行あり、勿體なくも公御食を断せられ、二夜三日の間御堂に籠らせ給ひける、至誠感神とかや、十一日、十二日には晴、或は微雨あり、十三日晴上りてより、二十九日迄、日々の大暑とはなりける、是に付亦有難事の有ける、公の御断食にて籠らせ給へる事を、御父重定公聞召し、淺からぬ御誠は御感し思召なから、斯君にして煩らはせ給は、人民なとか安かるべき、是非の論なし、御志を奪はせ給ひて、御食をすゝめ進らるべきとの御事にて、七旬に近き御老體の御みつかからも、御潔齋し給ひ、粥かしかせ、御みつから御堂へ持のほりまし、ひたすらに御進め進られしかは、辭し遂させ給ふべき、押いたゝかせ給ひて聞し召しとそ、

一天明三年夏より秋に至迄、絶て暑なく、單物著しは唯二三日成へし、斯る年並成ければ、作毛不熟して、今年より翌四年迄、奥羽一統の飢饉とはなれり、されは年來御心を盡されし蓄藏を發かれ、夫か上に越後或は羽州酒田などにての買米ありて、飢に及んとせるには、男子二合、女子一合のつもりにて、飯米の御手當あり、味噌を賜るあり、著物迄の御手當ありけるゆゑ、餓死に及へるはなかりし、斯る程の手並なれば、御寢食を安んじ給はず、唯人民の事のみ御憂おほし召、御心を盡させ給ひしは、御脚痛と唱られ、御參府をたに延引し給へるにて推量參らすへし、されは貴となく賤となく、粥を用ふ、茶菓をかてとしてくらへたと觸渡し給ひければ、以後は朝の御膳には粥を聞し召、例として怠り給はさりし也、唯御國民をおほし憂はせ給ふのみか、他の人迄に及はせ給へる事あり、

幸に飢饉を免かれしか、隣國の飢饉人多人來りて、食を乞は（者カ）道路に行倒れて死する者亦なきにしもあらず、されは道路に倒死する者あれば、其村其處の者の量として、其所に埋み、其上に札を建て、よるへの人を待事は迄の例なりしを、以後は其邊りの寺に葬り、布施銀五匁とて、錢四百文あたへて會向なさしめ、扱亦町札の辻にも札立て、よるへのを待へしとの御意下れば、天明四年を始めとして、以後は上の御施主にて葬り、會向し給はる事は成ぬ、

一安永七年の事也、御先君重定公御代、寶曆五年凶作飢饉して、翌六年八月施行粥の御手當迄もありしかと、飢死せる者多かりし也、安永七年迄指を折て二十三年に當れると聞せられ、其多き内には家内死して今無縁成もあるへし、其餓死人の爲に、今年七月を始めとして、向後其年忌に當らん時は、例として施餓鬼供養して得さしめよとの御事にて、閏七月廿日、春日山林泉寺にて法要行ければ、廿七年、三十三年にも同寺にて法要ありし也、

一安永六年六月廿三日の事也、二三日の大雨に城東の松川洪水して、山上大橋をはじめ、其下橋皆流れ、糖目林長樋さへも流せし程の事也、斯りし程なりければ、今町、刻出町、鍛冶町に至迄、水溢れて人家危しと聞えしかは、直に御馬に召れ、馳出給ひ、漫々たる水中に乗入まし、御みつから水防の御□□せませ給ひしかは、人々身命をも願みず、飛入て働きし程に、民屋危急をのかれて恙なかりしとそ、

一御國は米の賤敷より、民心おのつから穀を貴ひず、米を蓄て荒歲に備ふる心なきより、寶曆の凶作に多の



餓死に至りし事を思召し、安永三年親蔵屋敷網勝公卿御代、明暦元年親蔵相立られ、親を能て蓄られしか、幸に發て與息に息か重りて、只帳面表にのみ俵數の附益して、正米の繰なれば、四年の備には、其用なき事にはなれり、の内に、新に備米蔵建給ひて、親の御蓄あり、在郷には安永五年より百姓一人親一升つゝの蓄をなさしめ給ひ、同年より所々に郷蔵を建給はり、蓄初の祝として、一蔵に百二百或は三百俵なと給はり、又天明四年より百姓高百石に年親三升安永五年仰付らる一人一升分也、宛の蓄を籠られ、諸士には知行百石に付て半俵つゝの親を蓄させ給ひ、町家の爲には明和八年義倉御取立あり、安永五年川井小路に義倉を立、此年より蓄しめ給ひし、斯る御世話のしるしをもて、天明の凶作に餓死に及へるはなかりし也、

○コノ時ノ飢饉ニ當リ、弘前城主南部信明モ亦米穀ヲ購入シテ、領内ノ貧民ニ施スコト、寛政七年是歲ノ條ニ見ユ、

○治憲、墮胎問引ヲ誠ムルコト、便宜左ニ合敘ス、

【翹楚篇】 一子供數多持たるの目出度は、誰々も同じく知たる事ながら、あしき習はしにそみたるより、産家の中に、直に出生を害しける者少からず、されは此習はしを改給はん事を謀らしめ給ふに、嚴刑をもて禁し給はんとすれば、實の流産實の死體ならんをあやまつの者あり、命令もて停し給はんとすれば、數千百年のならはし、いかて容易く變すへき、出生毎に五七年、せめては三四年、米或は金銀給はらんとすれば、一國年々の出生いかて届かせ給ふへき、止事なければ、唯に止み給はんよりはと、一通の御教諭を施し行れし、其教諭に曰、生養は天地の徳にて、萬物生々のありさま目前の事に候、此故に父母は子を生し、子も亦子を生して、憐そたて候事、誰々も同じ心に候、然るに奥羽の習はし、出生もあけざる者も候由、歎かしき事に候、生を好

み死を惡み候は、人情の誠に候へは、恩愛の切なる忍かたき管に候得共、生れて物いはす、愛事いまた起らざるに、今日の貧苦なと考へ、小を殺して大を助ける抔思ひたかへ候より、心ならぬひか事をなし來候にも有へ候、元々貧賤は何國と限るましく候、假初の殺生をさへあしきとは知るものに候へは、我身の父母より産なされ、人となり候事を能々思ひ合せ、出生を育て候様、返々も願はしき事に候、

三年、是ヨリ先、肥後熊本城主細川重賢、米穀ヲ貯藏シテ凶荒ニ備フ、是歲、天下大ニ飢饉ス、重賢、乃チ貯米錢銀等ヲ施シテ、領内ノ貧窮者ヲ救フ、

【銀臺遺事】

一寶曆八年の頃より、領内におほせて、租税の内を、程々に隨ひ、親ながら貢せて、凶荒の備とし給へり、され、も一所にたくはへ置ては、頓の事あらん時、便なからんことをはかりて、そこそこに倉を立て、納め置せらる、其數九拾七ヶ所となん、上にいざなはるゝ下なれば、百姓どもおのが物のうちをも、思ひ思ひにさへげて、此倉に納めおく、かくて凶年は云ふに及ばず、すべて麥のみりなどおもふやうならで、夏秋の種乏しき所々へは、此親をあたへて、民のうへをすくふ、又米の價たかくして、商人くるしむ時は、殿の御倉の米を取し、價をいやしくしてうりあたへらる、されば天明の頃天下凶荒なりしにも、此國の民は餓死するものなかりけるこそ難有けれ、扱も此親をたくはふやうこそたやすからね、惡敷取はからへば、却て民のわづらひとなり、又は虫ばみなどして、徒になりゆく、かやうの事まで細かなる掟あり、

一此凶荒に、えやみさへうちそひて、民うゑになやみしかば、あまねく物を分ち給ひて、すくはせらる、其數若



干あり、左に注す。

米五百貳拾石餘

粳五萬八千九拾石餘

粟貳千百參拾石餘

大麥四石貳斗

蕎麥四拾貳石餘

銀貳拾貫目餘

錢壹萬四百九拾參貫文餘

右天明癸卯甲辰兩年分

斯くても、かねて田畑拵も持たざりけるものは、猶さまよひければ、國府のかたはら白川の邊に、假屋しつらひてすへ置き、下司をつけて粥を煮させ、朝夕くばりあたへ、もし病むものあれば、醫師をして藥をあたへしむ、すべて此料は、右の員數の外なりき。

五年九月、琉球大ニ飢饉ス、幕府、島津重豪ニ金穀ヲ貸與シテ、之ヲ賑救セシム、

【十三朝紀聞】<sup>六</sup> 光格天皇 天明五年九月、琉球大飢、幕府貸穀萬苞金萬兩于薩摩守島津重豪、以賑之。<sup>下</sup>

六年是歲、常陸飢饉ス、潮來ノ農源兵衛、隣人ニ惠ミ、病者ニ施ス、

【凶荒圖錄】 常州行方郡潮來村に芦川源兵衛といふものあり、世々農家にしてかたはら商業を營み、夙に起き夜に寐、己の業を營み、最も慈悲深きものなりしが、天明六年の凶歲の上、洪水山崩れなどにて、飢死するもの夥し、源兵衛先おのれの倉に貯へ置きたる米麥を其村人に貸與へ、かならず返すにおよばざるよしを言ひ聞かせ、また飢て病み臥す人の爲に米を施すに、夜に入て來ん事を書出し置きしに、毎夜二百人三百人程ツ、來り、

後には遠國の者までも聞傳へ、よるひるとなく引續き來たりければ、夥しき飢民を救ひたりとぞ。

七年五月二十四日<sup>辛酉</sup>幕府、米及ビ雜穀ヲ廉賣シ、尋テ、又錢穀ヲ出シテ江戸ノ窮民ヲ賑給ス、

【憲教類典】 天明七未年五月二十三日

一米拂底ニ而、町々困窮ニおよひ候ニ付、此度米數并雜穀等、去ル<sup>(天明四年)</sup>辰年御買請米之御振合ニ而、明二十四日町々

へ買請被仰付、勿論此節ハ米拂底ニ付、少々之儀ニ候得共、引續追々入津米等買請、御割渡被遊候段、甲斐守

様於御番所被仰付候間、先達而之振合之通り、町々にも買請米引取方致手當候様、御支配町々へ可被仰渡候、

但明廿四日明六時々四時迄之内、追々江戸橋藏屋敷ニ而御渡有之候、

一右買請米 千四百貳拾五石、金壹兩ニ付三斗かへ。

一同大豆 右同斷、金壹兩ニ付御定直段下直之方、

但買米代金之儀ハ、追々御沙汰可有之旨被仰候、

五月

出羽守殿御差圖申渡

一近來凶作打續、米穀高直ニ而、其上去秋出水以後、此節ニ至、米直段別而高直ニ相成、町々困窮ニ及、下賤之ものニ至而ハ、今日をも送り兼候程ニ難義いたし候趣、達御聞、依之格別之思召を以テ、御救之爲御手當米代金ニ而被下置候間、難有存、此上尙又勘辨致、取續候様可仕旨、其方共へ可申段被仰渡候間、町人共へ申聞、頂戴可爲致候、



天明七年

五月

○本書、出羽守申渡以下、及び左ノ雜事記ニ載スル所ハ、同日ノ事ニ非ズト雖モ、並ニ茲ニ類收ス、

【雜事記】 五 天明七未年五月

此度御救ニ付、町役御改人江戸町改、

一貳千七百七拾餘町

但新地新院とも、

一家數貳拾萬八千餘軒

但表間口斗、

一人數百貳拾八萬五千三百人

内 五拾八萬七千八百人男  
六拾九萬七千五百人女

一三千八百四拾四人

座頭

一壹萬四千五百餘人

吉原人數

内 八千貳百人 男  
六千三拾人 女

女之内 貳千五百人遊女  
六千三百三十人

外

五萬三千四百三拾人

出家

五二二

七千六百三拾人

山伏

三千五百八拾餘人

神主

右之町中に左之通被下、

一御金 壹萬兩

一御金 壹萬兩

一御米 六萬俵

未五月

【徳川禁令考】 二十八 天明七未年五月  
救恤使

米高に直付御救米被下之事

鳥居丹波守殿御渡

近來凶作打續、米穀高直之上、去秋出水以後此節に至り、米直段別而高直に相成、町々及困窮、下賤之者に至り候而は、今日をも送り兼候程に致難儀候趣、達御聞候、依之格別之思召を以、御救のため御手當として米代金被下置候間、難有奉存、此上猶亦致勘辨取續候様可仕旨、名主共江可申渡候、右御手當金之儀は、御勘定奉行江申談、請取可被相渡候、尤被下方等之儀は、致了簡可被取計候、

五月

引書 憲法類集

天明七年

五二三



【蜘蛛乃絲卷】うちこはし

天明七丁未年五月、玄米兩に貳斗五升、麥八斗、大豆六斗、同月十日頃、白米百文に付三合五夕、豆七合、同廿八日頃、百文に三合、御藏米三十七石に金貳百五兩、壹兩に壹斗七升、錢兩に五貫二百、茲にいたりて米穀動かず、米屋ども江戸中戸を閉す、同月廿日の朝、雜人共赤坂御門外なる米屋を打毀す、同日同刻京橋南傳馬町三丁目萬屋佐兵衛、万佐とてきこえたる米穀問屋を打毀す、この時おのれ十九歳、こはしたる跡を見たるに、破りたる米俵家の前に散亂し、米こゝかしこに山をなす、其中にひき破りたる色々の染小袖、帳面の類、破りたる金屏風、こはしたる障子からかみ、大家なりしに、内はみえすくやうに残りなく打毀しけり、後に聞ば、はじめは十四五人なりしに、追々加勢にて百人計なりしとぞ、同夜中小網町、いせ町、小船町、神田内外、藏前、淺草邊、千住、本郷、市谷、四ツ谷、同夜より翌廿二日に至りて、曉迄諸方の蜂起、米屋のみならず、富商人は手くだせり、然れども官令寂として聲なし、廿二日午刻、町奉行出馬井御先手方十人捕へ方の命あり、又竹鎗御免死骸訴に及ばざるの命、市中に下りしゆへ、市人勢を得て、木戸々々をメ切、相識し相言葉をつくり、互に加勢の約をなし、拍子木をしらせとす、茲に至りて蜂起も又寂として聲なし、江戸開發以來未曾有の變事地妖といふべしと諸人いひけり、後に聞ば、大商の閉したるは、大八車四五輛に、大勢取付撞き破り、打毀したるのち、酒食をむさぼりしが、同類盜を禁したるは、いはゆる江戸ツ子なるべし、されど蜂起散したる跡には、盜もありしとぞ、

市中の人数

同月廿日の蜂起より、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日迄、江戸中諸商戸をとざして業をせず、依之米はさらなり、

諸人日用の品に困る、廿五月初て戸をひらく、町奉行に公命ありて、御救被下、曲淵甲斐守、牧野大隅守、四日市に小屋かゝり施行場ミす、一人に玄米二合五夕、豆二合五夕、銀三匁二分ヅ、小兒七歳以上迄御救被下、此時町家の人数を檢戸ありしと、或記に、

町數二千七百七十餘町 表店二十萬八千餘家

市中惣人数 百二十八萬五千三百人、

内五十八萬五千三百人男、 六十九萬五百三人女、 三千八百四十四人盲人、

市外吉原町一萬四千五百人 内八千二百人男、六千三百人女、二千五百人遊女禿、

出家五萬二千四百三十人 一向宗之女除之、

山伏七千二百三十人 妻帯之者之女除之、

神職三千五百八十人

右之外御用達町人、能役者、諸家之家業町住之者除之、

【一話一言】七 同年御救金米書付

今度御救に付町數御改

一天明六丙午年十月廿八日改人別

江戸町數

二千七百七十餘町

但新地寺地とも



天明七年

同家數

一 貳拾万八千餘軒  
五百イ  
二十八万八千餘軒イ

但表間口計

同人數

一人數百貳拾八万五千三百人肆イ

内

五拾八万七千八百餘人男

男六十九万五千餘人イ

六十九万七千五百餘人女

女五十九万三千人イ

外ニ

三千八百四十餘人

座頭

一万四千五百餘人十三イ

吉原人數

内

八千二百人男肆イ

六千三百人イ

六千三百人女肆イ

八千二百人イ

此内二千五百人遊女、  
但禿共六千三百人ノ内

五万三千四百三十人肆イ

出家

七千二百三十餘人

山伏

五一六

三千五百八十餘人

神主

御救金

貳万兩町々父母妻子壹人前  
三分二、頂戴

同米

六万俵

右之通、町總人數へ被下之。

天明七未年五月

總人數ノ百三十六万七千八百九十餘人八イ

同六月朔日御書付出ル、

百俵五人扶持以下へ御救米出ル、

【一話一言】 三十六 天明七未年江戸御救金米

一 此度飢饉にて、天明七未年五月、江戸中町家御救米並御救金高。

御救金 貳万兩

御救米 貳万俵

大豆 貳万俵

一 江戸中町數貳千七百七拾貳町、

一家主貳拾萬八千五百餘人、

一人數百貳拾八萬五千三百人、

天明七年

五一七



内 男五拾八萬七千八百餘人、  
女六拾九萬七千五百餘人、

一座頭三千八百四十餘人、

一家五萬三千四百三拾人、

一諸神主三千五百八十人、

一山伏七千貳百三拾人、

一壹万四千五百餘人新吉原人數、

内 八千貳百人男

六千三百人女

外ニ貳千五百人遊女かむろ、

メ百三拾六万七千八百四拾餘人、

【十三朝紀聞】

光格天皇 天明七年六月、天下益飢、餓孍相望、京師斛米銀二百五十餘錢、江戸倍之、京畿民衆詣建禮門廻匝宮垣以祈穀價低下、幕府發穀六萬苞、金二萬兩、賑江戸飢民、○下

【輝良公記】

二十九 天明七年 六月八日、甲辰、陰、日々蒸暑、氣不定、時々雨脚瀟、或遼雷夕立、清兵衛來 忠良 會也、米穀不自由ニ付、日々内四方令千度云々、人數自町々數多令集云々、

十二日、戊申、陰、○中 日々内令千度、雜人多集云々、

【經熙公記】

五 天明七年 六月九日、乙、天晴

一從昨朝禁中四方雜人多廻、米買貴、依之難澁祈願由也、神妙々々、併希代珍事歟、

【世評書留】

天明七未年、春の末より世上米價貴く、京町人飢人多く、人々難儀して、御救ひ請願ふ心にや、老若數百人禁裏の外郭の圍を巡り歩行事四五日か程なりければ、主上聞召れて御製、

身のかひは何いのるへき朝な夕な

民やすかれこおもふはかりを

また、

たみ艸に露の情をかけよかし

世をもまもりの國のつかさは

このことく民を御憐みの御製を感じ奉り、有難さのあまりに、

下總州香取郡の  
神職社領千二百石 大中臣豊房

さりともとおもふもおそれきく度に

たゝたふとくもなみたこほるゝ

右の御歌之寫しは、吉田家より諸神職に難有拜見仕れよとて、寫し出たるよし、

六月八日甲辰、幕府、關東代官伊奈忠尊ヲ拔擢シテ、小性組番頭格ト爲シ、以テ窮民救恤ノ事



ヲ掌ラシム、又諸國ニ令シテ、米穀買收回送ノ爲メ派遣セル忠尊ノ家臣等ニ、便ヲ計ラシム、

【天明年錄】 天明七年 六月八日

伊奈半左衛門

右近來不作打續、世上米穀拂底及難儀候、譜代之家來も多、常々諸御用向等も手廣相勤馴候家筋に付、右御救方取計被仰付、依之御小性組番頭格被仰付旨、於奥被仰渡之、其後於御坐之間御目見、上意有之、此節米穀拂底に而、江戸町之者共及飢餓、難儀之趣に付、右御救方取計之儀、伊奈半左衛門に被仰付候、右に付、津々浦々は勿論、國々米穀御買上廻方、半左衛門家來差出可取計間、其旨相心得、差支無之様、御料は御代官、私領は領主地頭より、早々可被相觸候、○本丸廻 狀留同。

【蜘蛛の糸巻】 賢臣擧げらる

打續く凶荒故、富農とも穀を出さず、官柄にも動かし易からざるに似たり、されば國隣普からんとて、此年天明七丁未六月廿日、賢臣伊奈半左衛門殿當年廿七擧られて從五位下攝津守に任じ、御小性組 番頭格假に五穀運搬之總司令に命ぜられ、米穀買上の金子廿万兩を下し給ふ、是他用ならず、市中御救の爲也、余此時未藩に入らざりければ、國恩の一飯を食し、故、今拙筆に染むるはいとくかしこし、伊奈殿惣司令と聞て、富農ども招かさるに集り來り、穀路大に開け、時の相場にて買上、價を減じて諸民に賣玉へり、官仁職憐に感服して、諸國よりも穀船日毎に入津す、其船印に伊奈の二字を染たる職をひるがへせり、依之米價日を追て引下り、六月兩に一斗八升の米、七月二斗八升、

八月四斗二升五合、九月六斗八升、僅に一二升上下して年終り、万民喜躍して春をむかへり、

寛政元年三月十四日辛未豊後杵築藩士三浦〇安貞、米鹽ヲ出シテ、克ク窮民ヲ救済ス、是日歿ス、

【日本教育史資料】

十二 學士小傳 三浦晋 舊杵築藩

先君子諱晋、字安貞、後避邦君之諱、改貞作鼎、姓三浦、其先相州三浦人也、○中享保六年癸卯秋八月、先君子生于富永村、○中節儉自牧、衣服器械居處飲食、無所偏好、有贏餘必施之於窮乏者、門人或貧困費用不能自給者、雖蔬糲必俱共、人有來訪者、知與不知必供食、不必盛饌、歲餘必送窮民米鹽、每歲爲例、嘗爲救窮、募里中、每家出錢若米粟、不問多少、君爲掌之、豐歲加其息、歉歲以賑給、其施之也、始于最窮者、以漸及稍窮者、不論嘗所出之多少、故凶年飢歲、村民由是存活者頗多矣、君在孩童、府君野梅翁誨之曰、人宜以慈愛爲心、而慈愛以勤儉爲本、雖動不儉不足、雖儉不動不足、勤儉相得、慈愛之志立焉、志既立則其事可行也、君節用好施、蓋有資其庭誨之薰聒云、○中嘗稱無事齋主人、又稱二子山人、又號學山、園中有梅樹、因又號梅園處士、其所居曰東溪、故人呼曰東川先生、自稱曰東川居士、後改爲洞仙、○中屬纊之前日病革召家人及門生一々訣辭畢曰、○中至夜半不復言、東方將明、溘焉逝矣、實寬政元己酉三月十四日辛未也、壽六十七、越十七日甲戌葬宅南先塋之兆、次與孺人合焉、遺命不用私諡、明年康戌六月孝子黃鶴謹狀、

○醫伊藤茂臣、貧病ヲ救フコト、便宜左ニ合敘ス、

【近世叢語】

德行

伊藤茂臣業醫、有孝子病者、垂淚藥救之、又見其貧、厚施與焉、常謂子弟曰、醫之治人、



豈問賢否親疎、然其於吉人、最當盡心、

伊藤茂臣字子良、尾張人

十月十日<sup>壬戌</sup>、美濃竹鼻ノ人永田佐吉、私財ヲ抛テ諸所ノ土橋ヲ修理シテ石橋トス、是日歿ス、

【續近世畸人傳】 一 佛佐吉

永田佐吉は、美濃の國羽栗郡竹が鼻の人にして、親につかふることたぐひなし、<sup>○中</sup>常に善事をなすことおほきが中に、<sup>○中</sup>大なることには、處々の土橋洪水の時に落ることを恐れて、自財をすて、石ばしとす、およそ至孝をはじめて、其所行を國侯きこしめして、米をおほくたびて感賞し給ひ、なにごとにも望とあらばまうしいでよと、おほせくだされければ、其時よみて奉りける、

○中ありかたやかゝる浮世に生れきてなに不足なき御代に住哉

○中老後覺翁また實道といふ、壽八十九歳にして、寛政元年十月十日に終る、

【鑒定便覽】 中 佛佐吉

名ハ實道、覺翁ト號ス、美濃竹鼻ノ人ナリ、其行跡ノ奇ナル既ニ畸人傳ニ詳ナリ、寛政元年十月十日歿ス、

○山田某、上野山田ノ蝦蟇橋ヲ架スルコト、便宜左ニ合敘ス、

【漫游文章】 四 蝦蟇橋銘并序

夙發四萬山中、沿流而下、十有八里、俄折度一橋、入山田里、<sup>(上野喜喜郡)</sup>再訪田子孝、其橋倚兩岸突出相向矣、巉崖千尺、激而碌焉、藍之水盡白、<sup>(平澤元徳)</sup>余與伯經佇玩多時、橋下一石、有題曰蝦蟇溪、橋亦名蝦蟇、子孝曰、先子勗此橋、鄉人於

今憑焉、伯經爲造圖、主人需余贊焉、前此有請橋銘、故不違贊山水之美、乃作橋銘以題、銘曰、

王氏富窟、徒在好賓、有若田生、舍資爲民、洪水不阻、踏虹而旋、往來絡繹、其澤百年、<sup>五月初六出四萬、信宿子孝</sup>集驛、十一歸于學院、此行伯經紀行、余不復贅、故略注日次爾、

四年五月二十一日<sup>壬戌</sup>、幕府、令シテ、江戸各町積金ヲ以テ、町内孤獨ノ老幼病者ヲ救濟セシム、

【徳川禁令考】 <sup>四十八</sup> 救恤 寛政四子年五月

窮民御救起立

總町々  
家主共

一七拾歳位より以上に而、夫并妻にわかれ、手足之働も不自由に而、やしなわるべき子も無之、見繼可遣ものもなく、飢にも可及もの、

一拾歳位より以下に而、父母にわかれ、見繼可遣もの無之類、

一年若に候共、貧賤なるもの長病に而、見繼可遣ものも無之、飢にも可及類、

右箇條之類は、町役人共得と糺候而、柳原親藏會所<sup>江</sup>、其町々名主印形書付を以、家守共より可申出候、去年觸置候通、町々積金之内に而、右之通實之難儀成者<sup>江</sup>は手當可渡遣候、

右之趣、町々名主家守共不洩様可申通候、

五月廿一日

五年十月二十一日<sup>辛巳</sup>、江戸火アリ、尋テ、幕府、非常救濟ノ用ニ充テントシ町方七分金ヲ徵



シテ、諸所ニ糶藏ヲ設ク、

【寶曆現來集】七 柳原土手下糶藏會所は、寛政五年十月廿一日夕七ツ時過より、池の端無縁坂松平出雲守殿屋敷より出火、深川洲崎迄焼出しける、其節右糶藏之場所町家なりしが、火事後火除地となり、其後右糶藏會所出來す、又寛政度、深川大橋の向清住町へ、隠賣女有之けるが、是も賣女一躰に取拂、此明地へ是又糶藏出來しける、此糶藏の會所は、町方七分金御取立、是を以糶米御圍と成ける、此御圍米は、町方大火或は流行病氣、又は稼の者長病、都而町方難澁之時節は、一統御救被下候御手當なり、町方にては小間割わづかわすか七分御取立、難澁の様常々申ける、又一統難儀の時節、一統を御救被下町はいか計難有事なり、御慈悲之糶御圍の事なり、

七年、是ヨリ先、陸奥弘前城主南部信明、凶荒ニ當リ、米穀ヲ購入シテ領内ノ窮民ヲ救ヒ、又義倉ヲ設ケントシテ果サズ、是歲、信明ノ嗣寧親、遺命ヲ奉ジテ之ヲ設ク、

【津輕家老譚】一卯年の凶荒にて、民皆溝壑に轉ずるもの半に過ぬるを以て、公救民之道を開んとして、深く御心を勞させ給ひけれと、差當りて御手数もなかりければ、兼々より、大坂の子泉家の者共、かり給ひけるを返させ給はすして、今また仰越れん事、義に違ひたる事におほさせ給へと、救民之道ほと國之大事なるはなければ、わりなく御自書をなさせ給ひて、泉家共遣はさせ給ひぬれば、御大徳の御事は兼々聞奉る事なれば、皆々御受を申上奉りけり、是にて少しは御心をやすんし給へと、はや玄冬之時にて、船々の通にも叶はぬは、金子にて御國へこし、近き國々穀を求め、残れる程は明るる春船にてはこふへしとの事にて、夫々に御救ひの事とも仰付させ給ひけりとぞ、

一御入國の後、御近習小姓藤田小三郎、戸澤元吉を召、去年の凶荒にて死亡せしもの共を、御弔として、在々浦々廻郷仰付られたり、兩人は九月十八日に家を立て、廻郷し、餓死せしもの、朽骨を、最早寺（寄カ）菴に葬り、塚を立て供養をさせ、公御自書之祭文を、塚の前にて讀、水を手向しとなん、又何そ願之事あらは申出へくと、懇に村役共に申聞せ、代官手代庄屋共の扱をも逐一に聞糺し、自分の賄拵は誠に手輕き事にて、其村により人馬の不自由なる處は、歩行して、日數六十日餘を経て、十一月廿七日に罷上り、具に言上せり、かゝりければ、御仁惠の難有御事、万民感涙を流しけり、又去年の冬より今年の夏に至迄、長勝寺、報恩寺、革秀寺、本行寺へ供養を仰付られ、また慈雲院へも、御小納戸御金さけさせられ、供養を仰付られ、大きな塚を立しなり、是より年々七月施餓鬼有りけるとなん、

一卯辰（天明三四年）の兩年に、多く民を失へる事を、深く憂へさせ給ひ、嘗て義倉の事を起さんと思召玉へとも、大飢の後、未だ万民力のたらざるに、此事を行ひなは、民の堪へぬ事もありぬへし、今兩三年を経て、年穀豊になりなは、嚴に此法を行ふへしと仰ありける、かゝるに寛政二年の秋より、十石三斗米を收させ、また御手元御節儉なさせ給ひ、御衣食のあまりを以て、御足し穀遊はさるへしとの仰なりつれと、あくる年薨しさせ給ひけり、されと義倉の事は、深く思召あらせられる故、即ち御遺命ありて、寛政七年御小納戸より、御足し穀金三千七百兩御下ヶあらせ給ひて、在町浦々へ割合ふて、糶買入、義倉へを貯へさせ給ひけり、又二三の郭ならひに大工町御用屋敷へ、數々の倉を立て、糶御貯へあらせ給ひぬる事、皆是公の御遺命によりての御事にて、後の世迄も御仁澤の及はせ給ふこそ、いと難有御事にはありけれ、



寛政年中、陸奥白河城主松平定信、立教館教授廣瀬典ニ命ジテ、敷教條約ヲ撰セシメ、嬰兒間引ノ事ヲ誡ム、

【白川立教館敷教條約】

白川立教館教授廣瀬典奉

命撰

○上略、正倫理、勤本業、守儉約、戒正長、息爭訟、禁賭博等ノ條ニツイテ述ベタリ、

敬殺子

爾等衆民、生子過二三兒、必殺而不育、此俗遵行已久、恬不爲怪、是以難改也、然其事殘忍、極至背天地之道、不惟於理固不當、而於利害亦不宜殺也、夫天地之所以長久而不墜者、生意耳、其氣怏然往來、不有斯須間、是以萬物生其間、能發榮滋息、而無憔悴枯落、雖一毛髮之微、莫非生意之所存、故人害生意、則害必至焉、是理勢之當然也、而人之所以害生意者、莫甚於不育子也、今夫牛之爲獸痴、而鳥之爲鳥賤、猶紙犢哺子、不失慈愛之天性、人而違之、以萬物之靈、而禽獸之不若、是其於理固不當也明矣、爾等於子豈全不愛乎、利害之心或有驅迫、恐子孫衆多、衣食不給與、其共至貧困、不若殺之就安、於是乎敢爲逆天拂地之事而不顧也、今我往々見之、壯而殺子、衰老無托、衣不掩體、食不充腹、遂爲僧尼、乞人餘而不足、轉于溝壑、多子則初雖貧約、後各執業以至富足、老而多賴、疾病足養、然則其至貧困、不在多子、情業自取、是之不戒、而歸罪於多子、不亦誤乎、且爾之有子、天之所與、而爾殺之、豈不犯天怒、終身陷於貧困乎、是其於利害亦不宜殺也明矣、爾等生子、官必賜金、以

贖爾等、反欲爲利、害而殺之、夫嬰兒呱呱、官與爾孰親孰疎、官實不若爾骨肉之親也、然則爾等殺子、不獨於上二者有背且犯、又慮公家莫大之仁惠、爾等可不之思哉、爾等亦人也、當其殺之時、不忍之心、惻然而生、吾聞之、其將戾首加之膝、不能正視、閉目背面、乃敢爲之、而兒也胞血淋漓、有口不能語、其苦啞啞、良久乃死、言之他人傷心、其親而忍爲之、其去禽獸者能幾何、然其一線不忍之心、即進善之端、爾何不擴之、野與諸州此習爲最熾、他州人語及此事、輒頷爲不近於人類、今人呼爾爲禽爲獸、寧不憤然發怒乎、若身不免於其實、則有何言以解之、是官之所以告諭丁寧數々不已、今又曉以理申之以利害者、欲爾等養其不忍之心、而爲良善之民、仰體諄諄之教、而免干禽獸之歸、

○廣瀬典、字以寧、蒙齋ト號ス、白河ノ人ナリ、寛政三年昌平覺ニ入り、九年白河ニ還リテ學頭トナリ、十年教授トナル、十二年物頭格トナリ、國政ニ與リ聞ク、文政十二年歿ス、本書ハ即チ寛政十年頃ノモノナルベシ、

○嘉永三年印行施本子孫繁昌手引草、左ニ類收ス、

【子孫繁昌手引草】

西白河郡白河町常宣寺藏本

世はなれ山深く住あたりには、子供一人二人あれば、あとより生るゝ子は、せわなり費なりきて、はらめるうちより、吞藥さし藥しておろし、又は安らかに生れ出たるを、不便ともかはゆいとも悪き事とも恥しき事なりとも思はて、手つから返し、返は産子を殺す事、或は取揚うばといふ者をたのみて、情なくも返す事有よし、扱々いたはしき事に、まことにおろかなる事ならずや、いかにとなれば、世話費なりといふは、皆手前勝手の手事なり、物の道理に



かまはず、手前勝手計りなす事ならば、人を殺して錢金を取たるかよきなれとも、人かするしらぬによらず、是は悪き事にて、何程手前勝手によき事にて、決而出來の事といふ事と辨ひしる故に、人を殺事はせぬなり、然れば則ち返しも、手前勝手には能とも、たゞの人殺しよりも、罪おもしろいふ事を、とくと辨ひしるならば、てきぬ咎なり、其人殺よりも、罪深きわけは、人の親を殺すより、我親を殺のか大罪成所にて、直にわかることなり、されとも、親は恩あれとも、子は恩なし云人もあるへきなれとも、親へは孝行を盡すのか子の道とおなしにて、子をばいつくしむのか、親たるものゝみちなれば、これを殺すに至りては、やはり人の親より、我親を殺したるか罪深きと申し事にて、人の子を殺すより、わか子を殺のか罪深きに相違なく、また人頼みして殺せば、手つから殺せしより猶罪ふかし、譯は頼めは我殺たると同然の外に、頼人に罪を作らせたるだけか深きなり、又世間にては皆致すとなれば、苦しかるましと思ふなるへけれとも、主殺しも親ころしも、世間に決してなきと云にてはなけれとも、若あればとて、道理において出来る事にてなき故に、せぬなり、そのとくに、子返しも、世間にかまはず道理をよくよく考へ見れば、子返し致て、十分思ふ通り手前の勝手になりたりとも、決して出來ぬ咎の事ならずや、まして子かへしよて、願ひ通りにゆかぬ事必定の道理有をや、是いかになれば、世の中に報ひといふと、たしかに有事にて、かせげは金持になり、放埒なれば難澁し、孝行なれば御上よりおほめをかふむり、不孝なれば、御科めをうる、是皆現世目の前に、善には善の報有、悪にはあくのむくへ有にあらざるや、もし、人のしらする悪事をなし、又は人大方にしりても、幸にして現在其罪科を受ざる者は、神佛いまして、善惡ともに報をあて給ふ、是しんぶつの御役にて、遅きと早きはあれども、押上少しも違はぬ事也、他人をころして

さへ、下死人になる、ましてかわいからぬはならぬはつの子を、親かころして、おそひかはやひか、其報かなくて濟へきや、これか其報なりとて、しらせかなひ故に、罪も報へもなひと思ふは、まことに愚なり、おそきもあれとも、忽に其報といふは、おろし藥をいたし、思ふ様にはおりずして、却て己か身をうしなふもの幾人をや、又男子兩人女子一人あれば、世繼にも大丈夫成とおもひ、後に生れし男子を返し、老年になり、女子は縁付なし、のち兩人の男子をはからずもうしなふ者まゝ有事にて、是皆まのあたり報たると云物也、此時に至りて、何程願ひても、年老子とも出來ず、万一出來ても、おそくて今の間に合ざれば、身躰にかへても、先の返したる子をもどし度思ふとも、せん方なし、かやうにかんじよふ通りにまいらぬ譯は、返さるゝ子の兄弟あるによつて、此子か居れば、先の子ともへ、ちゝかくれられずとか、衣類かれこれ思ふやうにいかぬさいふ親心より返せば、其兄弟おる故にこそ、われは殺されたりと思ふおんねん、いつこへ行へき、是非兄弟へたゝらねはならぬ道理なれば、何程子とも繁昌そくさひを祈るこも、なんぞ神佛受たまはんや、たゞおのれをうらめと仰らるる外はなき事也、能々世上を見渡せば、子ともか多くて、貧乏な者もまゝあれども、是は生れつきのひんにて、子ゆゑにびんほふするにあらず、子もか身上のやせになるものならば、子のなひ者は金持になる咎なれとも、夫婦暮しや一人ものにも、びんぼふ人のあるを見て、貧乏は子とももの有無によらぬ事をかてんすへし、子もか身代の邪魔にならぬ譯は、芋を種れば、親芋のまはりに、子芋かいくらも芽をだせとも、いもかおやいもの邪魔にはなれて、子芋の多ければ、かへりておや芋もふとるものなり、親芋のやせに成とて、こいもを欠て捨れば、そのかきくちより朽りて、却りておやいものいたみになる也、人間もその通りにて、子ともか多くても、その子か面々福分をも



ちて生るゝ故に、ちこも親のかせにはならぬ也、たとへは子芋にそれ〴〵に根かはへて、こやしを吸故、親いものかせにならぬかとし、子返しをすれば、其子のうらみにて、家に災難が多く、親の身上わろくなるなり、たとへは子いもを欠て捨れば、その欠くちよりくさりて、おやいものいたみになるがごとし、身代の爲に、子返しをして、かへりて身代を悪くするは、おろかなる事にあらずや、すへて子どもの多はめてたき事にて、錢金にかへらるゝものにてなく、家繁昌のもとひなり、おほくの子の中には、よい子か立身して、豊に親をやしなひ、樂隠居といはるゝ人、世間にいくらもある事なり、よしや子故に難義をするとも、なんぎをなんぎともをはずして、子を育るかおやたる者の心なり、雉子は卵をぬくめてゐる時、にはかに野火の燒來れば、あはてゝ一度は逃されとも、たまこを見捨かたさに、また巢にかへり、終にやけ死すといへり、燒野の雉子とは此ことなり、人間として、雉子の情におよはぬといふは、あさましき事ならずや、又馬はとふね子を、外ゑうり渡しなとして引離せし時は、五七日か間は、ろく〴〵物も食す、又昔子をはらみたる犬の腹を切やふりたれば、逃ゆくとて、その破れ口より、犬子がこほれ落たるを、親いぬたちかへり、かなしけに是をねぶり、口にくはへて逃んとして、その儘倒れ死したり、腹を破られてしする今はの時までも、子を不便かる有さまを見て、切殺したる人、前非を悔やみ、出家せしためしあり、虎狼も牛馬も、親か子を殺すといふは、曾てなき事なり、惣して畜生は子を育てゝも、子に養はるゝにもあらず、あとをゆつるにもあらねとも、おやこなりては、是非ともに子をあはれむはつもの故に、ちいさひ蟻にいたるまでも、すはといへは、たまごをくはへて逃るなり、萬物の靈たる人間か、鳥獸たにせぬ子返しをするは、餘りなさけなき事なり、是は鳥獸と違ひ、そたつるには、飲食衣る物なくて叶はぬ事なれ

は、人なみにもならず、生て難義にそたゝんよりは、一向こゝろなきうちに、返したるか、産子も仕合と思ふなるべけれとも、たこひは、はへるに根のなき草ははへざるかごとく、生るゝに縁のなき人は生れすと、むかしの人の言葉にて、夫々福縁を持てくるものなれば、當時難澁の家にうまれても、行末いかなる仕合者になるもしれず、たとへ難義にて終とも、かゝるありかたき御代なれば、死ぬほとつらしといふとは、けつしてなき事也、されは如何様に不自由にて、人なみならず育るとも、殺さるゝにはなにほとかましなるへし、右のことわりをよくよくのみ込、一旦子返し致たる人も、志さしを改ため、其後ひとやめさへすれば、是までの罪科は残らずきへて、少しもなきもの也と、釋迦如來の仰にて、此事によらず、いかほとあしき事も、後悔いたし改れば、前のあしき事いたしたる報ひはあて給わぬか、神佛の掟なれば、これまでの所へは、心をおかす、この道理を、人へも云聞せ、そのきさしある人あらは、及ふたけは、金錢を出してなりともやめさすへし、是堂塔を建たるよりも大ひなる善根なり、然るを一己かひとたひいたしたるに付て、人をも罪人仲間にいたしたく思ふて、あやうき事決てなき故に、おろし藥をのめ、さし藥をせよと進め、又はいも大根もおろぬかねは育ちよろしからずなど、おどけにも、人の心の子返しにさそふもの、又は頼まれて、金錢にめくれ、子返ししてやるもの、大悪大罪にて、此世にては災難に逢ひ、來世はうかむ瀬なき事、疑なき事なれば、平日の茶のみばなしも、誠に慎むべき事也、此書本を、常に左右におきて、人によみきかせ語り聽せすることならば、功德廣大無邊にて、子孫繁昌うたかひなきものなり、

嘉永三庚戌八月

寛政年中

印施

五三一



○コノ次ニ嬰兒歴殺ノ圖アリ、略ス、ソノ圖讀ニ、のちのよをおもひこそやれこのよよりおににひとしき  
おやのしわざにとアリ、

常宣寺所藏ニ受苦圖ニ幅アリ、一幅ニハ嬰兒歴殺ヲ畫キ、他ノ幅ニハ、ソノ歴殺ノ狀況ガ地獄ノ廳ノ淨玻  
璃ノ鏡ニ映ジ、産婦産婆ノ地獄ニ墮スル狀ヲ描ケリ、同寺ノ僧某之ヲ携ヘテ所々巡回說法シタルモノナリ  
トイフ、

享和二年三月、江戸ニ風邪流行ス、幕府令シテ窮民ニ米錢ヲ施ス、明年又麻疹流行ス、仍テ  
又之ヲ救フ、

【天保集成絲綸錄】 百六 享和二戊年三月

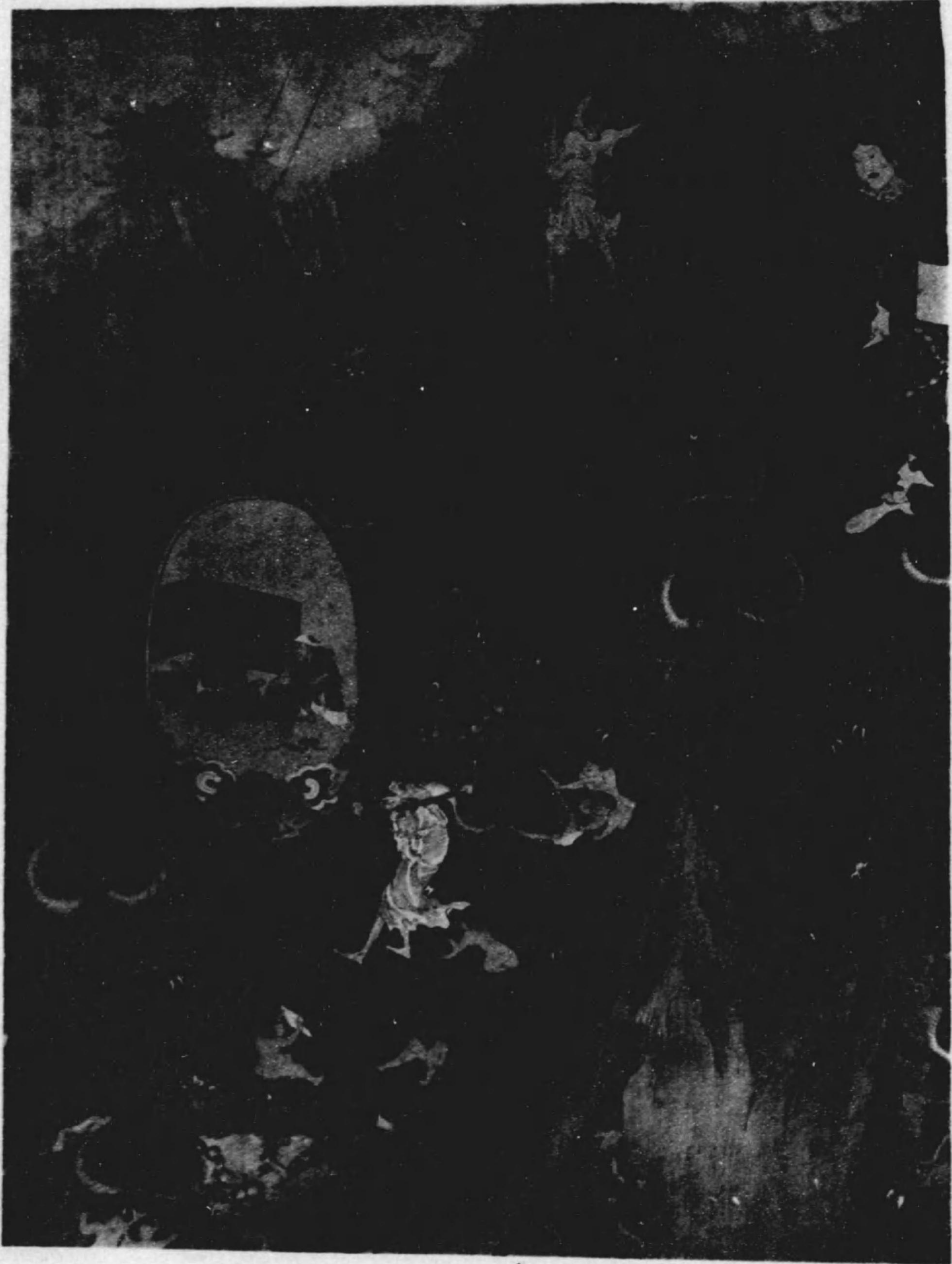
年番

名主共

此節一統風邪流行いたし、其日稼之もの共、別而難儀可致筋に付、御憐愍之御趣意を以、御救之儀被仰出候、仍  
之棒手振、日雇稼、其外諸職人に而も、其日稼之賃錢を取、家内扶助いたし候類之者、家内之内三歳迄之小兒は  
相除、四才ノ人数に加入、風邪病人之有無に不拘、獨身之者は壹人錢三百文ヅ、貳人暮以上之者は、壹人貳百  
五拾文ヅ、之積ヲ以、人数に應じ御救可被下候間、名主共支配限、并行事持之分とも一同相調、明日ノ柳原町會  
所は、凡人別書取調可差出候、尤右人別に引當、金に而直に可相渡候間、割渡方之儀は、可成だけは錢に而相渡  
し、増減有之候はト追而持參、又は増し受取之積に可致、右は御慈悲を以被仰出候事に候間、少しも無遅滞調之

受苦圖

白河常宣寺所藏





○コノ次ニ嬰兒壓殺ノ圖アリ、略ス、ソノ圖讀ニ、のちのよをおもひこそやれこのよよりおににひとしき  
おやのしわざにとアリ、

常宣寺所藏ニ受苦圖ニ幅アリ、一幅ニハ嬰兒壓殺ヲ畫キ、他ノ幅ニハ、ソノ壓殺ノ狀況ガ地獄ノ廳ノ淨玻  
璃ノ鏡ニ映ジ、産婦産婆ノ地獄ニ墮スル狀ヲ描ケリ、同寺ノ僧某之ヲ携ヘテ所々巡回說法シタルモノナリ  
トイフ、

享和二年三月、江戸ニ風邪流行ス、幕府令シテ窮民ニ米錢ヲ施ス、明年又麻疹流行ス、仍テ  
又之ヲ救フ、

【天保集成絲綸錄】 百六 享和二戌年三月

年番

名主共

此節一統風邪流行いたし、其日稼之もの共、別而難儀可致筋に付、御憐愍之御趣意を以、御救之儀被仰出候、仍  
之棒手振、日雇稼、其外諸職人に而も、其日稼之賃錢を取、家内扶助いたし候類之者、家内之内三歳迄之小兒は  
相除、四才多人数に加入、風邪病人之有無に不拘、獨身之者は壹人錢三百文ヅ、貳人暮以上之者は、壹人貳百  
五拾文ヅ、之積ヲ以、人数に應じ御救可被下候間、名主共支配限、并行事持之分とも一同相調、明日多柳原町會  
所に、凡人別書取調可差出候、尤右人別に引當、金に而直に可相渡候間、割渡方之儀は、可成だけは錢に而相渡  
し、増減有之候はと追而持參、又は増し受取之積に可致、右は御慈悲を以被仰出候事に候間、少しも無遅滞調之

受苦圖

白河常宣寺所藏





趣、書付を以申立受取之、渡シ方之儀早々行届候様可致候、勿論右に而已泥ミ候筋には無之候間、格別困窮之類は、別段町會所に可申候、

但此度之儀は、臨時御救之儀に付、兼て困窮之者共調之上、たとひ此節定式之通、窮民御救願出、米錢受取候分も相除候に不及、勿論右體困窮に而、當時調中又は此度一統之御救受取候而も、猶格別難儀之分は、間もなく定例之通願出候とも勝手次第之事に付、右に不拘早々取調可申出候、

右之趣、昨日於町會所、同所年番肝煎名主共に申渡候間、右之者共々申通も可有之候得共、場廣多人數之儀にも候間、猶又其方共に申渡候申合、不洩様一統之名主共に申通じ、無遅滞行届候様可致候、

戊三月

享和三亥年五月

町會所年番

肝煎名主共に

町會所に申出候窮民御救願之儀、平常之通可申立は勿論之儀、此節世上一統麻疹流行ニ付、難儀之旨を以、申立候分も多く有之候得共、尙又心附行届候様に取調、是迄定式窮民御救願之振合を以、願出候様可取計候、右之通申渡儀に候間、總町名主共江、不洩様可申通候、

亥五月

享和二年



○コノ後、風邪流行ニヨリ、幕府、米錢ヲ窮民ニ給スルコト、便宜左ニ合致ス。

【武江年表】 八 文政四年二月中旬より、風邪流行、賤民へ御救米錢を賜はる、

天保三年冬、風邪流行、賤民へ御救米錢を給はる。

文化三年三月四日<sup>子</sup>、江戸大火、幕府、諸所ニ假屋ヲ建テ、窮民ニ施シ、又金銀ヲ罹災ノ大名旗本ニ恩貸シテ、復興ニ資セシム、

【泰平年表】 文化三年三月四日、江戸大火、

芝泉岳寺門前より出火、江戸中大抵焼拂、万石已上邸宅類焼六十二軒、万石已下三百廿二軒、御目見以下侍七百八十一軒、表町家十六万九千六百六十六軒、裏町家百一十一万壹千軒、寺院塔頭千三百廿一ヶ寺、神社廿八社、非人小屋千八百十軒、焼場所道法長三里餘、巾十丁餘、焼死人千二百十人、馬百六十七疋、牛十一疋、大名小路にて御老中土井大炊頭、安藤對馬守類焼に付、金壹万兩つゝ、拜借被仰付、松平越前守、細川越中守、松平阿波守、松平土佐守、宗對馬守類焼に付、爲御尋上使被下、御使番也、御奉公相勤候万石已下類焼拜借金千石は五十兩、九百石八百石は四十五兩、七百石は四十兩、六百石は三十五兩、五百石は三十兩、四百石は廿五兩、三百石は廿兩、貳百五十石は十七兩、貳百石は十五兩、御足高御足扶持共拜借被仰付、外御役料は除に相成、返納は來々辰年より十ヶ年賦、百俵已下は百俵より八十俵迄七兩、七十俵より五十俵まで五兩、四十俵より三十俵迄三兩、二十俵より十五俵迄貳兩、十四俵已下壹兩被下、筋違橋御門外原地、同處より和泉橋迄の間火除地、神田橋御門外より常盤橋御門迄の火除地、増上寺表門前馬場、赤羽橋明地<sup>(コノ橋アルカ)</sup>、右八ヶ所に、小屋を懸、市人の可便所なき者、其最寄に

隨て被令相宿、日々三度ツ、御救飯被下、

四月四日に小屋引拂也、其間最寄の大小名、又町屋杯より様々の施物有之、是に不限、所々へ借屋又ハ假宅致候もの迄も、家内人別相改、壹人に付米三升、鳥目貳百文つゝ被下之、且死去之者追福、本所於回向院、四月三日より五日迄二夜三日法要執行公義より被仰付、四月廿七日、材木問屋、同仲賣、大工、左官、家根屋、石工、鳶人足、疊刺、瓦師、同職人、荒物問屋、水油問屋の者とも、直段手間料等引上間敷旨、町奉行より嚴重之沙汰有之所、内々にて過分の利潤を貪逆、重立し者十人を追放せらる。

【武江年表】 七 文化三年三月四日、晝九ツ時、芝車町より出火、<sup>中</sup>類焼凡長貳里半、幅平均七町半、諸侯藩邸八十三宇、寺院六十六箇寺、名ある神社二十餘ヶ所、町數五百三十餘町と聞ゆ、又焼死溺死千二百餘人といへり、類火にあひし賤民御救の小屋、十五箇所へ建て、こゝに憩はしめ、食物を給る、此餘の貧民へも米錢を給はる。

【雜事記】 文化三寅年三月四日五日火災に付、類焼窮民露宿之者被差置候小屋場左之通、

- 一 筋違橋御門外<sup>方</sup> 火除地 同 四間二十五間 小屋三ヶ所
- 一 和泉橋邊之間 火除地 同 三ヶ所
- 一 浅草堀田原 同 壹ヶ所
- 一 神田橋御門外<sup>方</sup> 迄之火除地 同 三ヶ所
- 一 常盤橋御門外 同 壹ヶ所
- 一 上野山下原 同 壹ヶ所
- 一 虎御門外<sup>方</sup> 迄之火除地 同 貳ヶ所
- 一 幸橋御門外<sup>方</sup> 迄之火除地 同 貳ヶ所



- 一 増上寺表門前馬場 同 壹ヶ所
- 一 赤羽根橋際明地 同 貳ヶ所

合八ヶ所棟敷十六

一金杉濱邊に 是者、漁師共海邊を離レ赤羽根邊に移候事難義之由、依願此所相増申候

一 右小屋場に入候人數、壹ヶ所に多キ節千五百三十九人有之處、右小屋場に無限被差置候筈にも無之間、四月五日迄に引拂申渡、寂初之内流浪之者に壹人に白米三合、握飯三つ宛にいたし被下候、

此惣人數五萬六千九百五拾五人、

此白米百七拾石八斗六升五合、

此焚出し葺屋町、堺町芝居に被仰付、右兩町茶屋共に握らせ配り候は、御普請役町同心付添、手桶に入、人足に爲荷、日々爲配候事、

一 右露宿之者之外、居所相定り居候窮民之分は、町役人申立次第吟味之上、向柳原町會所并本八丁堀稻荷社内兩所に而、御救米錢被下候、員數左之通、

白米千六百三拾四石

錢 壹万七百十八貫七百文

獨身者に者白米五升宛 錢貳百文宛

但 貳人暮以上者白米三升宛 錢貳百文宛

メ人數五万三千四百九十九人

文化六年、伊勢寂照寺僧月僊、繪ヲ善クス、畫料ヲ積ンデ富ヲ成シ、遂ニ貧民ニ賑給シ、又遺言シテ遺產ヲ官ニ納メ、以テ賑救ニ備フ、是歲寂ス、

【古畫備考】

十一

僧月僊 尾州人、伊勢山田寂照寺住持也、○中文化六年寂、年八十九、

僧月仙善畫、人請之、必題自作詩曰、避人題惡詩、傳僧月仙修淨土教、住伊勢寂照寺、嗜畫、從圓山應舉學、後做雪舟筆意、以寫山水人物、名顯四方、請求者不絕、以致貲巨萬、以其金錢甚、人或護之、及晚建山門、修佛殿、廣買經疏、賑救貧民、臨死遺言、又納金於官、以備賑救、於是人始服焉、衰語、

仁孝天皇、文政二年閏四月、越前福井ノ書肆會津屋清右衛門等、備荒ノ爲メニ社倉ヲ設ケントシ、同志ヲ募ル、是月、勸諭ノ冊子ヲ頒ツ、

【甲子夜話續篇】

二十

（文政三年） 此春、林子小冊を示して曰、此書頗る行ふべきの法也、寫し置給へば、必ず後日の成を冀ふと、因て爰に擧ぐ、

社倉勸諭

此小冊御このみの御方様へ

は、進上可仕候間、御遠慮なく

御申越可被下候、



越前福井社倉施本

弘所

書林

汲古堂



夫善事を行ふことは、人を救ふより大なるはなし、人をすくふには、饑饉の年に過たるはなし、饑饉にあふては、賤しきものうゑに及び、はげみ働くことあたはざれば、子として親に奉るべき食なく、親もまた子をはごくむべき力なし、かゝる時節には、かならず疾病はやるものにて、つひにはみちにたふれ死するものいくばくといふかすもしれず、誠にあはれむべく、かなしむべき事なり、此ときのごんで、かねて身上もよく、仁愛ある人は、その力の及ぶ程は施し救ふべき事勿論なり、たとひ仁愛の志ありても、其力及ばねば、一時に救ひほどすべき手だてなし、こゝに於て考ふるに、古人のはじめたまひし社倉社とは連中の事、倉とは土蔵の事なり、連中して土蔵をたてなす、米穀をつみたたくは、きんりに人をすくはんための手當なり、といへる良法あり、世のさまざまげにもならず、國の費にもならずして、人を救ふの趣方なり、其仕方は、連中をこしらへ、一人前より一日に錢一文づゝをよけをく時は、一月に三十文なり、一年に三百六十文なり、連中百人なれば、一年に三十六貫文なり、千人なれば三百六十貫文なり、此千人にて、十年の間つもる時は、三千六百貫文なり、これを銀にすれば、大略三十五貫目なり、まづ三十五貫目の銀あれば、高直の米にしても百斛ばかりはかこはるゝなり、此米をもつて、饑饉の時粥などにして施すべし、ことに方々所々に於いて、みなそれ〴〵に連中して施す時は、幾千萬の人命を救ふもはかるべからず、功德善行の大なるこれにしくものなからむ、志ある人はたがひにすゝめられて、すみやかに此社倉の法を行ひたまへかし、

一、日に一文の錢は、貴賤ともに何をなしても得ざるべきや、一杯の酒を減じても、七文の錢を得べく、一飯の菜を減じても、五文の錢をうべし、然るに珍味にはらをあかしめ、美服に身をつゝめども、人にほどこす事をこのまず、或は金銀多かつみ蓄えて世を過せども、子孫に至りて其家だんぜつし、跡方なきもの、今も昔もためし少からず、司馬溫公の家訓にも、こがねを積て子孫にのこせども、子孫これを守ることあたはず、書物をつみて残せども、子孫よむこと能はず、陰徳をつみて、子孫長久の計をなさんにしかじといへり、しかれば士農工商ともにをのれが業を上げみて、父母に孝養をつくし、子孫に善道を教へ、儉約を守り、なをわが身の上を省きて、社倉に加入し、陰徳の種をまき給へかし、

金銀にかぎらず、我身勝手の手のみするは、これを利を以て利とすといひ、わが身をはぶきても人の爲となる事をするは、これを義を以て利とすと云ふと大學にのせ給へり、されば天地の間に充滿して、とれども〴〵つくることなき大利あり、今もよほす所の社倉も、我に損なく人に益ある陰徳なれば、一人行ひたまへば一人の功德なり、ましてや多くの人をすゝめ、饑饉のそなへをなしたまはゞ、功德廣大はかるべからず、しかれば、今は目に見えぬ少しの施しなれども、年々陰徳の功つもるときは、其身災難なく、家門さかえ、何につけても仕合よく諸福いたるべし、これみな陰徳の功によつて、をのづから到る所の利なり、ありがたきことならずや、よく〴〵おもひ考ふるに、貴賤ともに、一年のうち無益の事に費す錢つもらば、いくらもあるべし、つとめてこれらの費をいましめ、なを前にいへる一盃の酒を減じて、七文の錢をうれば、社倉の錢一文をよけても、かへつて六文の益をうるなり、かく物ごとに、人々専ら心を用ひば、その益はかるべからず、しかれば、社倉のすゝめに加入する事かたきことにもあらず、ことにわれも人も共に益ある陰徳を行ふ根本ともいふべし、

一、社倉錢多少によらずあつまり次第、諸人ともにゆるす所の有徳の人にあげ置、何時にても指支なく用を辨ず



る様にはかるべし、尤多くつもれば、米穀にてたくはえ置べき事、第一の備なれば、米錢ともに出納受渡立合封印等にいたるまで、身がらもたしかなる人をえらび、諸事嚴重にいたすべき事なり、  
一、社倉錢之義は、立合封金にてあづけ候事に候得ば、利足の沙汰なき事勿論なり、尤社中社外共に借用と申事、かたく禁制の事たるべし、

右社倉の事は、齊家寶要といふ書の中に、朱文公の社倉記に本づきて、ねんごろにしるしたれば、志ある人は、かの書について熟覽したまふべしといふことしかり、

文政二年己卯閏四月上諭

今度當所に於いて、社倉相企申候間、御加入の御方様は、毎月晦日、書林會津屋まで御出錢可被下候、將又他所他方に於ても、御同志の御方様は、御連中御催被成、其ところへにて御企被成候様所希候、以上、

月 日

社倉幹事團

越前福井西米町

書林 汲古堂 會津屋清右衛門

六年七月十日<sup>丙子</sup>江戸駒込ノ商高崎屋長左衛門、私財ヲ投ジテ困窮者ヲ救フ、是日、幕府之ヲ賞ス、

【寶曆現來集】

十

文政六未年七月十日、町奉行伊賀守申渡す、

十四番組名主八左衛門支配  
駒込迫分町家持

高崎屋長左衛門

此者儀、困窮之者に少々宛手當致候儀者、幾度も有之、先達雨天打續候節、平生出入致候者共七人に、玄米一俵宛、二十人程には白米一斗宛差遣し、其上當五月二日夜、同町三五郎宅より出火、此者宅は臺所計類焼致候處、近邊類焼店借之者は、五人程に金二朱宛、家主十一人には金百疋宛、平日出入候職人、其外類焼之節、配付候者には、都合十一兩程、火除掛り町役人等には、酒配り、且近邊類焼之御家人等には、品にて見舞差出候段、奇特之儀に付、右之趣申上候て、爲御褒美銀三枚被下置候間、難有可奉存候、右伊賀守於白洲御褒美被下置候、

十二年三月二十一日<sup>乙卯</sup>江戸大火、幕府、諸所ニ假屋ヲ設ケ、罹災者ニ米錢ヲ施ス、

【徳川禁令考】

二十八

救恤使 文政十二年

大火に付類焼窮民野宿之者に、握り飯被下并御救小屋御取建、

附右掛り被仰付御褒美、

文政十二年三月廿一日晝四半時頃、神田佐久間町<sup>丁</sup>目河岸細工小屋より及出火、北大風ニ面、西へ柳原通り須田町片側通り、新石町より鎌倉河岸御堀端通り、數寄屋橋御門外八官町、丸屋町、山王町迄、東之方は、兩國西廣小路、永久橋、新川新堀、靈岸島、鐵炮洲、佃島一圓、南は芝口金六町、新橋迄通り町左右、芝口三丁目東側迄限り、木挽町築地海手迄類焼、大火に付、同廿三日幸橋御門外六ヶ所に御救小屋御取建、右御小屋入類焼之窮民に、壹人白米三合當に而握り飯可被下置、文化三寅年之例を以御何濟に相成云々、

此大火に付、類焼致、往還井廣場等ニ蕪張致野宿罷在候者共爲御救、左之場所々<sup>(々々)</sup>に御小屋御取建、出來次第於其場所に、人數に應シ握り飯可被下段、御伺之上被仰渡、右御趣意早々行届候様、各様に御通達可申旨、御詰合御役人方に被仰渡候に付、勝手次第右最寄之御小屋に可罷越旨、御組合限行届候様、御取計可被成候、此段



御達申候、以上、

一筋違橋御門外壹ヶ所、

一幸橋御門外壹ヶ所、

一江戸橋廣小路壹ヶ所、

一數寄屋橋御門外壹ヶ所、

一神田橋御門外より常盤橋御門外迄之間貳ヶ所、此小屋場之間五丁程隔り

一松屋町河岸貳ヶ所、

一築地門跡前貳ヶ所、

右御達申候、

丑三月廿三日

町會所

年番肝煎

丑三月廿三日より、五月廿一日迄、野宿并小屋入人数、  
一拾九萬千拾貳人

此白米五百七拾三石壹斗貳升九合

但一日壹人に付、白米三合之握り飯壹ツ、味噌添、半紙貳枚に包相渡申候、  
一文化度大火之節は、  
一五萬六千九百五拾五人、

但一日壹人に付、白米三合ツ、  
此石數百七拾石八斗六升五合、

右之通に御座候、外に小屋入不致類燒窺民に相渡候米錢員數之儀は、別段申上候、以上、

丑六月十八日

年番肝煎

同七月六日、榊原主計頭様に被召呼御座敷左之通被仰渡候、

町會所年番  
肝煎名主

源太郎

八左衛門

惣藏

新右衛門

源七

市之丞

市藏

六右衛門

同名主

五郎兵衛

藤八



其方共儀、當三月大火之節、類焼窮民共に、握り飯相渡に付而、日々曉より町會所に相詰、焚出方差配致シ、并御救小屋之見廻り、人數高等取調、其外御救米錢渡方之節は、多人數之事故、是又早朝より罷出、深更迄も調方致シ、格別骨折相勤候に付、爲御褒美銀三枚宛、別段金七百疋宛差遣、

丑七月

同月十日、於町會所御救渡中、格別骨折候に付、年番肝煎拾人に別段爲御手當金拾兩被下候、

同五月廿九日、支配方類焼窮民四歳以上より壹人に、白米三升、錢貳百文宛、獨身者には白米五升、錢貳百文宛、於町會所被下候、

【文恭院實記附録】 文政十二年、神田佐久間町より火發り、折しも西北の風強くして、焼ひろかり、芝口に及へり、此間一里には遙にまられる家居焼亡せし事思ひやるへし、この火にあへる町々、よるへなき窮民の露宿せむは、いと便なかるへしとて、便よからん所々に急き苦葺の假屋多く設けよと、町方勘定方の奉行等に賑救の命を下し給ひしかは、餘焔いまた收まらざるに、其下吏をしてこゝかしこ馳めぐりしつらはしめし程に、神田橋、筋違橋、幸橋、數寄屋橋の門外をはしめとして、江戸橋、松屋町、築地西本願寺門跡前、其外とも都合十一ヶ所へ件の假小屋一時に落成しければ、露宿すへかりし老若男女、とみに其所々に移しつとへられて、雨露を凌ぐのみか、朝夕の食をさへそ下したまはりける、新見正路記

【薪煙見聞記】 御救小屋ニ罷在候人數 四月中旬

一筋違 取初三百人餘  
當時百五十拾人餘

一神田 同四百八十人程  
同三百五十人

一江戸橋 同三百六十八人  
同二百五十九人

一常盤橋 同貳百七十六人  
同貳百四人

一數寄屋橋 同四百五十八人  
同三百三十八人

一幸橋 同四百人程  
同三百人

一松屋橋二ヶ所 同五百三十八人  
同四百五十八人

一築地 同千九十八人  
同九百六十五人

一兩國 同四百六十八人  
同三百餘人

人數ノ最初四千八十人餘、此節三千貳百五十人餘、

【寶曆現來集】 十五

一同年五月廿五日、廿六日、廿七日、此三日の間焼失日稼の者に、大橋向親藏會所において、御救米被下、大人小兒の差別なく一人に付、

白米三升、烏目二百文宛、

此人數六萬九千五百六十三人、

白米合二千八十六石八斗九升、

錢ノ一萬三千九百九十三貫六百文、

此金五千二百四兩二匁二分五厘

一神田并下町邊の焼土を以、神田岩井町より鎌倉河岸龍閑町迄、火除土手築立被仰付候、此御入用入札を以、左之通落札、御勘定立合町方掛り、

一土手延長五百五十三間、



敷九間、高さ二丈、馬踏六尺、

此坪九千七十九坪六合六勺、

一御仕法帳面左之通り、

金五千四百三十兩一分と七匁五分御請負、

内譯

一金千八百兩

土手築立人足

一金二千兩一分と九匁

燒土引込車力共

一金三百六十五兩一分

是は二間物栗丸太四千四十本、舟賃車力とも、

一金七百五兩二分と六匁

から竹一萬六千五百本、舟賃御拂所竹張代金

一金七十三兩と十三匁

杭打留人足

一金六十四兩

藁菰之類并車力共

一金八百七十兩

御拂數二百二十間、高さ三尺切込、砂利丸太石土手間車力、芝切植付人足、請負掛りども、

一金百九十兩

芝切植付人足

右土手腹附上土置之儀は、土手敷二間通り、地山を拵相用候積、尤荒木田山土を以、置上げ仕候儀共、

一金七百八十七兩三分

右に付、御増金被下置度奉存候、

天保二年二月六日<sup>己丑</sup>米價騰貴シ、庶民困窮ス、是日、幕府、令シテ江戸ノ窮民ニ施米ス、尋デ又秀忠ノ二百回忌ヲ修スルニ當リ施行ス、

【徳川禁令考】<sup>二十八</sup> 救恤使 天保二年二月六日

米高直に付御救米被下之事

此節米高直に付、町々困窮之者<sup>ニ</sup>爲御救、三歳以下之小兒は相除、男壹人<sup>ニ</sup>白米五升宛、六拾歳以上拾五歳以下之男并女壹人<sup>ニ</sup>、同三升宛被下之、

右之通被仰渡、一同難有奉頂戴候、仍如件、

天保二年二月六日

町々

家主連印

二月朔日より五月二日迄、町會所靈岸島建添地兩所に而、御渡有之候惣高、

白米壹万三百九拾五石八斗七升、

人數貳拾七万八千三百五拾三人、

口數九萬百貳拾貳口、

【視聽草】<sup>六集之三</sup> 天保二年御施行米被下町數

天保二辛卯年春、<sup>(徳川御意)</sup>台廟二百回御忌に付、江戸町々<sup>ニ</sup>白米被下人數荒増左之通、<sup>中</sup>

町數千四百七拾七ヶ所、

天保二年

五四七



メ人数貳拾五万九千七十三人、

二月廿五日より、於柳原親藏被下之、

男壹人白米五升、女壹人同三升、

小兒男女共三才より十五才迄三升、

六十歳已上男女共三升、

四年是歳、出羽飢饉ス、矢島城主生駒親愛、倉廩ヲ開キテ、飢民ニ賑給ス、

【矢島生駒家譜】親愛 天保四年是歳五穀稔セス、米價騰貴シ、斗米貳貫文ニ至ル、乃チ大ニ賑ヲ發キテ賑濟ス、

五年三月十八日未<sup>癸</sup>是ヨリ先、江戸火災アリ、幕府、假屋ヲ建テ、類焼者ヲ收容ス、是日、令シテ

近ク假屋ヲ取拂ハンコトヲ布達ス、

【天保五年御救一件】

大火之部

午三月十八日肝煎名主源太郎に申渡

肝煎名主に

先月上旬、火災に而致類焼、差當り居所も無之野宿いたし候者共、當分之内雨露を凌候ため、小屋を取建入置候得共、無際限可差置儀にも無之、不遠内引拂候儀可申渡儀に候處、其節に至り、無存懸事之様に存候類有之候も難計候間、銘々住所は勿論、家業取付方等、此節も心懸ケ、追而引拂日限申渡候節、不及迷惑様、小屋入之もの共に得と教諭可申聞置候、

午三月

類焼窮民小屋場引拂之儀相伺書付

主計頭<sup>○柳原</sup>町奉行

伊賀守<sup>○筒井</sup>町奉行

出雲守<sup>○土方</sup>定奉行

忠五郎<sup>○中川</sup>定吟味役

類焼窮民御救小屋に罷在候もの共之内、身寄等に立退候もの、此節迄に千三百人程も有之、残三千七百人餘罷在候處、右之もの立退方、心任に致し置候而は、際限も無之候に付、當月限りに其小屋内立退候様可申渡と奉存候依之此段相伺申候、以上、

午三月 文化三寅年は、三十日程に而小屋内引拂、去ル巳年は五十五日に而小屋内引拂、且此度日數之儀は、四十八日程に相成可申候、

五年是歳、是ヨリ先諸國飢饉ス、大坂ノ商平野屋五兵衛、鴻池屋善右衛門等、各資ヲ出シテ窮民ヲ救フ、

【天仁風便覽】巳午年部

序

夫天地は萬物を生ずるを以て靈とす、君は民を惠を以て心とし給ふ、是則先王有不忍人之心、斯在不忍人之政矣、誠なる哉、伏て惟見るに、四の海靜に、御代泰平に治り、惠みを万邦に垂給ふ、至徳光輝普して、末がすへまで

天保五年

五四九



安穩に照し玉はぬ里もなし、實いにしへにも例稀なる御惠によりて、山海の賊徒放僻邪侈の憂をしらず、農工商とも活業に豪釐の障なく、且は月花のながめも心にまかせる御仁政、仰も尙恐あり、然るに去る癸巳(天保四)載五穀不實にあらねど、氣候の巡還にて充盈ならざる州や有けん、冬半より翌午としいたり、米穀の價いたつて貴くなり、庶民の中極貧者は既に凍餒の憂におよべり、於是公より米穀の御倉庫を開せられ、莫大の御惠を下し給ふにより、貧窮の者たちまら飢餓の難を免る、全御仁惠の國恩何の代にか忘るべき、嘗て上に仁風の御徳在ゆへに、庶民かならず草徳ありて、浪華郷中につらなりて西宮兵庫の中にも營豊なる富商の輩、おのづから不忍人惻怛の心より世の疲癯殘疾惻獨鰥寡の顛連而無告者も、固吾同胞たる理を感發して、公に奉告て、各金銀米錢分に應じ極貧者に施ぬ、依て公にも奇特に思召せられ、其後御褒美として金銀若干を下し玉はり、或は御譽被爲置ぬ、因茲庶民御仁惠の廣大なるを肝膽に徹し、感嗟せざる者なし、如是上明らかに、下淳朴に安穩なる世にし住る庶民の怡然を、尙後の世に永くつたへんと惻怛の情を發し、且は活業の冥加をおもひ、往時享保年間の仁風一覽に準へ、浪華の書林公に奉願上、さくら木に彫殘さば、覽者直に不忍人惻怛の心を亞で、もつて儉を守り、貧窮の者を恵み施し、入則孝出則弟たるの道を謹で身におこなひ、妻子従類和睦せは、些少は國恩を奉報の理にも爾からんか、此緣故を序せよと予に需む、依て不肖を不顧、惻隱に原の意を感じて、靜安舎南窓の下に筆を把事しかり、

天保五年  
丁酉季春

浪華

樹下定賢謹書

田 田

大坂

米 七百八拾五石九斗五升  
 貳百八拾七石七斗七升  
 錢 三百貳拾貳文 金貳兩壹歩  
 五十一貫文  
 銀 三拾貫目  
 六貫五百目  
 貳千七百貫文  
 銀 三拾貫目  
 貳千七百貫文  
 錢 拾五貫文  
 銀 五百枚  
 米 貳千三百貫文  
 八拾貫文  
 銀 貳拾貫目  
 貳千七百貫文  
 六拾五貫文  
 錢 六拾五貫文  
 銀 貳拾三貫文  
 米 貳百枚  
 銀 貳百枚  
 錢 八百貫文  
 貳十五貫文  
 錢 五百五拾貫文  
 千五百貫文  
 貳百六拾五貫五百文

天保五年

今橋壹丁目  
平野屋五兵衛

今橋貳丁目  
鴻池屋善右衛門

玉水町  
加嶋屋久右衛門

大川町  
加嶋屋作兵衛

内平野町貳丁目  
米屋平右衛門

和泉町  
鴻池屋新十郎

今橋貳丁目  
鴻池屋他次郎

吉野屋町  
辰巳屋彌吉



天保五年

錢 千五拾貫文  
 四拾四貫五百文  
 米 貳拾壹石  
 千貫文  
 百三貫五百文  
 錢 千五拾貫文  
 米 拾九石貳斗六升  
 貳百貫文  
 六貫五百文  
 錢 三百貫文  
 錢 五百貫文  
 六拾貳貫文  
 錢 四百貫文  
 百六拾貫文  
 錢 貳百貫文  
 五貫文  
 銀 百五拾三匁九分  
 米 壹石三斗四升  
 六貫文  
 米 貳石六斗壹升  
 六貫文  
 三拾貫三百文  
 ○下略、以下大坂兵庫津ノ  
 慈善家ノ姓名ヲ掲ゲタリ、

五五二

立賣堀四丁目  
 近江屋休兵衛  
 安土町貳丁目  
 炭屋安兵衛  
 高麗橋壹丁目  
 三井八郎右衛門  
 瓦町壹丁目  
 炭屋善五郎  
 玉水町  
 嶋屋市兵衛  
 堀木町  
 升屋平右衛門  
 平野町貳丁目  
 米屋喜兵衛  
 過書町  
 天王寺屋忠次郎  
 北久太郎三丁目  
 近江屋半左衛門  
 今橋貳丁目  
 鴻池屋庄兵衛

積善陰德之家必有陽報と古人の金言宜哉、薄命あるひは貧窮の者に資財を恵み施して、其の謝禮を不受は全く陰

德ならずや、たとへば菓種を時不異して、一旦其德の隠るゝに似たりといへども、生々須臾も不止して地中に  
 其芽を突出し、積年華實のさかへを見るごとく、往昔享保年中開刻の仁風一覽に載る某等の家名、今一百有餘の  
 星霜を経るといへども、尙連綿として存在するもの不少、是全く陽報の理むなしからず、華實穰々たるにあらず  
 や、乾坤奚ぞ私あらんや、然に今般去る午載資財を施せし諸人の名所を記録畢ぬ、其後申西兩載におよび、惠施  
 夥多ありといへども、茲に洩しぬ、續刻後輯を俟つて閱すべし、故に世の仁勉て陰德を冥々の中に積、廣く衆を  
 施し、子孫永續華實の榮を見む志の鞏あらん事を希而已、

于時天保八丁酉年春季春

樹下恂敬白 ㊦ ㊦

【大阪市史】 二 天保の凶荒(其一)

○上豊作といひ凶作といひ、共に久しく連続すること無し、文政十一年七月、東海道筋出水あり、八月九州大雨  
 あり、筑前、筑後、肥前三國被害最も甚しく、死者千人に及び、九州全土を平均して四分の作柄なりしかば、米  
 價俄に騰貴し、十二月仕舞相場肥後米八十六匁に達しぬ、天保元年同三年諸國違作あり、引續き翌四年も出羽大  
 洪水、奥羽流作、關東大風雨と聞へ、前年来概して高直段を保ちし米價は、八月九日加賀米八十五匁、筑前米九  
 十二匁、肥後米百目五分に上り、同月十四日始めて米價騰貴抑制の觸書發布となれり、曰く、新穀時節に向ひた  
 るに拘らず、米直段高直にて細民難澁の間あり、米商人其外共謂無く將來の高直を豫想し、一分の利潤を考へ、買  
 占圍置を爲すべからず、小賣米も亦正道の直段を以て賣買すべしと、九月播州多可郡に暴民蜂起して、富家を破

天保五年

五五三



壞したりとの報あり、市中人心漸く動搖し、浮説張紙頻々として行れ、堂島帳合商中止を見るに至れり、官東組  
 與力朝岡助之丞、西組與力内山彦次郎を播州に派して暴徒を捕縛せしめ、市民を戒めて無根の張紙に貪著するこ  
 と勿れ、若し張紙を爲す者を發見せば告訴すべし、町々又は己人にして圍米を賣却せんとする者は、町奉行所に  
 届出づるに及ばず、此際勝手次第賣却すべし、但し他國に直賣するを許さずといひ、米方年行司に告ぐるに、帳  
 合商の中止が正米直段に影響を及すこと大なるを以てし、誠心誠意之が繼續を計るべしといひ、又酒造屋には本  
 年の酒造額を減じ、例年造高の三分ノ二たらしむべしといへる幕令を傳へたり、次いで酒造米の賣買、酒造道具  
 の賣買、及貸借、酒造屋の酒買入は、賣買双方より、酒造著手結了又は休業は本人より、其都度月番町奉行所に届  
 出でしめたるは、本令の勵行を期せるに外ならずと知るべし、然れども米價は十月半頃建物中國米九十六匁五分、  
 筑前米九十六匁五分、肥後米百一匁六分、廣島米九十一匁五分にして、其後愈々引上げ十一月二三日頃中國米百  
 廿八匁三分、筑前米百廿七匁三分、肥後米百三十六匁五分、廣島米百廿五匁三分、白米小賣直段一升百六七十文  
 といへる高直段を示したれば、市民の困難一方ならず、町奉行矢部定謙、戸塚忠榮重ねて本年八月令の趣旨を細  
 説し、此際貧富を問はず儉約專一に心掛くべしと諭しき、御觸書之留并濱方記録、賑富一覽、  
 珍々録、御觸及口達、(天保四年)

米價騰貴による細民の困難は、京江戸却て大阪に超え、江戸にては御救米の下付十月中二回に及べり、大阪にて  
 も是月官有の圍米二千三百俵を安價に賣却し、右代銀三十三貫七百目を三郷惣年寄に貸付け、惣年寄より月三朱  
 の利子を以て、之を郷中に貸付けたるを發端とし、尋いで圍米掛惣年寄并に肝煎年寄より、町々又は一己持圍米  
 高の中より、極貧者に米錢を施與せんとの出願あり、官之を容れ一町限窮民を調査せしめしに、南組千二百三人、

此家數五百廿六軒、北組六百九十二人、此家數二百三十七軒、天滿組二百七十九人、此家數九十六軒、合計二千  
 百七十四人、此家數八百五十九軒に及びければ、毎戸に白米一升錢百文、家内人別四歳以上一人につき白米一升  
 と定め、十一月十一日北組、同十二日南組、同十三日天滿組と順を追うて之を施與したり、爾後町々有志米錢を  
 喜捨する者夥しく、施行の範圍及厚薄一ならずと雖も、其主なる分を擧ぐれば、(一)今橋一丁目平野屋五兵衛は  
 是月廿五、廿六、廿七三日に互り、三郷町中借家軒數米商舊記に、三郷借家人總數  
 七萬八千五百九十五軒とありに應じ、一軒につき白米一升  
 を施し、特に持屋敷の借家人には四斗俵一俵宛、出入方家守等には同二俵宛、仲仕には同三俵宛を與へ、(二)今  
 橋二丁目鴻池屋善右衛門、玉水町加島屋久右衛門等豪商廿二名の醸出額銀百十貫百目、錢五千六百五十貫文米商  
 舊記  
 には、銀錢合計一萬七千五百四十九貫二百文とし、賑富一覽には一萬七  
 千二百五十貫文とす、銀錢交換の率明ならざるを以て、是非辨じ難し、は、同廿九日每郷惣會所に於て、町々借家軒數に  
 應じ、一軒分二百廿一文宛を頒ち、(三)殘額五十貫四百四十二文に、淡路町一丁目外三町尼崎町一丁目鴻池屋伊  
 兵衛外四名の醸出額千百十六貫百文を加へ、十二月四日之を以て三郷六百二十町、中傾城町七町傾城町七町には吉  
 田屋喜左衛門の出  
 銀百五十目を分配す、をを除き、殘六百十三町に對し、一町毎に一貫八百七十文を頒ち、更に其殘額を端々十八ヶ所の借家六  
 百四十軒に頒ち、一軒分廿八文宛を與へ、差引二百二  
 十文不足(四)同月二十日立賣堀三丁目近江屋權兵衛外九名の醸出額  
 二百九十二貫七百七十三文を六百二十町に割當て、一町毎に四百七十文差引四百三  
 十一文不足を配分しき、賑富一覽、米高直十  
 高直に付御觸并町々丁人  
 施行致候一件、米商舊記、に付諸書上扣、米價

米價は十一月二三日頃を最高とし、同月十七八日頃は中國米九十七匁五分、筑前米九十六匁五分、肥後米百目二  
 分、廣島米九十六匁に暴落し、之と前後して多額の施行ありたれば、市中一時少康の狀を呈せり、然れども本年



風水害を被れる諸家の届出高によれば、仙臺藩の七十五万九千石餘を筆頭とし、水戸家の三十三万石餘、紀州家の十九万三千石餘之に次ぎ、十三藩にて合計百七十八萬石餘なれば、江戸大阪共廻米高の減少は免るべからざる數なり、是に於てか來年新穀入津期迄を如何にして繼續すべきかとの問題は、當然起らざるを得ず、町奉行は連に米穀節約を諭し、市民も亦其旨を奉じ、粥を煮、雜穀、芋、大根、蕪類を交へ食して、一意「喰延」を計り、糧米焚方傳、救民安逸傳、飢食教帥、日用食鑑、竈の賑ひ等、米穀を節約して口腹を充すに足るべき調理法を説きたる小冊子は、東西兩地に於て紛々として刊行せられたり、十一月廿一日官米方年行司に申渡して曰く、米商賣に限らず何商賣にても見込商を行ひ、之によりて利益を獲るは不正といふべきにあらず、然れども時節に應じ、辨別する所あるべし、當表有米高減少せば米直段に影響すべきにつき、他所賣の儀は専ら差略を加ふべし、諸人の難澁を顧みず、一分の利潤を考へ、注文あらばとて多數の石高を糶買するに至りては、買占賣の惡評を被るも、之を解くに辭無かるべしと、珍々錄、米商舊記、御觸書之留并濱方記録

有米高の拂底は、獨り大阪のみならず三府皆然り、是月幕府令して武家、寺社、町方を問はず、其家々に必要な飯米を除き、其他は江戸に廻送して問屋并に脇店米屋に賣却すべしといひ、翌月上旬大阪表諸家拂米は、七分を仲買にて引請け、残三分を江戸表に廻送すべしと命じたり、されば不足勝なる有米高は、十分ノ三を江戸に吸収せらるゝこととなり、米價復騰貴し、十二月仕舞相場中國米百十四匁、筑前米右同斷、肥後米百十八匁五分、廣島米百九匁五分となりき、御觸及口達、天保四年、永代錄、珍々錄 糶に他所積米高に差略を加ふべしといふや、大阪濱方は命に遵ひ、京都伏見に對し、出米日雨天及市場所休日を除く、毎に六

百三十石を積送るに定め、且つ從來四藏米を積送れるを廢し、外藏米を以て之に代へたり、十二月京都米商人等同地町奉行の手を経て、廻米の増額と四藏米の輸送とを請ふや、米方年行司は答書を上りて、去月他所積米高制限令ありしより、一切他所積を謝絶し來りしも、京地は特別の緣故あるを以て、六百三十石を輸送せり、此額は本年正月より十月まで上積となりたる米額を平均したるものにして、別に伏見日用米として七十石を積送れば、京都飯米に不足せりといふべからず、又四藏米は來年正月より二百石宛を交へ送るべしといへり、上積米額の紛紜は之にて解決せしが、翌五年二月に至り、今回は代官添田一郎治、谷町二丁、目下居る、同大原吉左衛門鈴木町に居るより、同人支配の三郷接續町村に出来無きが爲、住民飢渴に苦む旨を町奉行所に交渉し來れり、米方年行司等三郷接續町村に出来を爲さざりしは、先月廿七廿九兩日に止り、之を中止したる所以は出来高を決定せんが爲なりと答へ、尋いで出来高を上申し、自今毎月大原吉左衛門支配地たる難波村に百石、木津村に四十石、今宮村に三十石、勝間村に百二十石を送り、添田一郎治支配地たる天王寺村、南平野町、北平野町に三百五十石を送るに決し、又磯多村送米高は最初百五十石と上申せしも、同村人數高天保四年十月の調査に五千三十九人、内男二千四百六十三人、女二千五百七十六人とあり、相應勘辨を加ふべき旨諭示ありしを以て、更に五十石を増して二百石とせり、此外大阪より毎月住吉、安立町、新家に八十石、八尾に二十石、平野に二百石、又毎日堺に百五十石を積送りき、然るに添田一郎治は天王寺村南平野町の爲に増額を請求し、此地農業を營まざる人數一万三千四百四十二人あり、一人一日の飯米平均三合とすれば、一日四十石三斗二升餘、一ヶ月千二百十石に當る、之に對して三百五十石にては、到底需用を充す能はずと述べしが、米方年行司は前記三百五十石の石高は、去年正月より十月に至る間、同地方出来高の平均なるを以て、其以上を送る



能はずと答へたり、米商舊記、永代録

天保五年正月の初相場は、前年の仕舞相場に比し、一二匁の高下あるに過ぎず、是月半頃西町奉行矢部定謙、米方年行司を召し、舊冬年末に至り帳合商の中止したるを責め、又市中搗米屋にて買取りたる少量の米を、在方に持参して高直に賣渡すを禁じ、同三月兵庫津米市場株主、同諸荷物問屋年寄、同穀物仲買年寄に達し、大阪入津の米穀を引請け、大阪相場より高直に賣買するを戒めたり、但し官邊にて如何様沙汰あるも、舊冬越年米七十九万俵といへる少数にて、有米拂底なれば、相場は追々引上げ、五月初相場夏建加賀米百十五匁、中國米百三十四匁、筑前米百三十四匁八分、肥後米百三十六匁、廣島米百廿六匁となり、同十日には加賀米百三十三匁二分に騰貴し、細民の難澁名状すべからざるに至れり、當時大阪質屋仲間より質屋年寄に與へて、古手直段平準に至るまで、質直段を二割下と爲さんと請へる書中に、去秋以來流質のみにて受質無く、同業者中大中質屋を除き、小質屋四百軒餘將に破産せんとすとあり、細民困窮の反證と爲すべし、珍々録、御觸書之留并濱方記録、御觸及口達(天保五年)御何口上覽書

町奉行所にては諸家中廻米高最も多き九藏を撰び、早々廻米あるべしと依頼し、次いで諸家藏屋敷一統に告げて曰く、當表有米高追々減少し、五月末日有米高廿二萬、八千七百三十俵といふ、新穀入津迄取續覺束無く、江戸は當地に比し更に切迫せりと聞ゆ、眞に危急存亡の秋といふべし、故に此際江戸廻米の外、能ふ限り大阪表に廻米あらんことを望む、當地有米額増加せば、自ら江戸に影響し、相場下落し、諸民歡樂の色を生ずべし、尤も自今三分通江戸廻米に及ばざるを以て、其旨を領し、百姓町人の商米をも交へ、早々廻米あるべく、尤も廻米高判然せば、到着以前通告ありたしと、かく藏米納屋米の入津を促すと共に、現在大阪に存して而も市場に出でざるものあるを慮り、(一)預米、貯

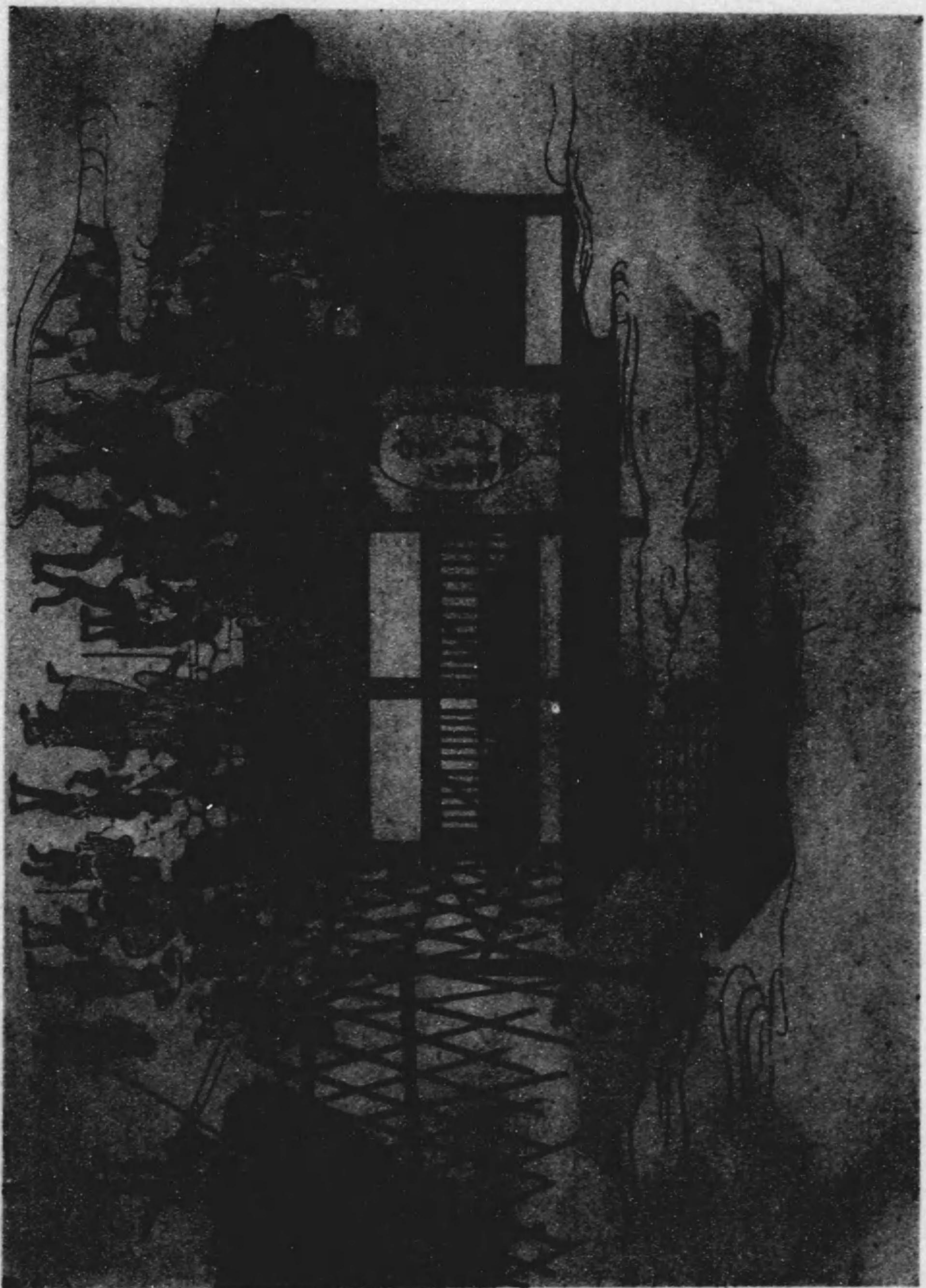
米、并に商品賣代銀の代に請取れる米穀、(二)去秋賣拂後新穀に買替へたる町々又は己人の圍米、(三)餘分の飯米を所有せる者は、早々賣出すべしといひ、又右米高は勿論、納屋物問屋所有の米高并に追て廻著すべき石高、酒造屋所有の持越米高共一町限年寄町人立會の上、調査上申すべしと命じて、藏米以外の有米高を知らんとし、本年酒造額は例年造高の三分ノ一たるべしと傳へて、潰米の節約を計り、堂島市場を攪亂せる無株者を捕縛して、不正手段に因る米價の騰貴を制せんとする等、有米潤澤相場引下の方法に就いては百方手段を講じたり、(御觸及口達、米商舊記、天保五年)

窮民賑恤につきては、去年の例に倣ひ圍米掛惣年寄及肝前年寄より、圍米の一部を施與せんと願出で、之を許可したる旨、五月十三日の口達に見ゆるも、其結果を知り難し、次に三郷及端々に下付せられたる御救米千石は、川崎御藏場に於て、同月廿二、廿三、廿四三日に互り北組、南組、天満組の順序を以て之を請取り、町毎に三斗俵五俵宛の割當額にして、其殘額は同上三日間に端々に配賦せられたり、當時町々、組合、又は己人より米錢を施與すること頗る多かりしが、其主なる分を擧ぐれば、(一)鴻池屋善右衛門、加島屋久右衛門の錢二千七百貫文宛を筆頭とし、町々又は己人計四十九口の醸出額合計錢二万九百貫五百文は、町々端々借家中救助を要せざる分を除き、七月九日一軒分三百三十八文の殘額又は不足額を明記せざるを以て、正確なる窮民を頒ち、(二)船町々中より差出せる錢三百貫文は、同日去年十一月の調査にかゝる極難澁人同上の理由により、極難澁人を二千二百軒と見て大差無は人員にして軒數にあらず、但し十一月中旬第二回の届出を行はしめ、然れども去年十一月の調査に二千二百餘とあるたること、米高直に付諸書上扣に見ゆれば、其際員數を増したるにや、に割當て、一軒毎に百廿八文を與へ、(三)唐藥問屋、藥種仲買、今橋一二丁目、及北久太郎町四丁目松屋伊兵衛の醸出額錢二千四百十貫文は、翌十日(一)の借



家人に一軒分三十三文宛を頒ち、(二)の借家人に一軒分十一文の増錢を爲しき、御觸及口達、(天保五年)米價高直に付御觸并丁々人方施行致候一件、七月十一日曉、堂島新地北町より失火し、竈數七千五百六十軒を焼き、近年希有の大火となれり、官罹災者を道頓堀芝居小屋に收容し、尋いで天満東寺町前に御救小屋を建て、之に移し、又大火に乗じ材木板類其他諸色を騰貴せしめ、家賃手間賃を食ふべからずといひ、類焼者中救助を要する分を調査し、町々、諸仲間、及有志の施錢額を五百貫文以下二百貫文までを施行せる者四人、錢百五十貫文以下五十貫文まで、并に米錢を併せて右錢高に相應せる施行額を行へる者三十二人、米十石錢五十貫文以下、又之に相應せる物品を施行せる者千六百六十二人、此外四百九十四町、八仲間并に有志八百三人よりそれ、金錢物品の施行あり、天保七年九月、官是等義捐者を賞して白銀或は褒詞を賜ひ、を頒ち、一軒分第一回五百文、第二回一貫文、十二月に至り第八文をを與へたり、是より先き東町奉行戸塚忠榮召に應じて江戸に赴き、西町奉行矢部定謙獨り任に在りしが、施設する所幸にして機宜に適し、米價騰貴に加へたる大火災も、左して人心に動搖を與へざりき、御觸及口達、(天保五年、同七年)珍々表アレドモ略ス、

曩に諸家に令して追廻米を依頼するや、諸家も亦其意を領し、七月二十日加賀米三千石、米子米五千七百廿六石、丸岡米五百俵の届出ありしを始とし、續々として届出あり、殊に土用中快晴打續き、諸國豐作の見込なりしかば、米價は漸く引下げ、八月二日加賀米七十二匁五分、中國米九十四匁、筑前米右同斷、肥後米百八匁、廣島米八十九匁となり、市民并舞して之を祝せり、十月十一日出米額に加へたる制限を撤廢し、翌月酒造額三分ノ二減令を撤廢して、去年の如く三分ノ二造たらしめ、又寶曆十二年令を反復し、諸家廻米國許を津出せば、出帆の日限石數等を藏屋敷役人より町奉行所に届出で、之を實米と認めて切手を發行するを許し、入津の都度藏屋敷役人、藏元町人、居年寄、米方年行司等臨檢すべしといへり、十二月仕舞相場筑前米六十九匁六分、肥後米七十三匁六分

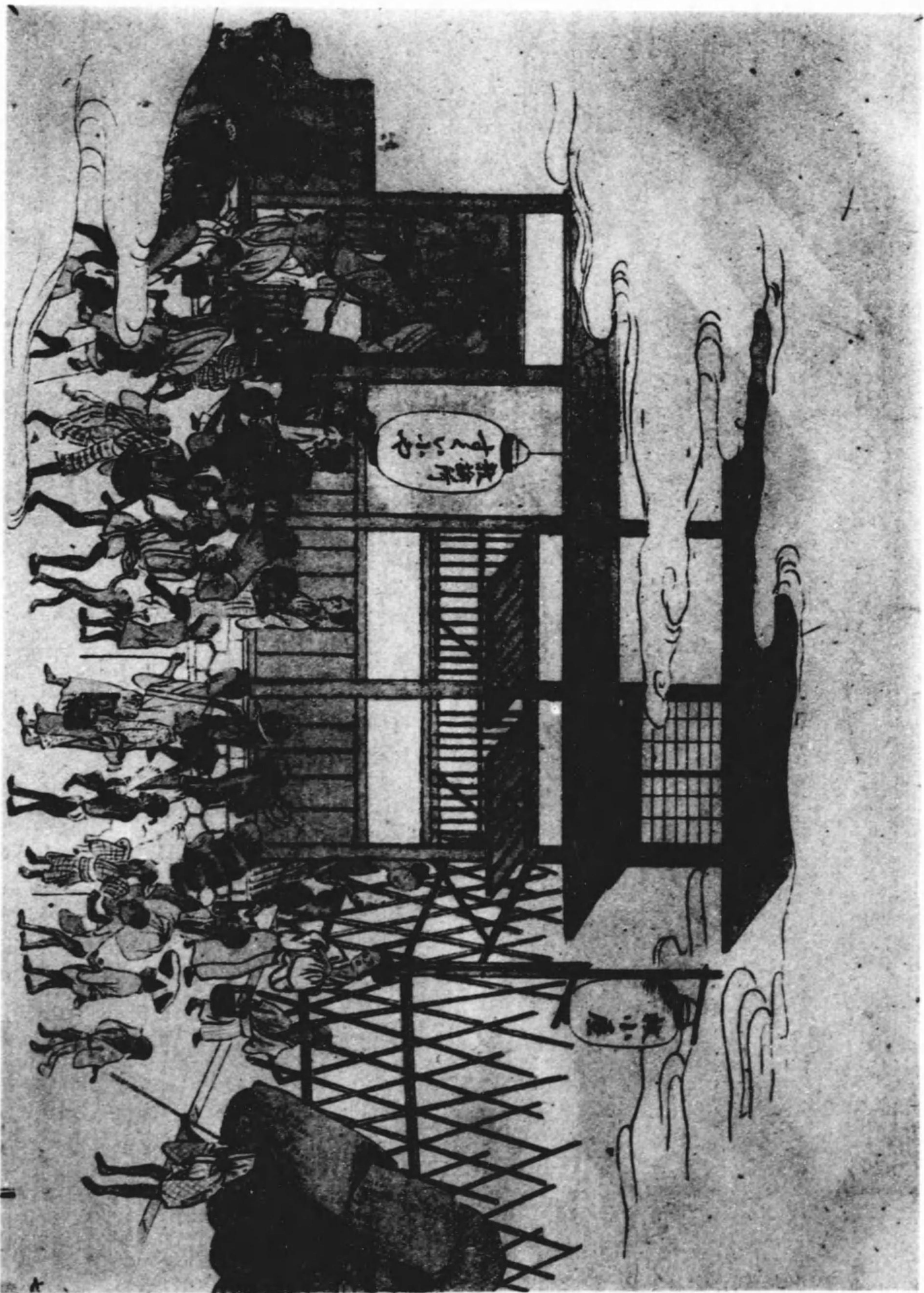


荒歲流民救恤圖



家人に一軒分三十三文宛を頒ち、(二)の借家人に一軒分十一文の増錢を爲しき、御觸及口達、(天保五年)米價高直に付御觸并丁々人方施行致候一件、七月十一日曉、堂島新地北町より失火し、竈數七千五百六十軒を焼き、近年希有の大火となれり、官罹災者を道頓堀芝居小屋に收容し、尋いで天満東寺町前に御救小屋を建て、之に移し、又大火に乗じ材木板類其他諸色を騰貴せしめ、家賃手間賃を食ふべからずといひ、類焼者中救助を要する分を調査し、町々、諸仲間、及有志の施錢額錢五百貫文以下二百貫文までを施行せる者四人、錢百五十貫文以下五十貫文まで、并に米錢を併せて右錢高に相應せる施行額を行へる者三十二人、米十石錢五十貫文以下、又之に相應せる物品を施行せる者千六百六十二人、此外四百九十四町、八仲間并に有志八百三人よりそれ〳〵金錢物品の施行あり、天保七年九月、官是等義捐者を賞して白銀或は褒詞を賜ひぬ、を頒ち、一軒分第一回五百文、第二回一貫文十二月に至り第八文をを與へたり、是より先き東町奉行戸塚忠榮召に應じて江戸に赴き、西町奉行矢部定謙獨り任に在りしが、施設する所幸にして機宜に適し、米價騰貴に加へたる大火災も、左して人心に動搖を與へざりき、御觸及口達、(天保五年、同七年)珍々表アレドモ略ス、

曩に諸家に令して追廻米を依頼するや、諸家も亦其意を領し、七月二十日加賀米三千石、米子米五千七百廿六石、丸岡米五百俵の届出ありしを始とし、續々として届出あり、殊に土用中快晴打續き、諸國豐作の見込なりしかば、米價は漸く引下げ、八月二日加賀米七十二匁五分、中國米九十四匁、筑前米右同斷、肥後米百八匁、廣島米八十九匁となり、市民拵舞して之を祝せり、十月十一日出米額に加へたる制限を撤廢し、翌月酒造額三分ノ二減令を撤廢して、去年の如く三分ノ二造たらしめ、又寶曆十二年令を反復し、諸家廻米國許を津出せば、出帆の日限石數等を藏屋敷役人より町奉行所に届出で、之を實米と認めて切手を發行するを許し、入津の都度藏屋敷役人、藏元町人、居年寄、米方年行司等臨檢すべしといへり、十二月仕舞相場筑前米六十九匁六分、肥後米七十三匁六分



荒歲流民救恤圖



にして、越年米百十二萬三千俵餘を有しき、去秋以來米價騰貴につき、御觸口達雨の如く下るや、「またしても、(全通)おふれノ」と丁人を、犬のごとくに可愛がらるゝ」と嘲りしが、今や定謙の徳を頌して「やへうれし、駿河のふしの山よりも、名は高う成米は安う成」といふに至りぬ、凡そ天保四五兩年に互り、町々有志の義捐額甚だ多し、同八年春其氏名九千二百十五人米錢雖出額は重立ちたる分を擧げ、其を略せるを以て總額を知る能はず、を録して、仁風便覽一冊を刊行す、蓋し享保の仁風一覽に倣へるなり、永代録、珍々録、御觸及口達、(天保五年)賑富一覽、反古籠、仁風便覽、

八年正月、是ヨリ先、天下大ニ飢饉ス、是月、三河田原ノ藩士渡邊登、京都ノ儒北小路大學助ト謀リ、同志ヲ誘ヒ、京都三條河原ニ假屋ヲ結び、飢饉流民ニ衣服醫藥ヲ施シ、又死者ヲ埋葬ス、

【荒歲流民救恤圖并略記】

天保七丙申夏、雨水災ヲ爲シ、海内一般ノ凶稔ニシテ、米價日々沸騰シ、秋冬ニ至テ、貧民飢餓ノ者甚多シ、加之惡疫流行シ、道路ニ餓死スル者夥シ、目下其慘狀ヲ見ルニ忍ス、於是不肖定靜教諭所儒師北小路大學助ナル者ト謀リ、普ク都下ノ同志者ヲ募リ、官ノ許可ヲ經テ、同八年丁酉正月ヨリ、三條橋南ノ破ニ於テ、數區ノ小舎ヲ結び、是ヲ救小屋ト唱へ、飢饉ノ流民ヲ招集シ、衣食醫藥ヲ救與シ、死者ハ埋葬シ、翌九年三月ニ至テ止ム、凡十五ヶ月間也、救恤スル者總テ一千四百八十餘人、内死亡セシ者九百七十四人、死者埋葬ノ寺院七ヶ寺也、則

五條坂 安祥院 砂川 常林院 繩手 西願寺 繩手 三綠寺 繩手 高樹院 寺町今出川 佛陀寺 六波羅 寶福寺

天保九年四月

田原 渡邊登源定靜并記

天保八年



二月十九日卯、是ヨリ先、大坂元與力大鹽平八郎、飢民救濟ニ就テ、官私施設ノ當ヲ失スルヲ憤リ、自ラ藏書ヲ賣リテ窮民ヲ賑恤ス、遂ニ黨ヲ集メテ亂ヲ企ツ、是日、事ヲ舉ゲ、市街ニ火ヲ放チ、富豪ヲ襲ヒ、官兵ト戦ヒ、敗レテ自殺ス、

【大阪市史】 二 天保の凶荒(其二)

天保五年七月、堂島新地の大火以來、火事沙汰少からず、十二月廿六日瓦屋橋東詰より失火し、東方に延焼して札ノ辻町に至りしは、大火の中に數ふべし、かくて翌年春に至り、近々大火あるべしとの神託を得たりと言觸す者あり、人心恟々として堵に安せず、官令して其無根なるを辨じ、縱令之を聞くと他に傳ふべからず、火の元を慎み、用水桶の準備を怠る勿れといへり、夏秋の候諸國風害ありしこの説傳り、前年の凶歉に懲りたる市民は、風聲鶴唳に驚き、蜚語紛々として起り、帳合商中止すること再三、是冬火災復續出し、十月廿一日には安堂寺町二丁目上半より失火し、翌月廿二日には本町橋東詰南詰より失火し、孰も數町に延焼せり、月末發布の口達に「先月以來所々大火に而及難儀候者共不少」と見ゆ、左して不作の年柄にもあらざるに、人心兎角動搖し易し、所謂山雨將に來らんとして風樓に滿つるの類か、御觸及口達(天保六年) 珍々錄

天保七年は四月より雨多く、土用に至り甚だ冷氣なり、米價は初夏以來追々騰貴し、六月廿六七日頃夏建物米子米八十六匁、中國米百匁、肥後米百四匁、筑前米九十七匁五分、廣島米九十三匁五分となり、尙又騰貴の勢を示せしかば、七月幕府は酒造額を例年造高の三分ノ一に減じ、又大阪町奉行所は堂島市場に告げ、去月以來帳合商

が度々中止となりたるを遺憾とし、凶作を豫想して猥に糶買を試み、騰貴の趨勢を助長すること勿れといへり、幕府自ら凶作を豫想して酒造額を減じ、而も他に責むるに凶作を豫想するの不可なるを以てす、矛盾と言ふべきのみ、八月諸國水害あり、九月朔日頃米子米百七匁、同二十日頃百三十一匁に上り、他藏米も之に伴ひ、中國米百五十二匁五分、肥後米百六十二匁五分、筑前米百三十目、廣島米百四十三匁五分となり、浮説張紙盛行る、米價の騰貴に因る細民の難澁は言はずして明なり、彼等は魚食を厭ふに非ず、口腹を充せば足れりと雖も、如何せん度々の水害の爲に、青物類大不作にて、諸色高直となり、米に交へて食する物をも得難く、加ふるに銚錢仙臺錢の混用又は不足錢の通用により、錢價著しく下落し、市況萎縮して失職者多かりければ、細民の難澁は天保四年に比して更に甚しきものありたり、官搦米屋に令し、小賣米直段の高下は最も細民に影響するを以て、時節を顧み、能ふ限り下直ならしむべし、若し不正の所業を爲す者あらば、急度沙汰すべし、又差札に小賣直段を明記すべしといひしが、九月廿四日夜高津五右衛門町某雜穀賣捌方に奸曲の事ありと稱し、暴民相集りて其居宅を襲ひ、之を破壊しぬ、縱令不正の所爲ありとも、私刑を加ふるこ公儀を無視するに當れば、町奉行所は吏を派して暴民を逮捕すると共に、一方には正路の商賣を促し、又一方には多人數群集するを禁じたり、是時に當り名吏矢部定謙召れて江戸に往き、西町奉行は後任者未だ定らず、又東町奉行は戸塚忠榮より大久保忠實讚岐守、天保五年七月任命を経て、跡部長弼山城守、天保七年四月任命、之に任じ、在勤町奉行は良弼一人なりき、珍々錄、御觸及口達(天保七年) 御觸書之留并演方記録是より先き八月圍米を所有せる町々及己人は、他所直賣を爲すべからずとの條件を附して、圍米を自由に賣却するを許されしが、右圍米の一部を出して窮民を賑恤したき旨、惣年寄を以て出願するに及び、官之を嘉し、將碁島



の糶藏にある園籾四百石の内三百俵を出し、白米に仕上げ、窮民一人につき五合を限り四十五文にて賣渡さしめたり、九月十七日更に川崎糶藏を開くを告げ、一町毎に買請希望者の員數を届出でしめ、其數に應じて手印札を下付し、糶米は之を白米に摺立て、特別廉價を以て米方年行司に賣下げ、年行司より搗米屋に賣渡し、搗米屋は印札と引替に、一人につき白米五合を四十二文にて賣立てたり、然れども米價愈々騰貴し、細民の困窮愈々甚しきに至り、川崎將棊島兩園籾の廉價販賣を廢して無代拂下とし、拂下を受くる町々及端々の窮民は、依怙偏頗なく調査せしめ、而して既に代錢を徴收せる分は之を返付しぬ、民間にても亦競つて賑恤に従ひ、分與方を惣年寄に申出でたる分のみにても、鴻池屋善右衛門、加島屋久右衛門の錢千八百貫文宛を筆頭とし、町々又は己人計八十四口にて、金五兩、銀十枚、錢一萬五千四百八十五貫三百四十八文に及び、仍て今回調査せる極難澁人には、名前前に三百文宛、家族一人に百文宛を頒ち、前に御救米を下付せる窮民には一人住の者に二百文宛、二人住以上は家内人數に拘らず三百文宛を與へ、又天満東西搗米屋中より醸出せる白米十七石五斗一升を極難澁人に分配し、每一人五合人員なるか明ならず、一般難澁人の人員、獨身者、妻帯者の區別等亦皆不明なり、を與へぬ、時に十月六日なり、御觸及口達(天保七年)、南米屋町園籾買請人連、印帳、施行錢請取候南米屋町借屋人連印帳。

既に新穀入津時期に向ひたると、官民多額の賑恤を行へるとにより、十月に至り相場稍々下落し、肥後米百三十七石、中國米百三十目五分、筑前米百三十目、廣島米百廿三石五分となり、市民大に安堵して尙一層の下落を望めり、去年十一月幕府諸家に令し、本年より江戸大阪廻米高を文化度三年間の平均額に據るを要せず、勝手次第廻送すべしといひ、従つて家中并に百姓作徳米も、右同前文化度三年間の平均額に據るを要せざることとなりし

が、本年は諸國違作なるが爲、毫も増廻米令の影響を見ず、作柄最も悪き奥州は二分八厘、最も善き山陽道南海道と雖も五分五厘を超えず、全國を平均して四分二厘四毛といへる凶作なれば、廻米高の抄々しからざるは當然にして、かくと見たる人々は、米商人なると素人なるとを問はず、一齊に買方に向ひたれば、米價復騰貴し、十一月下旬肥後米百五十目、筑前米百四十目を出でたり、官令して米商人に非ざる者の米穀買占、又は他所積に從事するを禁じ、米方年行司に諭して他所積米に差略を加へしめ、年行司は旨を奉じて、毎月難波村に八十石、木津村に四十石、今宮村に二十石、勝間村に九十石、天王寺村、北平野町、南平野町に二百八十石、穢多村に百五十石、住吉、安立町、新家に六十石、八尾に二十石、平野に百五十石、又毎日堺に五六十石、伏見に四十石京都に五百二十石を送るに決し、其旨を仲買一統に通知すると共に、藏米の入札に躊躇し、廻米をして他所に入津せしめ、當地有米高を拂底ならしむべからずと注意せり、十二月跡部良粥より諸家藏屋敷に廻狀を以て、先般來増廻米其他米穀融通の件につき再三の令達ありて、本年は例年より廻米高増加すべき筈なるに、新穀入津高極めて少く、既に藏拂に及べるものあり、本年の凶作による減少は止むを得ずとするも、當表に入津すべき廻米を他所にて賣捌けるが爲、入津高を減じたりとの風説あり、万一此の如き失體あらば、米價の騰貴を促し、人氣を害し諸家融通向にも影響する所あるべしと告げ、尙與力朝岡助之丞をして其意を敷衍細説せしめたるを以て見れば、諸家が大阪廻米を堺兵庫等にて賣却せりといへる風説は、風説のみに止らざりしなるべし、珍々録、本丸廻狀留、永代録、米商舊記、○中略

十一月より十二月に至り、米價愈々騰貴し、十日頃肥後米百五十五石六匁となる、非人夥しく市中を徘徊し、食を得ずして餓死する者あり、慘狀筆舌の盡す所にあらず、十八日窮民一軒につき御救米五合を與へ、南米屋町借家人四十四名の御救



米請取證文に、「米價彌高直に付、厚御仁惠を以、當九月方度々御救米被爲下置候所、猶又今日壹軒分御米五合宛御救被爲成下重々冥加至極難有仕合ニ奉存候」とあれば、御救米の下付は、九月以後再三に及びしこと明なれども、回数及期日を詳にせず、又町々、諸仲間、及有志より新に施與を申出でたる錢一萬二千九百廿三貫四百文、金二百八十五兩一分、銀一貫四百三十九匁に、十月の施錢殘額を加へ、前回通の割合を以て窮民に頒ちぬ、本年仕舞相場肥後米百五十一匁五分、中國米百四十二匁五分、筑前米百四十一匁、廣島米百三十一匁五分、越年米高五十一萬二千俵といへる希有の少數にて、小賣相場は最高白米一升二百文、大豆百廿四文、酒二百八十文、薩摩芋一貫百八十九文に達し、窮乏の裡に八年丁酉を迎へたり、珍々録、御救米請取候南米屋、町借屋人連印帳、近來年代記、

春とはいへき名のみにて、市街は寂々寥々たり、偶々親戚知己相會するも、諸色の高直を歎ずるのみ、談他事に涉らず、舊冬江戸表にては細民救助の一策として、錢相場引立の爲錢の買上あり、大阪にても巨商大賈に命じて錢の買上を行はしめ、之により十二月上旬八匁一分の錢相場は同月下旬九匁三九分となりしかば、新春早々錢商の諸色直段を引下ぐべき令ありき、正月廿七日三郷火消年番町廿一町の年寄を東番所に召し、城代土井利位大炊古河の命により、現米二千石を白米に仕立て、三郷井に兵庫西ノ宮の借家人中殊に困窮せる者を調査し、竈數に應じて分與すべしと傳へしが、實施に先ち米價突如として騰貴し、肥後米百六十八匁八分、筑前米百五十七匁五分に及び、此騰貴は本年加賀米廻著無かるべしとの風説によりて生ぜしものゝ如く、二月四日官風説の全然無根なるを告げ、同十七日先年以來類焼せる家屋にして、未だ再建に著手せざる分は、成るべく工事を起して細民に職業を得せしむべしと諭し、又二千石の御救米を分ち、一軒分三升八合を與へ、窮民聊か愁眉を開くを得たり、嗚呼是時に當り、誰か二日の後兵火天滿の一角に起り、三郷百餘町に延焼するに至るを想はんや、珍々録、米商舊記、御編及口達

(天保七年)

大鹽亂

一、擧兵の決心ニ準備

東組與力大鹽平八郎身藏にして性甚だ鋭明なり、其職に在るや、勇往直前、猾吏を斃し、姦卒を誅し、妖婆民心煽誘の害を除き、又僧侶羶腥汚穢の風を一新す、京師、奈良、堺の官司も亦之に倣ひ、貪婪の吏を黜け、姦邪の僧を誅するに及び、平八郎の名聲遠近に震へり、而して彼をして此の如く能く手足を展ぶるを得せしめたるは、町奉行高井實徳なり、故に天保元年七月、實徳老を告げて代を請ふに及び、平八郎「義不得不共棄職以招隱」として歸休を請ひ、家督を養子格之助東組與力西田青太夫弟に譲りて退隱し、辭職の詩、并に序を作りて其志を明にせり、時に年三十八、壯強の年衆望翁屬の時に當り、決然として權勢を去りしかば、聞く者驚愕せざるは莫かりしかど、平八郎の知己を以て許せる山陽は、子起固より當に然るべし、然るに非ずんば以て子起と爲すに足らず、吾嘗て其精明を過用して鋭進折れ易きを戒む、子起深く之を納るといひ、平八郎も亦自ら「其働成就之後、其功に依而褒美官職知行抔賞候と、自分一家之榮を相喜相慶し、實心其主家天下之事を不思勝成ルものに御座候、是義何レも只今に始候事に者無之、古より之流弊に候、僕其儀を嘆息いたし候付、先年より追々其私情を去ル工夫に力を盡し、下賤なから心付候事者、身并家をも不願、寸心一杯に盡し、誠に危事共相犯し候、爾來或人に被惡、或人に被妬被誹、或頭の耳に逆候事共諫諍いたし候義、中に者貴兄も御存有之候通にて」云々と記せり、寒氷烈日の如き彼の行爲は、衆望を得ると共に衆怨を集めたるなり、彼が實徳に倚つて江戸に召されんことを請ひ、其望を遂げず



して不平鬱積せりといふが如きは、區々たる私見を以て、中齋の胸裏を推せるもの、全く其非を辯せずして可なり、洗心洞詩文、大齋中齋手翰、(關根一郷氏藏)洗心洞刻記附錄抄、○中略

天保七年米價騰貴して、市民大に之に苦むや、官諸侯に命じて大阪廻米を多額ならしめ、堂島濱方をして意を米價の平準に致さしめ、圍籾を施與し、又富商家に賑恤を促す等、百方救助の手段を講ぜりと雖も、其施設猶矛盾する所あり、即ち町奉行所は有米の潤澤を計り、接續町村に輸送すべき米額を定め、町村より密に三郷に來りて少額の米穀を購ふ者あれば、之を捕縛するに躊躇する所無く、而も幕命に應じて多大の石數を江戸に廻送するに盡力せり、富豪有志米錢を施與せざるにあらず、其額必ずしも寡少なりとせざるも、是等豪商にして諸家の藏屋敷に出入せる者、平日振舞と號し、金談に託して藏屋敷の諸役人を誘ひ、狹斜青樓に出入して一夕千金を投じて惜まざるに比しては、少額に失せるものと言はざるを得ず、平八郎の檄文に「此節米價彌高直に相成、大坂之奉行并諸役人にも萬物一体之仁を忘れ、得手勝手の政道をいたし、江戸へ廻米いたし、天子御座所之京都へは廻米之世話も不致而已ならず、五升一斗位之米を買ひに下り候もの共を召捕扱いたし、實に昔葛伯といふ大名、其農人の辨當を持運ひ候小兒を殺候も同様、言語同斷、何れの土地にても人民は徳川家御支配之ものに相違なき處、如此隔を付候は、全奉行等之不仁にて、其上勝手我儘之觸書等を度々差出し、大坂市中游民計を大切に心得候は、前にも申通道徳仁義を不存拙き身故にて、甚以厚ク間敷不届之至、且三都之内大坂之金持共、年來諸大名へかし付候利徳之金銀并扶持米等を莫大に掠取、未曾有之有福に暮し、丁人之身を以大名之家老用人格等に被取用、又は自己之田畑新田等を夥しく所持、何に不足なく暮し、此節之天災天罰を見ながら畏も不致、餓死之貧人乞食をも

敢而不救、其身は膏粱之味とて結構の物を食ひ、妾宅等へ入込、或は揚屋茶屋へ大名之家來を誘引參り、高價の酒を湯水を呑も同様にいたし、此難澁之時節に絹服をまとひ候かはらものを妓女と共に迎ひ、平生同様に遊樂に耽候は何等之事哉、紂王長夜の酒盛も同事、其所の奉行諸役人手に握居候政を以、右之もの共を取メ、下民を救候儀も難出來、日々堂島相場計をいしり事いたし、實に祿盜にて決而天道聖人之御心に難叶、御赦しなき事に候」とあるに對しては、當時の有司豪商當に辨解の辭無かるべし、是に於てか已に新奉行の施設に飽かざりし平八郎は、此未曾有の天災に對する官私の施設宜しきに適せざるを見、「蟄居の我等最早堪忍難成、湯武の勢孔孟之徳はなけれ共、無據天下のためと存、血族の禍をおかし、此度有志之もの共申合、下民を憐し苦メ候諸役人を先誅伐いたし、引續き驕に長し居候大坂市中金持之丁人共を誅戮し、其所藏の金銀米錢を散布して貧民救済の本願を果さんと欲し、勃然として立てり、平八郎が藏書數万卷を齎ぎて貧民に施與する所ありしは、擧兵に臨んで人を集むるの便に資せしものミするも、有司巨商之に覺醒して禍を未發に防ぐを得ず、遂に平地に大波瀾を生ずるに至り、舊愼年寄今井克復氏談話(史談會速記録)、大鹽平八郎檄文、

弟子東組與力同心の不安に對する同情と、町奉行并に富商家の擧作に對する不平とは、平八郎を驅りて暴動を敢てせしむるに至れり、或は平八郎格之助をして飢民賑恤を良弼に強諫せしむること再三なりしも用ゐられず、又鴻池屋善右衛門等十數名につき、救済の金を借らんことを求めて拒絶せられ、爲に暴擧を速にせりといふものあれども、確證無きのみか、事實に遠し、恐らくは後人の附會ならん、平八郎を目して痼積の甚しき者なり、悍馬の如しといへる矢部定謙の評は甚だ當れり、「顔細長ク色白キ方、眉毛細ク薄キ方、額開キ月代青キ方、眼細ク釣







自宅に於て、或は人に託して之を行ひ、其都度若し天満方面に出火あらば、必ず大鹽邸に參集すべき旨を傳へ、かくて平八郎の恩恵に浴したる者合計一萬餘人に及び、其賑給の範圍は市内并に攝河兩國六郡三十三町村に跨りたれども、郡部に於ては東成郡茨田郡を主とし、自餘四郡は僅に一二町村に過ぎざりき、評定所吟味何書、(平山助次郎引札、代官根本善左衛門書取、舊惣年寄今井克復氏談話、(史談會速記録)、○中略)

#### 四、亂後の賑給

二月十九日巳ノ刻より燃續きたる火災は、廿日戌ノ下刻に至り漸く鎮りしが、同夜より翌日に互りて大雨あり、難を番場に避けたる罹災者には、鹽の中に踞れる産婦あり、筵の上に臥せる病者あり、疱瘡流行の折柄とて、之に感染苦惱せる小兒も多く、其状見るに忍びず、彼等が苦悶呻吟の聲相合して遠く玉造口土橋に聞えたりといふ、されば急に道頓堀劇場を以て罹災者收容所に充て、保護を受くべき親戚故舊無き者を入らしめしが、家財を携へて避難せる人々は、之を託する所無きに苦み、收容所に入らんを欲して入る能はざるもの多かりき、廿一日官令して暴徒の鎮定を告げ、民情を慰撫し、毎町をして番人を置かしめ、又類焼者の家財は御救掛町を設けて之を保護せしむるにより、安じて收容所に赴くべしと諭したり、但し、道頓堀の收容所は咄嗟の間に成り、久しく此地に罹災者を置く能はざりしにより、新に天王寺御藏跡及天満橋南北兩詰に御救小屋を設けて之に徙し、三月四日道頓堀收容所を閉鎖しぬ、新收容所に於ける被害民は三郷混淆なるも、其事務は各組之を分擔し、天満橋南詰東元堺町にあるものは北組、天満橋北詰にあるものは天満組、又天王寺御藏跡五月北組收容所にあるものは南組之を掌り、毎組に掛町を置き、掛町ならざる町々よりは毎夕申ノ刻を期し、二町宛一組となり、町代二人人足二人を出



し、掛町と交代して夜警の任に當り、明朝を以て掛町と交代せしめたり、是時御救掛惣年寄の説諭に曰く、御救小屋にある者は速に各々一定の職業を求めて、自活の資を求むべく、借家を求むる者あらば、家主は不法なる家賃を取らずして其要求に應ずべく、又奉公を望む者あらば、御救小屋にありたるを名として、無下に之を退くること勿れと、三ヶ所御救小屋に收容したる罹災者は、今其員數を明にせずと雖も、悉く窮民を收容し得たるにあらざるは論無し、城代土井利位再び現米二千石を發し、御救小屋以外の窮民にして三郷井に兵庫西ノ宮に散在する者を賑し、三月八日毎戸に白米二升八合を分配し、又加島屋作兵衛、千草屋恒五郎、堂島新地十町等、町々及己人四十八口の義捐額合計錢二萬七千三百廿五貫文、金千疋、米十俵を三郷類焼難遊人に施し、同月十日毎戸に錢一貫文大鹽焼による焼失總數合計一萬二千五百七十八軒なり、是等を悉く難遊人と見做して、毎軒一貫文を施すも、尙多額の一貫文殘高あり、此殘高は爾後申出でたる町々及有志の施錢額と併せて、本年六月廿六日及七月四日の施行錢に充てられしなれば、を分配せり、咬榮秘記、御觸及口達(天保八年)、御救米請取候南米屋町借屋、人御請證文、施行錢請取候南米屋町假住居類焼難遊人連印帳

二月下旬市内の秩序稍々恢復せしも、尙婦女童幼の飛語流説に周章狼狽するあり、又入津米の少額なるべきを臆測して悲觀する者ありしかば、官市民に諭し、安堵して業を営ましめ、有力なる暴徒は大抵或は縛に就き或は自刃したるを以て、危惧するの要無し、來る雜祭も例年の如く祝すべしといへり、此他搗米商が糶に直段を引上げ、或は押買狼藉を恐れ、門戸を閉して容易に小賣せざるを戒め、建築材料たる材木板類其他諸色直段を出火以前に等しからしめ、家主の不法なる家賃を食り大工左官等の規定外の賃銀を要求するを禁じ、米方年行司に諭して米相場の平準を計らしめ、南堀江町三丁目、上難波町、阿波町、堂島船大工町、雜喉場町の町會所に與力同心の出張所を設け、不逞の徒を取締り、本年に限り、特に竹木類を仲買の手を経ずして直接問屋より購入するを許し、畿

内近江六ヶ國の大工、木挽、日雇等を使役するを得せしめ、又隨意の船舶を以て土砂を運搬するを許す等、人心慰撫及罹災者救助の方法を講ずること頗る至れり、御觸及口達(天保八年)米商舊記

三月廿七日平八郎父子自滅し、上下始めて安心せしと雖も、兵亂による悪影響は容易に之を除くを得ず、諸色直段は暴動以後日を追うて騰貴し、二月百六十七匁の肥後米は、三月に二百十八匁五分、四月に二百四十二三匁となり、五月は少しく下りて二百廿五匁となり、六月は復上りて二百四十八匁となり、六月十五日の中國米入札は二百八十五匁三分五厘といへる無比の相場を示し、小賣相場之に伴ひ、最高白米一升三百六十四文、麥二百六十四文、大豆二百八文、小豆二百六十四文に達し、細民の困苦名状すべからず、富者と雖も朝夕は粥を啜りたりといへば、下民は唯露命を繋ぐといふに止り、大根、大豆、小豆、黒米、豆腐滓等を米に交へ炊き、甚しきは糠又豆の皮を食し、路傍餓死者あるに至れり、加ふるに暑氣に向ひ、時疫流行し、死者夥しく、六月中千日の墓所にて火葬に附する者日々五六十人に及び、七月に至り益々甚しく、千日、梅田、小橋の墓所にては、深穴を穿ちて行倒人を投入したりといへり、されば官私力を合せて之が救済に従ひ、本年麥作豊富の聞あり、近在農家食料以外を麥を收穫せば賣却すべし、米商人に非ざる者糶に近國に至り、米麥等を糶買すべからず、搗米屋に就きて米を購はんとする者前後遅速を争ひ、狼藉に及ぶべからず、搗米屋も亦必ず白米小賣代價を差札に明記し、法外の利益を貪るべからずと令せり、而して是等搗米屋に間銀時價と賣價との差額を下付し、一人五合を限り、廉價を以て白米を販賣せしむるこゝは四月以前に起り、飭屋六兵衛、播磨屋仁兵衛、大根屋小十郎等八名先づ之に加り、其後己人又は町中より間銀として米を義捐する者多く、合計二千四百五十石餘に及べり、間銀の下付は多數の市民をし



て恩恵に均霑せしむるものなりと雖も、搗米屋に就いて白米の小買をすらすら得ざる窮民にとりては、直接米錢を與ふるに如かず、是を以て五月十八日官錢五萬貫文を頒ち、窮民毎戸に錢六百四十八文を與へ、次いで去年九月の例に倣ひ、極難澁人の氏名、職業、家内員數、年齢等を調査せしめ、六月廿六日町々及有志の施錢中より錢若干文施錢總額及一軒分割當額を明にせず、但し、極難澁人の調査を去年九月の如くせしめたるより考ふれば、を頒ち、七月若干文施錢の方法も、同年十月の例に倣ひ、名前人一人に錢若干文、家族一人に錢若干文とありしなるべし。四日更に之に準ずる難澁人毎戸に錢四百文を施し、又時疫に對しては享保十八年二月に示せる應急藥法を頒布したり、米商舊記、近來年代記、御觸及口達、(天保八年)、どこし名前、南米屋町御觸及、施行錢請取候南米屋町借屋人連印帳、

下民をして恩恵に狎れしむるは、策の得たるものにあらず、之に糊口の方法を與ふるを以て良案とす、是故に寺社巨商に命じ、普請砂持を行ふべきを勸誘し、又官自ら安治川口目印山上手に船溜開鑿工事を起し、其土砂を運搬する者には男女老幼を問はず一日三回粥を與へたり、是歲九月南米屋町町人より同町年寄宛てたる一札に、「目印山砂運に罷出候もの、井當七月八月兩月分御救錢被下候外、極々難澁人を調査上申すべき命ありしが、我等借家人中之に該當する者無しとあれば、八月にも亦施錢ありしが如し、然れども今其事實を詳にせず、御觸及口達、(天保八年)、手鑑、本年二月の大火の爲、借家の拂底を來し、家屋の貸借につき、又質入したる家屋の焼失につき、紛紜を生じたること論を突たず、家屋借入を申込める者、御救小屋にありたるを口實として、貸與を拒絶すべからず、家質を取りたる者、焼地面を引請けざる可からざるに至らば、帳切出銀は定式の二十分一銀に止め、町々役人等が受納し來れる祝儀銀も、右歩一銀の内にて差略すべしとあるは是が爲なり、六月惣年寄三郷家請人物代并に在郷家請人物代に諭し、家請人は身元引請人無き借家人を保證し、若し家主より借家明渡を請求し、借家人他に立退くべき所

無くば、之を家請小屋に收容し、撫育を加ふるを本旨とす、宜しく今日に當り株式の本意を發揚すべく、町々亦能く此旨を領し、猥に難澁人と稱して家請小屋に送致すべからずといへり、又從來大番衆の御用宿は、北組南組に屬する上町船場勝示町々にて引請けしが、上町勝示町四十七町は類焼後家屋の建築も不揃なるに、既に八月の交代期に逼りしかば、南北兩郷勝示町以外にて助宿あらんことを請ひ、其承諾を得、以て天保十年に及べり、御觸及、(天保八年、同十一年)

大鹽亂後に於ける官私の施設略々右の如し、米價は六月を最高とし、多少の高下は有りながら次第に下落の趨勢を取り、殊に九月に至り、本年豊作の見立ちて、肥後米百二十目に下り、同月廿七日三ヶ所御救小屋を閉鎖するを得たり、然れども饑饉と大火とに困難せるは獨り細民のみならず、中流以上も亦疲弊せること明なれば、是月川渡冥加銀一回分を免除し、五月上納の三千三百七兩を返還し、明年興行の勸進能を明後年に延期し、次いで新城代間部詮勝下總守、九、の巡見に際し、往來を遮斷し、道路橋梁を修繕し、芝居小見世物を休業せしむるに及ばずと令し、目印山裾地冥加銀の上納を猶豫し、又翌九年正月に至り、三郷公入用中に銀百貫目を賜ひ、北組に四十七貫六百十九匁五厘、南組に三十八貫九百五十目二分四厘、天滿組に十四貫二百八十五匁七分一厘を分配せり、是より先き九月幕府は本年の豊作を認められたれども、尙酒造額を去年の如くならしめ、天保四年以前の造高及減石高を精細に届出でしめ、此の如く元高の検査を嚴重にしたる上は、江戸表其他所積の酒樽數の制限は沙汰に及ばずと令したり、故に大阪にても其旨を奉じ、十月十一日米方年行司を召し、他所積米に關する制限を嚴守するには及ばざれど、一作のみにては前年來の不足を補充する能はざるべければ、宜しく勘辨を加へ、融通合



を專一にして正路の賣買を行ふべしといへり、米價は十月肥後米九十三匁七分、十一月九十一匁八分、十二月九十七匁にして、越年米高八十五萬三千九百四十五俵を有しき、御觸及口達(天保八年、同九年、同十年)米商舊記、福田氏天保雜記

天保七八兩年に互れる米價騰貴一件は之にて落著を告げたり、而して其間米價平準に窮民賑恤に功ありし者皆賞を受く、即ち跡部良弼は江戸廻米の功によりて金及時服を賜り、諸家は増廻米の盡力によりて褒詞を得、三郷町々、諸仲間、己人は米錢施行の篤行によりて白米又は褒詞を賜り、又御救小屋に從事せる三郷四百五十九町御救小屋掛を除くの町代は錢百貫文を賜り、其町々には人足賃として百貫文を下付せられたり、本丸廻狀留大村家覺書、福田氏天保雜記、御觸及口達(天保八年)

三月四日、是ヨリ先、幕府、江戸府内町會所ニ於テ假小屋ヲ建テ、米錢ヲ給シテ飢民ヲ救濟ス、是ニ至リ、更ニ品川外ニケ所ニ於テモ亦之ヲ行フ、尋デ、令ヲ出シテ鰥寡孤獨ヲ救ハシム、此頃尾張名古屋城主徳川齊莊、越中富山城主前田利保、阿波徳島城主蜂須賀齊裕、肥前佐賀城主鍋島直正等モ亦各應急ノ法ヲ講ジテ、領内ノ窮民ヲ救恤ス、

【政保間記】 天保八年三月四日、 肥後守殿 只今觸

去申年以來米價高直に付而者、御府内市中其日稼之もの共及難儀候間、町會所におゐて御救米錢被下、又は御救小屋取建、厚御世話も有之候得共、此節に至り候而は、道路に迷ヒ、又は行倒候ものも有之哉に相聞候に付、此度御代官中村八太夫、山田茂左衛門、伊奈半左衛門、山本大膳掛りに而、品川、板橋、千住、内藤新宿邊にも御救小屋取建、御手當有之候積りに付、右躰道路に迷ひ、或は行倒候者等も有之候はゞ、其場所辻番所組合頭取より家來差添、最寄小屋場ニ差出、右組合に入不申向は、銘々家來差添同様可差出候、

右之趣江戸中武家方寺社之向へも、不洩様可被相觸候、

三月

右之通可被相觸候、尤西丸井大納言様御目付にも可有通達候、

三月廿七日、 肥後守殿 來ル晦日觸

品川外三ヶ所御救小屋に入候者之内、當時村方人別相除候ものにも、御料所并万石以下知行出所之分者、可成丈ケ歸住爲致、其餘之分者人物に寄、荒地又は人足寄場等にも被差遣候積、公儀におゐて品々御仁惠之御處置も有之候事故、右御趣意厚く相心得、仕置等申付候ものに無之、村方人別相除候類御救小屋に入候分、懸り御代官より元領主に引渡候はゞ追拂等不致、欠落一通り之ものは、可成丈宥免の上歸住爲致候積を以、手當之儀可被取計候、

右之趣万石已上之向は、不洩様可被相觸候、

三月

七月廿八日 大和守殿

去申年以來米價高直に付、御府内窮民爲御救、品川外三ヶ所に御救小屋被建置候間、道路に迷ひ、又は行倒候類者、辻番頭取家來町役人等差添、右小屋場に可差出旨、當三月中相觸、追々小屋入のものは厚御手當も有之候處、今以御府内立廻り候飢餓之人共不少由に付、向後町方之儀は町奉行組同心見廻り、御救小屋に送方之儀及差圖候様、町奉行に申渡候間、武家屋敷近邊は御小人目付日々見廻、道路に迷ひ又は行倒候者に而も、小屋



入不相願分は相除、實に小屋入相願候者どもは、最寄御救小屋に送方之儀及差圖候様可被申渡候、尤四ヶ所御救小屋をも御小人目付時々見廻り、取締等之儀も心附候様、是又可被申渡候事、十一月十八日 相模守殿

米價高直に付、下賤之者共取續兼、道路に迷ひ又者行倒候類、品川外三ヶ所に御救小屋取建、御手當有之候間、右躰之者は其向々より最寄小屋場に可差出旨、先達而相觸候處、いまた米價下直と申には無之候得共、去秋以來に見競候而は、格別に引下り、最早取續兼候と申時節にも無之候に付、自今小屋入差留候間、其旨可相心得候、右之趣、江戸中武家方寺社之向々にも不洩様可被相觸候、

十一月

右之通可被相觸候、尤西丸并右大將様御目付にも可有通達候、

【天保撰要類集】

五

天保八酉年三月六日、樽藤左衛門役所に而申渡、

御救小屋場に町役人呼出之儀に付、小口年番名主共に申渡寫

今六日町觸差出候通、市中行倒等之もの、町役人見當次第最寄小屋場に召連候節、其もの身元之儀、詰合之御代官手附手代とも相糺、有宿は勿論、假令當時無宿に候とも、元來御當地出生之ものは元居町役人とも呼出引渡、并去秋以來町會所におゐて、一旦御救受候もの共も、是又元居町に引渡、一同所役に手當爲致候積、右に付而は町役人とも呼出し之儀、其度々達有之候而は、手延に相成、差支候に付、此度に限り奉行所差紙と不相混様、掛り御代官中村八太夫、山田茂左衛門、伊奈半左衛門、山本大膳手附手代とも書附を以、

其所支配之名主とも呼出し儀可申遣候、

右之趣御勘定奉行衆御達し有之候間、兼而心得居候様、例之通組々早々可申繼候、

右之通被仰渡奉畏候、爲御請御帳に印形仕置候、以上、

天保八酉年三月六日

南北小口

年番名主共

【天保集成絲綸錄】

百六

天保八酉年三月

大目付に

去申年以來、米價高直に付ては、御府内市中、其日稼之者ども及難儀候間、町會所において御救米錢被下、又は御救小屋取建、厚御世話も有之候得共、此節に至り候ては、道路に迷ひ、又は行倒候者も有之哉に相聞候に付、此度御代官中村八大夫、山田茂左衛門、伊奈半左衛門、山本大膳掛りにて、品川、板橋、千住、内藤新宿邊にも、御救小屋取建、御手當有之候積りに付、右體道路にまよひ、或は行倒候もの等も有之候はゞ、其場所辻番所組合頭取より家來差添、最寄小屋場に差出、右組合入不申向は、銘々家來差添、同様可差出候、右之趣、江戸中武家方寺社之向々にも、不洩様可被相觸候、

三月

右之通可被相觸候、

【置去妻子孤子御救一件】 町年寄共に而可爲申渡案

天保八年

五七九



今三日、南御役所に而被仰渡候、町内置去之妻子并孤之類、當十月迄助合候者、御仁惠之一廉叶ひ不輕候條、間違無之様、右類輩は組合名主立合、實情相糺、其妻子世話致し候事、

一若又左迄窮迫之様子不相聞、妻子置去候始末胡亂に候はば其段相届、可得差圖候事、

一貳拾壹番組之類、小組合之分は、當座賄共差支候節者、隣組三番組名主共勘辨致し取扱可遣、其外共小組合之分は、隣組名主共勘辨可取計事、

右之趣名主共相心得可取計旨、從南御奉行所、被仰渡候間、組々不洩様可申繼候、

(天保八年) 西八月

申渡

組々世話懸リ名主共

引續米價高直に付、厚御世話有之、度々市中御救米錢被下、且當三月中觸置候品川外三ヶ所御救小屋出來、道路に迷ひ、又者行倒もの等御手當有之砌に付、此時節町内置去之妻子并孤之類、目前居町を失ひ、道路に可迷もの者、當分市中一體に而可助合心得を以、左之通、

一稼亭主出奔、置去之妻子并同居親共、

一兩親俄に相果候孤、并亭主相果身寄無之妻子、

右兩様のもの、相應之店請引取人有之分者格別、店受人も實に困窮致し、可便方無之ものは、此節當十月迄、居

町町役人共世話致し可遣、十月後は孰レも店受人に引渡、右入用之儀、其居町限取賄候は、時節柄可及難儀、市中一體之助合に付、惣町小間割出銀申付ル條、當分入用は、居町并組合町々に而、追而月番町年寄方に可書出、惣町小間割出銀方之儀は、場所上中下之差別を以、町年寄共差圖可請、右之趣組々不洩様申通、銘々名主共厚相心得取計、月行事持之場所者、最寄名主心付可取扱、

但番外は可相除、

右申渡趣證文申付ル、

酉八月

酉九月四日廻し濟

町々置去之妻子孤等手當相渡候米錢高之儀ニ付相伺候書付

小印(印) 伊賀守(奉行)

印渡邊三郎助(定組頭)

同(安房) 安房守(奉行)

佐藤清五郎(印)

同(飛騨) 飛騨守(奉行)

岩淺三五太夫(同)

同(田口) 五郎左衛門(時味役)

横山一太夫(同)

松村忠四郎(同)

徳岡榮藏(同)

中村又藏(同)

加藤九平(同)

高橋鐵次郎(同)

町々置去り之妻子孤等手當入用、町會所に而相渡候積り、越前守殿に御伺濟之由を以、伊賀守殿御掛合有之、町年寄共差出候、一人當り米錢員數書付御引渡御座候に付、一覽取調候處、一日一人白米三合五勺、



雜用錢百文、拾五歲以下は白米三合五勺、錢七拾文、七歲以下は白米三合五勺、錢四拾八文宛と有之候得共、佐久間町御救小屋内に罷在候もの共は、一日白米三合宛焚出し相渡候に付、右見合を以、一日一人白米三合宛相渡可然、且拾五歲以下ミロ々員數相分り候而者、取調方混雜いたし、自然不行届儀も出來可申、定例御救渡も、當歲之小兒は人別相除、小屋入ものは四才以上に焚出し被下候儀に付、右渡方も、當歲者人別に不加、拾五歲までは大人並に相渡候積、勘辨之上、定例御救之例ニ見合、員數取調候處、左之通御座候、

男女之無差別一日一人

白米三合

雜用錢百文

但、當歲者相除、拾四歲より貳歲迄者錢四拾八文宛、且極老に候共、米錢員數は壯年もの同様に相渡候積、尤同居之親、其外伯父並拾五歲以下之忝有之候共、其次第に寄、本文之通相渡候様可仕候、

右之通相渡、店賃之儀者、其店に罷在候日數に應じ、月々下ゲ遣し、店請人又者家主方に引取置候分は不相渡候積、且母病氣に而乳出不申分、又は病死欠落いたし、難儀之段申立候當歲貳歲之小兒は、定例御救米錢之外、乳貫手當錢相渡候に付、右様之類者、定例之見合を以、書面米錢之外、乳貫錢も相渡、其外病死取置料之儀も、定例に見合相渡候様可仕奉存候、右手當渡方之儀者、一ヶ月三度に割合、十日分宛前廉に相渡、伺之通被仰渡候は、右之趣町會所年番名主に申渡、町々名主共に爲申達候様可仕候、依之町年寄差出候書付、并年番名主共に申渡書案相添、此段相伺申候、

置去妻子其外町内手當申出候者申上候書付

町年寄

當八月三日、被仰渡候置去り并孤等、其廉々届出候者、左之通御座候、

一置去り妻子四人

三番組 淺草田原町貳町目

當八月十一日手當、

一夫病死身寄無之妻子二人

同組 同町

右同日手當、

一夫病死店請養ひ之妻子三人

七番組 佃島

當八月廿二日手當、

一置去り之母姉二人

拾五番組 麴町谷町

同月十一日手當、

一孤壹人

同 元鯨河橋八軒町

同月十日手當、

一夫病死身寄無之妻子三人

拾七番組 深川元町

同月十五日手當、

メ拾五人

天保八年



右之通町内手當仕候旨、世話懸り名主共申立候、則組々届帳四冊相添、此段申上候、以上、  
西八月廿五日  
館市右衛門○以下三人 江戸町年寄  
喜多村彦右衛門

樽藤左衛門

淺草田原町貳丁目置去り之妻子四人、夫病死身寄無之妻子貳人、手當御届、

町年寄

淺草田原町貳丁目 清七店  
日雇伊助捨置候

一四人暮

妻 三よ 西四十九才  
悴 熊次郎 同十三才  
娘 三ら 同八才  
同 きん 同三才

右店主伊助儀、當七月五日欠落仕、可引取身寄無之、とよ儀漸賃洗濯等に而其日を送り候處、店受人困窮に有之  
月日相立候に隨ひ、捨置候得者可及飢渴者に有之、今般被仰渡に相當仕候者に而、當月十一日、町内に而日々  
手當仕置申候、依之申上候、以上、

一貳人暮

同町嘉右衛門店  
日雇病死長藏後家  
とよ 西四十四才

右店主長藏儀、當六月九日病死仕候處、可引取身寄無之、とよ儀賃洗濯等仕候得共、乳呑有之、聊之賃錢に而其  
日を送り兼、店受困窮に有之、月日相立候隨ひ、捨置候得ば可及飢渴者に有之、今般被仰渡に相當仕候者に而、當  
月十一日、町内に而日々手當仕置申候、依之申上候、以上、

しほ 同二才

右町名主慶之丞幼年に付同所東仲町

組合 喜平次印  
名主

右之通私組合取調申上候、猶又自今當十月迄之内、先達而被仰渡候廉々之者御座候はゞ、御届申上、手當可仕候  
依之申上候、以上、

天保八酉年八月廿三日

三番組世話懸り  
淺草新島越町  
名主 兵藏印

【寛天見聞記】 天保七年八月、諸國大風雨にて、其年五穀不熟にして、天下大飢饉とぞきこえける、されば諸  
色の價次第に上りて、同八年には、御藏前の相場は、百俵に百五十兩ほと、錢百文に白米四合より貳合五勺迄に  
至りしかば、下賤の者難儀いふばかりなし、火附盜賊多くして、同八年正月廿八日の夜は、江戸中に火災九ヶ所  
ほど有て、日々物さはがしく、其うへ大疫流行して人多く死す、飢にくるしみ道路にたはれ死す者、昨日はこゝ、  
今日はかして、幾人といふ數を知らず、市中の人々は、此倒死の者のかたつけにのみ奔走せしに、有がたき御仁  
政により、兩國廣小路、神田佐久間町、同鎌倉河岸に御救小屋を建られ、道路に迷ひ飢にくるしむものどもを入



置れ、日々に飯を賜り、病者には醫藥を賜りしかば、窮民喜び楽しむこと限りなし、されば町々の富豪の者どもも、粥を焚て飢人に施し、又は我家近きあたりの窮民に、米錢をあたへなどせしかば、飢を助かる人數を知らず、此時近國には窮民蜂起して、富家に亂妨せしなど聞えしかども、江戸はかばかりの御仁政によりて、かゝる鬪論をさらにしらず、其翌年より豊熟打つゞきて、世間もやゝ靜になりたれど、年頃の凶荒に家を失ひし者ども、乞兒の黨に入て、こゝかしこの辻々に集り、博奕飲酒をこゝし、往來の人の財物をかすめ、甚しきは火を放ちなとして、年々にさはがしかりしも、此度の御政令よりして、かゝるものども残りなく召捕へられ、一人く生國を改め、元の國主領主へわたし、本國へ歸し給ひければ、かゝる憂もともにやみぬ、下略

【松屋筆記】 八十四 天保七年霖雨及飢饉

天保七丙申年三月十九日壬寅より雨降出て、廿九日までの間、快晴僅に四日なり、其外は降ざれば曇り、或は朝降て晴れ、日中降て夕に止むなどして、四月に成ぬ、四月朔日より八月十五日までの間おなじさまにて、快晴十日にみたず、中略實に古今未曾有の凶歲也、

おほやけより命ありて、裏店住の町人男子に白米貳升五合、錢四百貳拾四文、老幼婦女の類は白米壹升五合、錢貳百四十八文たまはりき、江戸中すべて三拾貳万二千人餘にて、米五千石餘、錢拾三万貳千貳拾文といへり、裏店住にても、下女下男弟子なごあるものにはたまはらず、表住の者は下女下男弟子などのなき工商にても賜事なし、

【古今百代草叢書】 九 泪如來緣起 天保八丁酉歲

抑人王うそ八百のみかど利根川之院の御はた金町の土手と申奉は、凡五十間餘の間させる用心もなく、水せいあ

らく敷あたりて、俄にふせぐといへ共、名主のはからい宜からず、ついに土手は切込、かさい領一面之洪水となり、田畑ともに種もとれず、其上つゞく永雨度々の嵐にて、諸國一統作物みのらず、ついに大きよんの世の中と也、諸人なげきかなしみ、むぎ挽わり豆小豆、其外あらゆるかてめしも喰つゞきかね、おすくひ小屋へ入るも有、又親藏へ願出、町會所の門前に呼込を待て、やうく戴く米錢に、しばらく飢を凌ぎ、かてめしのうち第一番の黒き麥飯こそなんじか食なりと告給ふ、かゝる時節も往來には、うまくなるからおよしと云砂糖豆、甘そふもない今川焼、せうふで練つた蕨餅、種は何やらしれねども、餅のうまいが一ツ三文、三ツ八文、其外春屋で小米を買、石臼で挽、團子に丸めてつけやきとなさば、ひね米のあしき匂ひもよきかをりとへんじ、諸人賞味することうたがひなし、種々様々の買喰も錢がなければ夫も叶はず、困窮きかつの苦みをあはれみ給ひて、錢の相場を引上げ給へば、世上一統直下之張札、二八のそばも三五とあらため御用金の買付米も追々入津の噂も有、程なく麥もみのるべし、猶秋作の出來もよく、豊年の世と成ならば、上白米の米のおまんまとなり、人々腹一ぱいに喰ふべし、永々の大きよんをしがんも是皆御上之御慈悲也、かゝる御仁政の有かたさを、万民悦の聲もろ共に、三ばいの飯も肴を添て、五はいあがられませう、

【凶荒圖録】 天保七申年は甚しき凶歲にて、翌酉年の春は下民の困窮いふばかりなく、何れの市街村落にも餓死行斃れのあらざるはなかりけり、此時に當りて、官よりは名古屋廣小路に施行小屋を設け、粥を焚き出し、或ひは米を施されたり、又市中の慈善家は夫々申合ひ、金を集めて櫻の町天神社の境内に於て錢を施し、窮民を救ひたり、



【越中前田家譜】 利保 天保八年天下大ヒニ饑ス、利保封内窮民ノ爲メニ、百方力ヲ竭メ賑濟ス、大農豪商モ亦各食ヲ飢民ニ與フ、此ニ由テ、道路餓孍ヲ見ス、利保國雅一首ヲ賦シ、大農豪商ノ仁惠ヲ施ス者ニ與フ、其歌ニ曰、アル、トシ何カツミセンウヒ人ヲ救フハ我ヲ救フ成計梨、

【阿波民政資料】 救恤 窮民御救助覺書 ○名東郡後藤田種太郎氏所藏

覺

天保四巳年奥羽飢饉、翌午年より諸國共凶作相續、五穀實登惡布、既當酉三月中旬之頃より米價貳百目を越し、麥價百七八拾目位より、六月中旬に而者米價貳百六七拾目、麥價少々弛み百五拾目位、小賣米價三百目に近き誠に諸物高直成事前代未聞之義に而、御國內に而も貧家成者共飢饉に相及、餓死之者數多有之、諸國表に而も不穩成、殊に當四月大坂表與力之内大鹽何某放火亂妨いたし騒布、御國表に而も端々人氣不穩成義に候得共、爲指義も無之、六月之末より米穀價相弛候得共、御國民極々難澁人共へは、厚御手當ても被爲仰付候義に者候得共、御下多之難澁人之義に候得は、長々難行届御場合も有之、追々門建之者も數多有之に付、誠に御國表御仁惠を以、天保八酉秋八月廿八日より十月之末迄、御國民を始、他國通懸り難澁之者共迄、名東郡南新居村不動前並高崎村川原において、左書之通御小家懸被仰付、窮民とも數日御救被爲仰付候、次第別紙帳面並繪圖面相記、其砌取行候懸相記し候、

一御小家貳間四拾五間宛

南新居村

貳ヶ處

同村

貳ヶ處

高崎村

三ヶ處

一同新小家貳間拾五間宛  
一御用所

壹ヶ處

一請拂役所

壹ヶ處

一釜家粥焚所

壹ヶ處

一米搗小家

壹ヶ處

一番非人詰所小家

壹ヶ處

一雪隠

拾ヶ處

合

人數合四千人余御座候、

一賄人數合七万八千六百貳拾人

米合百五拾五石五斗貳升壹合

稗粉合百三拾六石七升九合

御手當米



黒米合拾壹石貳斗四升貳合六勺

諸役人賄米に指繼申分

同四石貳斗壹勺

但酉八月廿八日より十月廿七日迄、日數六拾日程之處、御救米惣都に而、

一鹽四拾六俵 諸方奇特人より指出來り申分施、

一御上より黒藥並丸藥、諸方奇特人より差出來申分同斷、

右之通御小家出來成、米貳百石、稗貳百石、壹人分朝夕壹日米貳合宛粥に焚立、並稗之義は粉に挽立、晝壹度壹合宛相施候様被仰付、就而者諸役人裁判出張仕、去る八月廿八日より執行數千人に相及、人別粥請物等所持不仕候者共御座候に付而は、相混受物等指遣候義も難行届候哉には候得とも、先千人計之處相調、茶碗器之類所持不詰と相極め、貳拾人之食用入候手桶之類、壹ヶ所壹ヶ宛相渡置、粥差遣候節、御小家大手口におゐて拍子木を打、孰も無言に仕置、遣方之義者人夫へ荷擔に入持せ、御目付共相添罷越し、右貳拾人詰之ヶ處入口におゐて、前顯之懸手桶に入渡、右人數之内頭立候者ニ申付、平等に配當仕候様取行居申義は御座候、  
一御小家入之者共病人之義者、丸藥等相持手當仕候得共、病死仕候者共之義者、例毎之通見分之上假埋に仕置、時々御注進申上候、取捨方之義は居村迄に而者迷惑成候義等有之に付、近村廻に取埋候哉に奉伺上、申出之通御聞

届遊仰付候、都合百四十四人病死仕候内、穢多死骸之義は高崎東名東兩村穢多三昧へ取隠候様、可被相心得旨被仰付候、

右之通今度御仁惠を以て、御國民始め他國表通り懸り之者共御救被爲仰付候に付而は、面々え裁判方被仰付執行候處、彼是人數四千人余之義に御座候、右之次第爲後年荒々相記置候者也、

天保八酉年十一月

東名東村與頭庄屋

佐藤惣右衛門

富田浦右同

富永茂右衛門

早淵村右同

後藤善助

津田浦右同

松江島三郎

新居賑粥圖 ○名東郡佐藤  
至次郎氏所藏

それ處に凶歎なきことはさる者、なを人の病患を免かれさるが如く、病患すでに退くのち、さきの苦みをはすれ、  
肆然として情欲を遂げなば、後來病患なにをもて支ふべきや、凶歎の苦みをはすれ、平年の豫備なきもこれに比



すべし、さきに天保癸巳の年、東北諸國飢饉行はれ、翌甲午西南諸國に波及し、夫より連年凶荒仍りに臻り、諸國糶を閉ければ、穀價愈貴く、群黎困窮甚々しく、丁酉の夏初、大阪府にてわ兎首大鹽等事を賑救に託し、亂を唱ふるにいたる、一時平息わしぬれとも、人情益々涵々し、同じ夏の末よりは、穀價大に沸騰し、本洲一石の米紙錢三百匁有餘に至り、實に昇平以來の未曾有にて、通州窮民飢餓をよひしかは、建議荒政を行われ、恩恤を加へらるといへとも、なを溝壑に轉するものも多かりき、されは所在の義民を募歡せられ、米錢を給與し、或は粥を煮て施さしめ給ひ、府城は四方會衆の地なればとて、郊外新居佛刹傍近沙場に就て、饑民寄投の廬舎を設け粥廠を作り、廣く賑救を行はる、其舉八月に起り十月に止る、計五十日、飢民計四千二百人餘、朝夕兩次粥を給し、午天一次稗粉を與ふ、總計米百五十石餘、稗百三十石餘、吏糧四石餘、其既に散するに及び、路糧計十一石餘、是皆官出に係れり、大小廬舎三字、計會舎、搗米舎、吏舎各一、成者廬一、廟房十餘箇、薪木若干、其它盥盂、藥劑、棺斂等備具せざるなし、余乏を郷職にうけ、現に其事を司り、今に至り飢民の形狀目中に宛然たり、その後幸に小豊を得、不登ありといへともさきの甚しき如きはあらず、此時に當り、彼飢荒の苦みをはすれ、肆然として心を用ゆることなくは、恐らくは後來の不虞をいかにせんやと、畫工に命し、當時粥場の概を圖せしめ、常に座右に掛てみづから戒め、後生少年をして、觀感警惧あらしめんともふ、嘉永己酉の冬左藤岩六

第一行凶歎なきことの下あたの二字を脱す、

【天保年録】 三月六日

粟里秀代書 ㊦ ㊦

松平美濃守

大村丹後守

長崎表御取締に付而は、臨時御用筋品々取計、領分米廻方致出精候に付、彼地市中手當等都合宜、諸事格別行届一段之事に候、

右於御白書院縁類、老中列座和泉守申渡之、

四月十九日

長崎奉行

久世伊勢守

時服三

長崎表御取締之儀、取計方行届骨折候に付、被下之、

同

金三枚  
時服三

戸川播磨守

名代

御目付勤役中、長崎表御取締之儀、立會相勤候に付被下之、  
右於芙蓉之間、老中列座和泉守申渡之、

【本丸廻狀留】 三月廿六日

松平肥前守

名代



右長崎表御取締に付而は、臨時御用筋品々取計、領分米廻し方も致出精候に付、彼地市中一同之手當等都合も宜、諸事格別行届候由に相聞一段之事に候、此段可申聞旨御沙汰に候段、於御白書院御縁頼、掃部頭殿御老中列座、伯耆守殿以御書付被仰渡之。

【甲子夜話三編】<sup>七十</sup> 近頃ノ饑歲ニ就テハ、諸國ニ種々ノ政治アルヲ聞ク、中ニ西國佐嘉侯ノ領内ハ、一升ノ米價錢八十文ヲ以テ行ハルト、此ユエハ豫メ令テ嚴ニシ、米ヲ他邦へ賣出スルハ勿論、カノ領内ノ酒造ヲ一統ニ禁止シタルユエ、米奄ニ増テ斯ノ如シト、時ニ隣國等ハ一升ノ價百五六十文ニ出入セシト、○中略、三月廿六日ノ沙汰書ヲ載ス、前掲本丸廻狀留ニ同ジ

右長崎表取締ト云ハ、是ハ去年來清商ノ惡風俗ヲ官給セラレシニ、助勢有リシヲナラン、

領内米廻リ方トハ、元來長崎ハ其地ニテ耕作セサレハ、平生他國ノ米穀ヲ當ニ居ルヲ、近頃ノ兇歲ニテ他國ヨリ廻米無カリシニ、當崎尹殊ニ心配ノ、隣邑へ廻米ノ申達シ、コノ八月マテ市中ノ食米ハ一統賦調セシト、定メシコノ廻米ノ鍋島侯ノ指揮格別ナルニユキ届キタル故ニヤト、

十一月、是ヨリ先、越前大ニ飢ユ、丹生、南條、今立、大野四郡ノ代官大井永昌諸村ヲ巡視シテ、ソノ窮狀ヲ察シ、租稅ヲ免ジ、米錢ヲ給シ、以テ救恤ニカム、是月、郡民等、碑ヲ建テ、子孫ニ諭ス、

【天保救荒碑】（丹生郡吉野村本保地籍）

去丙年は何なる世運クノメに有けむ、春の頃より霖雨しげくて、先麥の實入リ、あしく、五月雨につゞきて、六月も猶晴やらず、邂逅に不降日有といへども、浮雲まよひて、日の目見ること稀なれば、盛夏の間すらも、風冷やかにて、暑さを不知、やがて秋にし成ぬれば、刈揚る穂末かろく、畑の物の根、山の木實だに乏かりけり、かゝる國々多かる中にも、此越前は殊に凶くて、前年トシの物は既ハく喰盡しぬれば、爲便なくてうかれいで、飢疲テ路頭に倒死たる者數を知らず、茲に飛彈國（飛下町）の府の司大井永昌、此國の丹生、南條、今立、大野と四郡の中の村々、白峰に接ける山里かけて、百七十五村を合て、兼掟らるゝ地なれば、毎年の例かはらず、秋の毛見に物して、村々巡らるゝに、彼いと苦しく堪はひたる行狀を見もし聞もしつゝ、斯ては村里も絶竟ぬべき趣なるを具に書記して、大やけに申請コトて、貢物をゆるくし、殊に貧しき者には、錢何と多く施し與へて、飛彈へも不還、此夏係て留まり居て、深く悲しみ、心を竭して救はれけるに依てこそ、終に家をも不捨、國をも不離、からき命を保得て、此處に在經ることは、誠に廣き厚きおほやけの御仁惠クシミの餘、猶此司の深き慈メグの功德イサなりけれと、妻子下部等に至まで、歡び尊まぬ者なくむ有ける、かゝる御仁惠の辱さを、永く忘ざるべきしるし、且は甚かく憂目見し事を後世に傳へて、自今以後は常に能く謹て身の奢を止、物を儉約にし、萬の費を省き、少にても餘あらむを貯積つゝ、不慮なる災あらむ時の助に、豫て設置くべきことを勿怠そ、勤勤と末末の子孫等に示諭さむとして、此御陰蒙（陰）つる村長とも相識て、天保八年酉と云年の十一月、かくは誌つるになむ有ける、

八年是歲、諸國飢饉シ米價騰貴ス、尾張名古屋ノ醫伊藤圭介、飢民ヲ救ハントシテ、救荒食物便覽ヲ著ス、尋テ、藩主徳川齊莊、之ヲ嘉シ、資ヲ出シテ板行シ、民間ニ施與ス、



【新學の先驅】 伊藤圭介

天保八年、全國不作にて、米價騰貴し、細民の苦しむこと甚だし、(大鹽平八郎亂を大阪に起す)圭介は其の學ぶ所を以て、人を救ふは今なりとて、「救荒食物便覽」を著はせしに、名古屋藩主は其の書を見て、濟世の重寶なりとし、自ら之を刊行し、廣く民間に施與したり、

弘化二年正月二十四日丙江戸大火アリ、幕府、米錢醫藥ヲ出シ、又假屋ヲ建テ、罹災者ヲ救濟ス、

【武江年表】 八 弘化二年正月廿四日、北大風砂石を飛す、晝八時過、青山權太原續三軒屋町武家地より出火して、一時に焼ひろがり、或飛火して、麻布三軒家、一本松、鳥居坂邊、六本木、龍土、市兵衛町、櫻田町、永坂邊、廣尾、白金魚籃觀音大信寺の邊、二本榎、伊皿子、猿町、高輪井田町等焼亡して海手に至る、夜に入狸穴三田の新網町の邊焼亡、戌下刻鎮る、武家社數を知らず、町數百廿六箇町、焼死怪我人、或は海邊の者前後の火に包れ、海中に入溺れ死するものを合せて幾百人といふ事を知らず、赤羽橋の側に御救の小屋を建て、類焼の貧民を育せらる、

【青山出火類焼窮民御救一件】 上 類焼致し候もの共御救筋之儀に付申上候書付

町會所掛

昨夕之出火及大火候に付、御救筋之儀、早々取調可申上旨被仰渡候に付、町會所江罷出、御勘定方并御向方類役江も申談、評議仕候處、存外場廣之趣相聞候間、去ル戌年四月、本小田原町、并去々卯年十二月廿八日、丸之内よ

り及出火、京橋邊より芝口邊、其外焼失致し候節之例に見合、類焼致し及難澁候もの共江、壹人に付三合宛之握飯、今夕より當分日々焼失之場所江持參差遣候積、手當申付候、且又追而人別委細取調出來仕候はゞ、定例類焼御救之米錢被下候儀、奉伺候積に御座候、且御勘定所江相掛より及文通候處、土佐守殿并吟味役衆江直に申上候由返書申來候、依之申上候、

但類焼場所掛離、持運不便利に付、今夕握飯持參、場所之様子等見積、引續日々遣候儀に御座候はゞ、品に寄、最寄寺院借受焚出候様可仕候、尤員數之儀も、先今夕千人分手當致し差遣、様子次第明日遣候員數増減仕候積に御座候、以上、

(弘化二年) 正月廿五日

加藤九平

鳥佐大夫

鳥喜一郎略中

類焼人江御救渡方取掛候儀申上候書付  
御届

印 跡部能登守奉行

同 鍋島内匠頭奉行

同 石河土佐守勘定

同 羽田龍助勘定

一昨廿四日、青山五十人町より出火に而類焼致し候もの共之内、野宿いたし難儀罷在候もの共江、御救被下置候方



与奉存候間、去々<sup>(天保十四)</sup>卯年十二月、丸之内<sup>中</sup>出火之節相渡候振合を以、一人三合ヅ、之積、一日凡千人程ヅ、四五日も握飯渡方取計候積、町會所掛り之もの江申渡、先づ不取敢同所におゐて、昨夕々渡方取計候得共、此度之儀は最寄遠に付、町會所に而焚出し方爲取計候而は不便利に而、運送等無益之失費相掛候に付、寛政度麴町邊出火之節、類焼窮民共同所平川天神社内おゐて、米錢渡方取計候儀も御座候に付、右之振合を以、増上寺別院赤羽心光院地内借受、同所江支配向組々之もの相詰、焚出し渡方取計候得ば便利も宜候間、寺社奉行江相達候上、右之通爲取計候、尤難澁人之次第ニ寄、増方をも致し、總人數石數等之儀は、追而取調申上候様可仕候、此段申上候、以上、

正月廿六日<sup>略中</sup>

類焼に而野宿致し候もの共差置候小屋場取建候儀に付申上候書付

御届

印 跡部能登守

同 鍋島内匠頭

同 石河土佐守

同 羽田龍助

去ル廿四日、青山邊々高輪海手迄類焼、町々小町共凡百貳拾ヶ町程に而、野宿致し罷在候もの共江は、翌廿五日<sup>中</sup>御救握飯相渡候得共、右野宿之もの凡三千人程も有之、場末困窮之もの共、急速住居才覺難出來もの多候趣に付、赤羽橋際河岸地江小屋場取建、野宿之もの入置、先例之通三歳以上江一日壹人に付白米三合ヅ、之積、焚出し

方は町會所に而取計候積、右掛支配向組之もの江申渡候、尤小屋入之もの凡三十日を限、居所才覺可致旨、兼而甲渡置候様可仕候、依之御普請奉行え御斷之儀申上候書付相添、此段申上候、以上、

巳正月<sup>略中</sup>

此度類焼難澁人共御救として、赤羽江小屋場取建候處、追々日數も相立、身寄等江たより候歟、夫々身之片付方も可有之儀に付、來ル廿日を限り、其後小屋入願出候而も難相成もの也、

巳二月

私儀是迄施藥仕罷在候處、此度類焼に付、御救小屋有之候場所之内、若病人等有之候は、爲修業施療治仕度、此段奉伺候、以上、

寄合御醫師

河野良以

二月十三日

附札 可爲伺之通候、尤町奉行可被談候、

【青山出火類焼窮民御救一件】<sup>下</sup> 巳四月十二日廻し濟<sup>略中</sup>

寄合御醫師河野良以弟子

青木良山 牧野良元

岡良博 青木良知



右之者共、赤羽御救小屋内病人療治致し候に付、藥代先例取調候處、去ル申年、米價高直に而御救小屋取立候砌、療治致し候町醫師江、服藥一貼に付二分五厘之當を以、藥代被下候に付、右に見合、藥貼數取調候處、煎藥九千三百六拾七貼、右之外丸藥散藥其外共都合壹万七百貼餘に有之、代銀に積、貳メ六百七拾目餘、此金四拾四兩貳分餘と相成、右之處江銀七拾枚被下候得ば、六拾六匁替ニシテ金四拾五兩餘に相成、壹貼貳分五厘五毛に相當候に付、聊相増候哉に候得共、銀相場之狂ひに寄候而は、いづれも難申、一同早朝夕晚景迄、日々詰切出精療治致し候儀にも有之候間、書面四人江銀七拾枚、町會所金之内を以被下可然奉存候、左候は、其段良以江相達し、渡方取計候様可仕と奉存候、此段相伺申候、

但河野良以儀も、五百三拾八貼藥差出候得共、右者施療治仕度旨、(不<sub>多</sub>、若<sub>年</sub>者)越中守殿江伺之上取計候儀に付、藥代は不遺積ニ御座候、

(弘化二年)  
巳四月

類燒窮民御救渡入用高之儀申上候書付

御届

- 印 遠山左衛門尉
- 同 鍋島内匠頭
- 同 石川土佐守
- 同 羽田龍助

當正月廿四日、青山邊之出火、并三月廿七日神田富松町之出火に而、類燒いたし候窮民共御救筋取計候諸入用、左に申上候、

一白米八百五拾壹石四斗壹升五合  
金貳千八拾兩、永百拾九文貳分

内

白米貳百八拾三石六斗五合

是者青山邊之出火に而、類燒野宿之者并御救小屋内之者江、一日壹人に付三合宛之當りを以、正月廿五日

三月廿日迄、延人數九万四千五百三十五人江握飯に而相渡候分、

金千六兩三分、永百八拾五文五分

是者前同斷、御救小屋并役人詰所、町會所白米搗立場、赤羽心光院并小屋場内焚出所、其外取立物入用之分、錢三百拾壹貫八百文

此金四拾七兩三分、永貳百拾九文貳分

是者前同斷、小屋内可稼當人江計、壹人に付錢四百文ヅ遺し候元手錢、并病死のもの取置料店主者三貫文、家族者貳貫文、三歳以下之小兒者壹貫文ヅ、相渡、其外小屋内奇特のものへ遺し候褒美錢等之分、金四百八兩三分、永三文六分

是者前同斷、焚出し方人足賃、炭薪諸色運賃、并赤羽心光院江遺候もの、其外品々買上物代之分、



金四拾六兩貳分、永貳拾貳文五分

是者御救小屋内病人療治致し候寄合醫師河野良以弟子共江、藥代として相渡候分、

白米五百六拾七石八斗一升

錢三千七百四貫六百元

此金五百六拾九兩三分、永百八拾八文四分

是者前同斷、類燒窮民共人數壹万八千五百貳拾三人、壹人暮者白米五升、錢貳百文、貳人暮よりは四歳以上

家内人數に應じ、壹人白米三升、錢貳百文ヅ、相渡候分、

白米三百拾九石貳斗七升

金三百貳拾壹兩三分、永貳百四文

内

白米拾貳石九斗

是者神田富松町之出火に而、類燒野宿之もの江、壹人に付三合ヅ、之當りを以、三月廿七日、廿九日迄三

日之間、延人數四千三百人江握飯に而相渡候分、

金拾貳兩、永拾五文六分

是者前同斷、焚出方并配方持運人足賃、薪代其外入用之分、

白米三百六石三斗七升

錢二千拾四貫六百元

此金三百九兩三分、永百八拾八文四分

是者前同斷、窮民共人數壹万七拾三人江、前書之割合を以、家内人數に應じ米錢相渡候分、

白米千七百七拾石六斗八升五合

金貳千四百貳兩、永七拾三文貳分

右者類燒窮民御救入用高町會所積金溜を以取計候分、書面之通に御座候、依之申上置候、以上、

巳五月

三年正月十五日辛未江戸大火、幕府、米錢醫藥ヲ出シ、又假屋ヲ建テ、罹災者ヲ救濟ス、

【武江年表】八

弘化三年正月十五日、北風烈しく砂石を飛す、夕八時過、小石川片町の北武家地より出火し

て、丸山へ移り、本妙寺菊坂の邊より本郷御弓町、夫より元町邊、又本郷通り湯島町通り春木町邊、神田明神門前

神田社樓門内神社、井湯、旅籠町、仲町の邊にいたる、湯島の火は駿河臺へ飛て、小川町へ燒込、東西神田町々一

島天満宮、聖堂は悉なし、旅籠町、仲町の邊にいたる、湯島の火は駿河臺へ飛て、小川町へ燒込、東西神田町々一

圓燒亡し、今川橋向は本町、石町、室町、大傳馬町、小田原町、小舟町、堀江町、小網町、茅場町、八丁堀、濱

町、永代橋際迄、靈岸島、築地、鐵炮洲、佃島本願寺迄はやけす、南八丁堀にいたる、西は御堀端通り神田より一石橋迄、日

本橋の向は通一丁目より疊町迄、京橋手前一圓類燒、中類燒の貧民御救の小屋三ヶ所へ建られ、其餘の賤民へも

米錢を賜はる、富有の高家よりは色々の施をなす

【丸山出火御救一件】上 以書付奉願候

弘化三年



一此度大火に付、御小屋相立候に付、病人有之候節療治仕度、尤昨巳年赤羽御小屋相立候節、河野良以門人共江被仰付候御例ヲ以、私江被仰付被下候様此段奉願候、以上、

弘化三丙午年正月十九日

御目見醫師牧野雲元弟  
牧野良元印

類焼野宿之者共に御救渡方取掛候儀申上候書付

御届

印 遠山左衛門尉

同 鍋島内匠頭

同 石河土佐守

同 羽田龍助

昨十五日、本郷丸山邊之出火に而類焼致し候もの共之内、野宿難儀之もの共江、御救被下置候方与奉存候間、前々之振合を以、壹人三合ヅ、之積り、先ヅ四五日も握飯渡方取計候積り、町會所邊之者共江申渡、不取敢今朝より同前におゐて焚出し、渡方爲取計申候、尤總人數石數等之儀者、追而取調申上候様可仕候、此段申上置候、以上、

正月十六日

類焼に而野宿致し候者共差置候小屋場取建候儀に付申上候書付

印 遠山左衛門尉

同 鍋島内匠頭

同 石河土佐守

同 羽田龍助

一昨十五日、丸山邊之出火に而、野宿罷在候もの共、翌十六日御救握飯相渡候得共、困窮之者共、急速住居才覺難出來、野宿いたし候もの多分有之趣に付、神田佐久間町、花房町地先并江戸橋廣小路、松屋町河岸江小屋場取建、野宿之もの入置、例之通三歳以上江一日壹人に付白米三合ヅ、之積、焚出し方は町會所に而取計候積り、右懸り支配向組之もの江申渡候、尤去巳年、青山邊之出火之節は、小屋入之もの凡三十日を限、居處才覺可致旨、兼而申渡置候得共、今般は大火之儀に付、日限之目當付兼候間、追而之摸様に寄、猶申上候様可仕候、此段申上候、以上、

午正月

申渡

年番  
名主共

此度丸山邊之出火に而類焼いたし候野宿之窮民共御救之ため、神田佐久間町、江戸橋廣小路、松屋町江小屋取建候間、野宿之もの勝手次第、右小屋江願出候様可致候、  
右之通、類焼町江申觸候様、支配之名主共江早々可申通、

弘化三年



弘化三年

六〇六

午正月略○中

午正月廿二日廻し濟略○中

御救小屋内之者御救中、銘々稼方いたし、右稼溜を以、夫々有付方可致之義、類焼いたし野宿も致候程之者共に而、元手錢も無之、稼方にも差支難儀之趣に付、去春大火に而類焼いたし、御救小屋入之者共江元手錢四百文ヅ、被下候振合を以、可稼當人取計、四百文ヅ、差遣し可申哉、此段御伺申上候、

午二月

【丸山出火御救一件】下 奇特者御賞之儀相伺候書付

書面伺之通、御褒美被下候間、都而

書面之通可取計旨被仰渡、奉承知候、

午四月廿六日

印 遠山左衛門尉

同 鍋島内匠頭

同 石河土佐守

同 羽田龍助

當正月十五日、本郷丸山邊之出火及大火、類焼之窮民共野宿致し難避之體に付、其節申上、神田佐久間町地先外貳ヶ所江御救小屋取建、都合貳千九百六拾人小屋入致シ、日々賄相渡候處、右御仁惠に感伏致し、別冊名前之通、小屋入之もの江施し度旨願出候間承届、掛り名主爲立會登人別に爲割渡候儀に有之、一體今般は大火之儀に付、別而難避致し、小屋引拂方も自然相延可申哉之體に相見候處、右之もの共之救合力に而、元手錢相應に出來、銘々住所稼に在付候様相成、最前之様子柄とは違ひ、案外引拂も抄取、右に付而は町會所入用も多分相減候上、多

人數一廉之産業出來候様相成候段、不一ト方奇特筋に付、相應之御褒美被下候方と類例取調候處、

去巳年町會所金を以、市中川邊被仰付候御入用之内江、金五拾兩宛差出し金致し候者江銀三枚宛、三拾兩よ

り四拾五兩迄差出候もの江銀貳枚宛、貳拾兩より貳拾五兩迄差出候もの江銀壹枚宛、貳拾兩以下差出候もの江銀壹枚様可仕哉之旨、町奉行伺之通被仰渡候、

一同年青山邊之出火に而、御救小屋出來候節、小屋入のもの共江施し候分、前書上金之例に見合、品ものは代積り致し、金五拾兩以上差出候もの共江銀三枚、貳拾三兩以上差出候者共江同壹枚宛、町會所金之内被下、貳拾兩以下差出候もの共は譽置候様可仕哉之段相伺候處、伺之通被仰渡候、

右例に見合、別紙五拾兩以上差出候もの四人江銀三枚宛、三拾兩より三拾八兩餘迄差出候者四人江銀貳枚宛、貳拾兩より貳拾七兩餘迄差出候もの拾人江銀壹枚宛被下、貳拾兩以下差出候者共は譽置候様可仕哉、尤御褒美銀出方之儀者、町會所金之内被相渡候様可仕と奉存候、依て別紙略、名前書相添此段奉伺候、以上、

午四月

申渡

大熊善太郎御代官所

武州足立郡西荒井村百姓

かつ

右者當正月中、類焼之窮民共御救小屋取建差置候處、右小屋入之もの共江施行差出候段、奇特之至に候、依て

弘化三年

六〇七



界置候様可被致候、

右者阿部伊勢守殿え伺之上、土佐守殿被仰渡之、

午五月

【見聞雜錄】 十一 御仁惠御救小屋場所

四日市廣小路

神田佐久間町

八町堀松屋町

右三ヶ所へ御建被下置、數萬人の難澁御救下さる、おん惠の廣大なる事知るべし、

丙午正月十五日、十六日兩日、大火燒だされの人々居ど立どにまよひ、こゝかしこにあつまりなきかなしむ、なんじういふばかりなし、（弘化三年）

【天弘錄】 二 正月十九日、類焼のもの江拜借金御書付出る、

今度本郷丸山邊より出火にて、御旗本の面々多致類焼、可爲難儀候、依之御奉公相勤候者、一時に類焼に付、格別の儀を以萬石以下勤仕の面々、地方江御切米取共、左之通拜借被仰付候、受取方等は御勘定奉行江可被談候、  
一、千石金五十兩、一、九百石より八百石迄金四十五兩、一、七百石金四十兩、一、六百石金卅五兩、一、五百石金三十兩、一、四百石金廿五兩、一、三百石金二十兩、一、二百五十石金十七兩、一、二百石より百石餘迄十五兩、一、御扶持方江十人扶持は五十俵の積たるべき事、一、御足高御足扶持共拜借被仰付之事、

一、御役料は相除候事、一、高に付候御扶持方は相除候事、一、返納の儀は來申年より七ヶ年賦の事、  
右同斷に付被下金御書付出る、

今度本郷丸山邊より出火、風烈致致類焼候儀、輕き者ども可爲難儀候、依之御奉公相勤候もの、御足高扶助共、百俵より以下のもの江、爲御救左之通御金被下候、受取方の儀は御勘定奉行江可被談候、

一、百俵より八十俵迄金七兩、一、七十俵より五十俵迄五兩、一、四十俵より三十俵迄三兩、一、二十俵より十五俵迄二兩、一、十四俵より以下一兩、

一、類焼に付拜借被仰付候面々、御救被下候もの共、并頭々爲御禮、老中和泉守、御本丸若年寄中江可被相廻候、組頭支配有之分は、其頃支配之爲御禮罷出候様可致候、此度の類焼の面々、兼々諸拜借有之分、年賦年延に被成下候間、當暮は上納には不及候條、其向々江寄々可被相達候、

孝明天皇、弘化四年三月二十四日癸卯、信濃地震ス、幕府、假屋ヲ建テ、米ヲ出シテ罹災民ヲ救濟ス、

【武江年表】 八 弘化四年三月二十四日、信州大地震、人多く死す、江戸も此夜少しの地震あり、今年三月八

日より、川中島善光寺如來の開帳ありて、諸國より參詣群集する事稻麻の如し、然るに淺間山の烟常よりも滅たるを怪しみ居たるに、三月廿四日晝夜快晴にてありしが、夜四ツ時頃俄に大地震ひ出し、立所に家屋を覆し、壓に打れて即死するもの幾千人といふ事を知らず、善光寺近邊の旅店は、參詣の輩泊り合して、この禍に逢ふもの有、ともに數へがたし、無程この倒れたる家より火燃出で、大火と成る、善光寺の本堂は傾たる儘残り、其餘は



悉く灰燼となんぬ、この時山中にのがれて利益を蒙り、一命を全ふせしもの數多あり、又雷鳴の如き響ありて、尙  
 のり出し、夜明に及ぶ迄八十餘度、四月五月にいたりても猶止事なし、大地は裂けて泥砂湧出し、其間へ人家墮  
 入、丹波島より二里川上、虚空藏山廿丁程崩れ、犀川へ落入、洪水溢れ丹波川水押し出し、左右湖のごとし、焼死の  
 人馬幾といふ事を知らず、或筆記に三万人とあるは大凡の積りにて、證としがたし、水内郡は殊に甚しかりしと  
 なん、其他山崩れ水溢れ一村を流す、たま／＼生残るものも片輪となり、米穀盡て飢に迫り、道路に悲泣す、こ  
 の間地震は止時なく、用水は泥水となり、雨遠にして渴に苦り、程なく官府より小屋を建られて、この窮人を育  
 し、食物を給はりけるとぞ、誠に近年の大厄にして聞く毎に戦慄す、

嘉永三年四月、紀伊和歌山城主徳川茂承、令シテ城下ノ貧困ノ病者ヲシテ、醫學館ニ就キ  
 テ藥療スルヲ得シム、尋テ、又遠里ノ者ハ、各其村里ノ醫ニ就キテ治療スルヲ得シム、

【和歌山縣誌】

上巻 第三篇 社會誌 社會政策  
 藩治時代に於ける社會政策

恤救の制

施藥 疫疾流行するも、貧にして藥を得る能はず、或は普通病にても、貧にして服藥治療する能はざる者は、町  
 家は町會所、在方は大庄屋の證明により、醫家に就き治療服藥を求めしめたり、和歌山及び其附近は、近世は醫  
 學館に就き、其以外は附近村落の醫家に就かしめたり、此等の法は、夙に存せし者ならんも、幕末諸種の傳染病  
 流行するに至りては、特に注意せられたり、

(三) 觸書(若山町)

此度於醫學館、御城下並に近在難澁之者共之御施藥有之筈に候、尤御施藥請振別紙之通り候間、其段町中之者  
 共え相達可申候、右に付、夫々町寄共判鑑兼て出し置候筈に付、來る二十四日に一々町會所へ差出し可申候、  
 且御施藥相初候日限之儀は、追て相達可申候、  
 右之趣町中末々迄不殘様相觸可申、

嘉永三年戊四月

- 一 施藥時刻毎日九ツ時より八ツ半時迄之事、
- 一 施藥願出之者、町役人印形有之書付持参いたし候は、施藥致し遣し候事、
- 但急卒之病氣に候は、書付有無に不拘、先藥致し遣し、重て藥請出候節、書付持参致させ可申候、右節  
 にも持参不致候は、施藥不致候事、
- 一 病人自分得罷不出候とも、様體申届て服藥可致事、
- 右病人にて自分得罷不出者共、時宜(上記)より見廻り可申事、
- 一 旅人之儀旅宿致有之所にて、役人印形之書付持せ越候は、前段同様施藥いたし遣し可申事、

(四) 觸書(若山町)

風邪流行之趣に付、藥料等に差支、藥用難出來、難澁之者は、御施藥致遣し候間、丁内相調、施藥受難澁之  
 者名前並病人數幾人との儀、書付を以町會所湊會所内え可申出候、且又醫師に診察受度者も有之候は、其段  
 も可申出候、



安政三年辰十二月

(五) 觸書(岩出組)

當時麻疹流行候付、厚思召を以、極難澁之者共え御藥被下置候段、被出仰候付、近在之者共は醫學館え罷出候  
管候得共、遠在之極難澁之者共は、大庄屋村役人手前にて、向寄醫師にて調合之藥相用させ、追て服藥員數申  
出候は、代銀御下け有之管候間、難有御趣意不洩様行届、村々え相心得させ可被申候、

文久二年戌八月十日

(六) 觸書(若山町)

當時藥品も諸物同様高直に付、醫師にも殊之外迷惑之由にて、是之通藥料にては、今日凌かたき旨醫師共願出  
候、右に付ては醫師とも之藥相用候ものは、藥種高直之儀相心得、藥料取計候様、もし難澁にて右藥料に迷惑  
いたし候ものは、醫學館え御施藥之儀も、最初より餘程年數も相立候儀に付、只今にては右御仁惠之段不畏者  
も有之哉に付、行届候様致度段、醫學館學頭願出候旨、御用人中より申來候事、

右之趣町中え不洩様相觸可申事、

慶應二年寅二月

四年是歲、江戸風邪流行ス、幕府、米錢ヲ出シテ、窮民ヲ救恤ス、

【見聞雜錄】 十二 嘉永四辛亥歲

去ル極月中より、風邪人數多有之に付、今般御公儀様ヨリ以御仁惠ヲ、諸人御すくひの爲、男は壹人に付白米五

升ヅ、女三升ヅ、被下置、其大數あら増左に記す、

御府内四里四方町數三千六百丁、右三十六町壹里にして凡百里なり、町家數百七十七万五千七十六軒、此人數八  
百八十七万七千八百八十人、内男四百五十三万四千四百五十三人、女四百三十四万三千四百二十七人なり、右の  
内窮民八分通り男三百六十二万七千五百六十二人、但し一人に付白米五升ヅ、十七万九千七百七十八石八升、  
兩に四斗相場にして、金四十四万九千四百四十五兩ト銀四匁五分、女三百四十七万四千七百四十一人、但し壹人  
に付三升ヅ、十万四千二百四十七石四升八合、此代金二十六万六千六百七十七兩二分ト銀七匁二分也、盲人二千三百  
七十四人、米高百十八石七斗、此代金二百九十六兩三分二朱なり、  
右四斗相場にして、

代金總メ七十一万〇八百五十九兩二分、銀四匁二分也、

七年十一月八日<sup>癸酉</sup>伊豫大ニ地震ス、松山城主久松勝善、假屋ヲ建テ、罹災民ヲ收容シ、之  
ヲ救療ス、

【伊豫志料】 (愚問當世雜話) 大地震 (松浦某氏日記)

嘉永七年十一月八日、<sup>○中</sup>御城下内日雇人共はじめ、今日迄の困窮者共、及飢もの多きゆへ、追手へ御救小屋建、粥炊  
出し被成被下置、御料理方引受に而、御大所下代日々出勤のよし、町醫寛哉怪我人養生小屋建、弟子共日々出養  
生、并風邪を受しものへ施藥いたしたり、

安政元年十二月二十八日<sup>壬戌</sup>江戸神田火アリ、幕府、罹災者ニ米錢ヲ與ヘテ、之ヲ救恤ス、



【見聞雜錄】 十五

安政元甲寅年十二月廿八日夜五ツ時頃、神田連雀町へ出火して、折節西北の風にて須田町壹丁目貳丁目は東側残る、  
○中略、以下類焼 翌日朝五ツ半時頃に漸火鎮りて、人々安堵の思ひをなしぬ、  
○中略、店火消、消 防ノコトニカ、ル、右出火に付、同月廿九日、晦日、此度類焼之ものに、公儀もつそう飯紙包にて、梅干ニツ、添、壹人に被下、翌卯正月四日、新シ橋外町會所に於て、男女子供迄壹人に付白米三升、錢貳百文ヅ、被下置候事、

二年十月二日<sup>壬辰</sup>江戸大ニ地震シ、所々火ヲ失ス、幕府、假屋ヲ設ケ、米錢ヲ出シテ、罹災者ヲ救恤ス、

【徳川禁令考】 二十八 安政二卯年十月

救恤使 地震後町奉行巡見并御救等之事

御奉行衆左之通御巡見有之候間、其旨相心得、別紙道書町々早々可申候候、  
右は爲心得無急度申達候、

一 吳服橋御門より、吳服町通壹丁目より尾張町貳丁目迄、右に南鍋町、加賀町、八官町、二葉町、幸橋御門外、本郷六丁目地、櫻田久保町、同所鍛冶町、同所和泉町、同所伏見町、兼房町、芝口三丁目源助町迄、夫より芝口貳丁目、同所壹丁目、汐留三角屋敷、木挽町五丁目迄、門跡前通南小田原町、南本郷町通、鐵砲洲、東湊町、靈岸島、長崎町、南新堀町、永代橋御渡右え深川相川町、左に永代寺門前通り八幡、夫より三十三間堂町、同所大和町、同所東平野町、吉岡橋御渡同所吉永町、青海橋久永町壹丁目、貳丁目、福永橋御渡同所嶋崎町、續

町通、扇橋同所猿江町、同所西町、本所菊川町壹丁目より同所松井町通り、同所一ツ目橋御渡兩國橋横山町通り本町壹丁目、常盤橋、

別紙之通、喜多村御役所に而御書付御渡相成、尤急速ク所多に付、此儘御願達申候、

卯十月五日夜

樽屋三郎次

御救小屋取建

地震并出火に而類焼致候野宿之窮民共御救之ため、淺草廣小路、幸橋御門外、深川海邊町續に小屋取建候間、野宿之もの勝手次第右小屋に願出候様可致候、

右之通町々に申觸候様、支配之名主共に早々可申通、

卯十月

右之通御掛御役人中被仰渡候間、御支配町々野宿罷在候者之内、御小屋入相願候者、幸橋御門外御小屋場は明後六日夕刻より、其外貳ヶ所は明五日夕刻より、最寄勝手之方に願出候様、急速御申渡可被成候、御救筋之儀に付、吳々も御組合限行届候様、御取計可被成候、此段御達申候、以上、

卯十月四日

町會所年番

同増掛年番

御救之儀に付尋

稀成地震、同時に出火いたし類焼之もの野宿罷在候間、御救小屋五ヶ所に而、握飯焚出、市中町々端々迄、窮



民共之家内人數に應シ握飯壹ツ宛被下候得共、場廣之儀に而、御救行届さる場所も有之趣に付、一統行届不申候而は、御主意にも相振候間、各様御組合限白米に相成候方弁利候哉、町々之模様御書取御取調書、明後十四日無間遠町會所に御差出可被成候、右は御掛御役人中被仰聞候間、此段御達申候、以上、

但白米に而被下候得は、握飯焚出御配りは御差止に相成候趣候間、右に而も町々之者は差支無之哉、是又御申聞可被成候、

卯十月十二日

町會所年番

右通達に付、組合内取調左之通返答出ス、

稀成地震、同時に出火致シ類焼之者野宿罷在候間、町々窮民共は、家内人數に應、握飯壹ツ宛被下候得共、場廣之儀に而、御救行届さる場所も有之趣に付、白米に相成候方弁利に候哉、御尋に付、私共組合町々取調候處、白米に而被下候様相願度旨一統申候、尤南傳馬町三丁目外貳ヶ所之儀は、別紙之通申立候、依之此段申上候、以上、

卯十月十四日

五番組  
世話掛

名主共

南傳馬町三丁目別高凡六百五十人程之内  
一窮民九拾人程

墨町四百八拾人程之内  
一同八拾人程

白魚屋敷同三百人程之内  
一同七拾人程

右町々地震并類焼に而、差向渡世も出来兼困窮罷在候者共、右三ヶ町に而都合人數貳百四拾人程御座候處、右之者共は御白米に而被下置候而も、類焼場所に而焚出は差支候間、右人數丈之御握飯折合候迄、暫之間、最寄御焚出場に而被下置候様仕度奉存候、左候得は町内より入物持參持人召連、御場所罷出奉請取、町役人共立合相渡候得者、御救末々迄行届、難有奉存候、

握飯配方相止

年番名主共

町會所外四ヶ所より之焚出握飯配方、明廿日より相止候間、野宿に難儀之者有之候ハ、最寄之御救小屋入可相願、尤市中其日稼之者共之内、格別困窮之もの共は御救被下候間、其支配名主方に早々可申立事、  
右之通早々申通候、

十月十九日

右之通被仰渡書町々自身番屋に急速張出候様、可申通旨被仰聞候間、御組合限月行事持場所共行届候様、御取計可被成候、以上、

十月十九日

町會所年番

御救被下

安政二年



一十二月十日曉七時より、支配分人数相揃、町會所に召連、明夕六時致參着候に付、同所年番え相届候得は無程  
貳町目始呼込に相成、御掛御役人中立合之上、此度地震に付、其日稼之者共三歳迄の小兒は相除、十五歳以上  
より六十歳迄之男は、白米五升宛、十四歳以下六歳以上之男并女之分は、白米三升宛、人数に應シ御救米被下  
候間、難有頂戴可仕旨被仰渡、家主共銘々御請印形仕候、

以上引書 撰要永久録

【見聞雜錄】

十七

安政二年卯十月二日大地震出火に付、御府内町人に御救米錢被下候寫

御府内四里四方町數元八百八丁なれど、今新地代地門前地差加へ

一五千七百二十三町

右里數に直シ、但シ三十六丁一里にして、

メ百五十八里三十五町なり、

一江戸町人計りの數

八百六十万四千貳百四十四人なり、

此内

一男四百〇八万五千〇四十人

内七分通り書上高

二百八十五万九千五百二十八人

米五升一人前、

メ十四萬二千九百七十六石四斗也、

一女四百五十一万九千二百四人

内七分通り

三百十六万三千四百四十三人

米三升壹人前、

メ九万四千九百〇三石二斗九升なり、

男女人数二口米高

メ二十三万七千八百七十九石六斗九升なり、

一七分通り男女總數メ六百二万二千九百七十一人なり、

壹人前に錢貳百文ヅ、

錢メ百二十万貫（命カ）五千五百九十四メト五百文なり、

此内類燒致候者へ壹人前錢五百文ヅ、被下之、

メ十八万八千二百七十七兩三分ト六百文なり、

地震後所々出火之儀申上候書附



去ル二日夜四時頃地震後大手向酒井雅樂頭殿屋敷<sup>中</sup>燃立、<sup>中</sup>總合凡貳里拾九丁餘、巾平均貳里貳町程焼失、町火消共店人足共武家方人數消防仕、口々に而鎮火申候、此外相替儀無御座候、以上、

（安政二年）  
卯十月

右出火翌朝四ツ時頃致鎮火候、

御救小屋人數十月廿八日迄入高

- 一六百四拾六人 淺草雷門前 御小屋
- 一六百三拾三人 深川海邊大工町 同斷
- 一四百五人 同所永代寺境内 同斷
- 一四百五拾貳人 幸橋御門外 同斷
- 一五百六拾壹人 上野山下 同斷

總メ貳千六百九拾六人

【安政見聞錄】 上

士人自身飢民を救ふ條

或人の物語に、一人の武士あり、元來薄祿にして貧しといへども、常に慈悲の志あり、然るにこの夜大震して、その家半傾きけれど、崩るゝに至らねば、まづ安堵の思ひをなし、近隣はいふにおよばず、親しき人の安否を訊ひ、わが家へ歸り來りしは、はや明るに程近し、于時その妻に示していふやう、今宵所々を馳廻りしに、大かたは家

潰れ、火災に罹りて難儀するもの幾千人といふを知らず、その中にはいと哀れに見受たる者もあり、今より飯を焚候へ、持出て施さんと、米は炊けき釜小さくて、思ふがまゝには至らねど、是を握り飯となし、いかにして持出んと家内を見るに器はあらず、米を炊く桶こそよけれと、繩も縛し、その端を首にかけて、その中へ握り飯を盛て持出つゝ、或ひは道路に轉び倒れて詮方なげに見ゆる者等に、かの飯を與へければ、涙を流し手を合して、歡ぶと限りなし、かの武士も諸共に隨喜の涙を流ながら、夫々に與ふるから、僅ばかりの握り飯、今は残りなくなりけり、猶道路に呻吟もの幾百といふ限りもあらず、何とぞ渠等にも與んとおもへど、物のあらざれば、力足らざるを獨憂て立戻らんとせし所に、井めしの行燈出して、飯を鬻ぐ家のありければ、これ幸ひと立よりて、その飯握り飯になし、有る限りを賣れといふ、亭主と覺しき漢子たち出、吾儕活業には候へど、今日はこの騒ぎにて親族の方へ贈らんと焚たる飯にて候へば、賣るとはなり難しと斷りいふに、武士は大に怒りて、賣らぬものならなどて行燈を出しおきたる、吾を窮士と侮りて如此いふにや心得がたし、一旦武士が買かけたるを買でやはあるべきと、白眼つめていひければ、亭主は是に懼れをなし、看板を出せしは家族等が心得違ひ、今日は商ひをし侍らず、曲て許さへ給へと倍れど、武士は猶聞入れず、今よりは如何にもせよ、我は看板を見て來りしを、いかで空く出さるべき、左右いはずに頓々賣れと、理をもて切に賣られて、亭主は額を撫ながら、さらば賣りても參らせんが、この炊桶に入るゝなら、この飯はみな盡ん、斯てはいとく迷惑なり、半にて許し給へといへども可ず、みな賣れと、樽に腰をうち掛て、動くべき身もあらず、亭主は辛じて、君が家族幾個在るか存せねど、この半にて一飯の絆は足り候べきを、強て如此如此宣ふと、吾們過りて行燈を出したりしを咎にして、賣なみ給ふは



兩刀を帯給ふに似合しからず、曲てこの義は許させ給へといふに、武士點頭て、吾家族に食すのなら、賣じといふをなぞて責ん、我如此々々にて握飯を持出たりしが、器小さく思ふがまゝに施し得ず、遺憾に思ふその折から、こゝに行燈のあるをもて、駈入ればその飯あり、今求めて飢人に與へんと思ふばかり也と聞て、亭主はうち笑ひ、この飯とても二升餘り、限りもあらぬ飢人を、十分が一も救ひ難けん、始め施し給ふにて御志は達したりといひも果ぬに、武士が、いかにも我分際にて、幾個の人をか救はん、汝が言を俟ずして、我もよくそれは知れり、然れどもわが懐に些ばかりの黄金を持れば、その限りは救んと、元來わが情願なり、汝もまげて我に與さば、陰徳の端ともならん、去來頓々と、首にかけたる炊桶をさしつければ、亭主はこのとき忽地に、形を改めて武士を仰ぎ視て、頼著ツ、さても賢き御心かな、世に善者のありといへども、君が如きは稀なるべし、その志しを承はれば、何條否むとあらん、償を索めず、この飯を君に参らしたけれども、斯ては君また肯ひ給はじ、因て白米の料を受、聊ながら薪の代は君に力を合さんのみ、これをば免し給へといふ、武士聞て大に歡び、則件の飯を握り持出て、其處なる人に施して歸りしとぞ。

六年二月十八日己未、江戸新吉原茶屋森田屋かつ、私財ヲ投ジテ非人ヲ恤ムコト歳アリ、是日、幕府之ヲ賞ス、

【嘉永明治年間録】八 安政六年二月十八日、非人ヲ賑スヲ賞シテ、白銀ヲ新吉原町森田屋勝女ニ賜フ、

新吉原町江戸町二丁目七左衛門地借茶屋渡世森田屋かつ、其方先代五十三年以前文化四卯年より當時迄引續き、網代笠木綿頭巾等、年々非人へ施行代金三百九十八兩二分餘、是迄施差出し候段、渡世柄には奇特の事に候、依て

褒美として銀五枚取らせ遣す。

萬延元年正月、近江彦根城主井伊直弼、領内ニ堤防ヲ築キテ水害ヲ免レシム、是月、又愛知川筋ニ新川ヲ掘リ、以テ舟路ヲ通ジ、農耕ニ便ニス、

【井伊家譜】四 直弼昭上直弼家ヲ繼ノ歳、家臣ニ令シテ、文武ヲ勵マシ、官路ヲ開キ、及ビ父ノ遺志ヲ繼キ士民ヲ撫恤ス、其明年相模國海岸ヲ巡視シ、書ヲ與ヘテ在陣ヲ懇慰ス、國ニ就クノ後、領地ヲ巡視シ、愛知川筋ニ至リ、川水堤防ノ利害ヲ見聞シ、遂ニ巨多ノ米金ヲ救與シ、大石ヲ集メ、高野村、曾根村二所ノ川堤ヲ築造セシム、爾來河傍ノ諸村水害ヲ免カル、村民之ヲ呼テ、共ニ新猿尾ト字ス、又萬延元年庚申正月、命シテ愛知川村ヨリ柳川村ノ湖ニ至ルマデ、東西凡ソ二里餘、新川ヲ開拓シ、舟路ヲ通ゼシム、其歲十月、直憲ノ時ニ至テ成ル、來迎川ト字ス、諸品運送、農民耕作、大ニ便ヲ得タリ。

慈善救濟史料終



# 補遺

○天平二年四月十七日、皇后宮職ニ施藥院ヲ置ク條ノ終ヘ（二五頁）

○光明皇后、溫室ヲ建テ、貴賤ノ垢ヲ洗ヒ給ヒシトイヘル傳説左ニ合敘ス、

## 【建久御巡禮記】

（後醍醐寺）  
此寺ノ鳥居ノ東南幾不去、田中ニ松一本生ル所、是昔ノ阿闍寺ノ跡也、光明皇后、東大寺、法華寺カヤウノ寺々作ラセ給ヒテ、後、吾功德皆作リ滿リ、思召ケルニ、空、上雲ノ中ニ聲有リテ告言ク、汝功德イマタ不滿告ケテ、后、宣ク、何功德ヲ不作功德候ト答給ケレハ、溫室ノ功德也ト告ケテ、サテ彼所ニ湯屋ヲ建テ、湯ヲ沸サセ給ヒテ、今日始テ湯浴者有リハ、吾自垢摺誓ヘ給ケテ、カ、ル程ニ、清水坂ノ者、ユ、シケナル一人出來テ、ハキテリテ無左右浴居テ、カ、ル無差ノ功德ナレハ、イフヘキナラテ見居程ニ、サテ早々后吾背摺ラセ給ヒテ申ケレハ、皇后思召煩ケテ、サレハコレカ申ケル様ハ、若垢摺不給、后ノ御願ハ汗ヲ申ケレハ、コトワリニ被テ責、マコト二人ニヨルヘカラストテ、御手ヲ申テ忝テ汗ヲシキキタナク煩々念シテ、觸ラセ給ヒテ仰テ言ク、サルニテモ、吾自カク垢摺ツト人ニ語ルナト仰セラレケレハ、此ノ者申ケル様ハ、吾阿闍佛マタコノ所ニ來テ湯浴云事、后チラサセ給フナトテ、光ヲ放、香ヲ焚、空ノ中ヲラセ給ヒテ、コノトキ皇后ナコリテ懃懃タテマツラセ給ヒテ、其湯屋寺ヲナシテ、阿闍寺ノ名ヲラレキ、其昔ノ跡ナリ、

## 【元亨釋書】

十八 願雜十之三  
尼女四

皇后光明子



天平應眞皇太后光明子者淡海公第二女也、聖武帝儲貳時納爲妃、天平元年八月冊爲皇后、體貌姝麗、似有光耀、故名焉、生孝謙帝及皇太子、而太子夭薨、六年正月、薦先妣橘氏於興福寺、建西金堂、安釋迦十弟子等像、莊麗妙絕、聖武帝造國分寺東大寺、皆后之勸發也、又置悲田施藥二院、恤天下餓恙、及東大寺成、后以謂、大像大殿皆已備足、帝歸于外我營于內、勝功鉅德不可加也、且有詫意、一夕閣裏空中有聲曰、后莫誇也、妙觸宣明、浴室澗濯、其功不可言而已、后怪喜、乃建溫室令貴賤取浴、后又誓曰、我親去千人垢、君臣憚之、后壯志不可沮也、既而竟九百九十九人、寂後有一人、徧體疥癩臭氣充室、后難去垢、又自思而言、今滿千數、豈避之哉、忍而措背、病人言、我受惡病患此瘡者久、適有良醫、教曰、使人吸膿必得除愈、而世上無深悲者、故我沉痾至于此、今后行無遮悲濟、又孔貴之、願后有意乎、后不得已吸瘡吐膿、自頂至踵皆遍、后語病人曰、我吮汝瘡、慎勿語人、于時病人放大光明、告曰、后去阿闍佛垢、又慎勿語人、后驚而視之、妙相端嚴、光耀馥郁、忽然不見、后驚喜無量、就其地構伽藍、號阿闍寺、寶字二年受尊號、四年六月崩、年六十、

【奈良縣に於ける指定史蹟】

史蹟調査報告第四 北山十八間戸

奈良市市川上町字坂ノ上四百五十四番地に、舊時の建築を残して居る、地は奈良市の北部に位し、般若寺門前を経て、京都府下に至る道路の東側の南に、傾斜した場所で、東ノ坂又は北山の稱がある、貞享四年印行の「奈良曝」の文中、北山の題下に、「千坊が邊に、北山十八軒建て、むかしより癩人住みて、往來の旅人商人より、物よと祝ひて錢をもらふ、五節句二季のひがん師走などは、町中あるき、米錢をもらひ、露の命を送る、此癩人のもとに、比叡山横川の惠心僧都のか、せ給ひし阿彌陀佛有、毎年三月廿五日文殊會の時、此彌陀をうけ諸人におがま

する」とあつて、徳川時代に於ける北山の状態を知ることが出来る、猶此の記事の中に、彌陀の奉祀及び文殊會に關する行事を記して居るのは注意すべきで、或は創立當初からの傳統であつたかも知れない、創立者に就ては、俚俗に光明皇后の御建立と稱し、御手植の松の存在まで傳へて居るが、確實な史料は見當らない、○中略、忍性ノ創立ノ事ニカ、ル、嘉元元年七月十二日ノ條參看、その後の來歴等は、史上に見えないが、永祿十年八月、三好、松永の亂に燒失せしことは、多聞院日記八月十六日の條に、「十八間癩人の宅燒了、不便至極」とあつて、附近の民家も燒拂つた有様も記されて居る、現在の建築は、その後のものであることは想像に難くない、一説に當初の十八間戸は般若寺文殊堂の北東方にあつたが、寛文中に、今の處に移つたものであると云つて居るが、寛文を去る二十餘年に出版した奈良曝に、「むかしより」と云つてゐるし、又永祿の戰亂に燒失したのは、戰況から見て今の處にあつた爲めであらうとも思はれるから、若し移轉したものとしたならば、それ以前のことであらう、然し寛文中云々の事は移轉でなく、再建の年代を傳へたものであるかも知れない、又享保年間の「ならめいしよゑづ」及び天保年間の南都町中記北山十八間戸の處に「あしゆく寺」と記してゐるのは、光明皇后の故事を慕ひ、阿闍如來を祀つた爲めであらう、

○弘仁九年春、嵯峨天皇、般若心經御書寫ノ條、勅封心經來歷書ノ次へ、(一三六頁)

【大覺寺文書】 震筆心經書類之留

心經寸法

一嵯峨皇帝宸筆、一字三體、表紙藥三尊檀林皇后、梅宮、



御經長八寸三分、地紙一尺五寸五分、但表紙共、

表紙幅七寸、内ニ藥師三尊金泥、

紐啄木白萌黃黒、長一尺一寸、  
ニツ切レテアリ、

經地紺ノ絹地、計ノ外、天地ニ八葉ノ唐花綾織地紋有之、

銀計、メノ間六寸八分、天ノ明キ七分、地ノ明キ八分、計ノ幅七分、

十七字十八行、奥呪ト般若心經トノ  
間ニ一行空地有之、

軸金銅唐花唐草紋有之、

○建保元年四月二十日、源實朝、衆僧ヲ供養シ非人ニ施行スル條ノ前へ、(二三三頁)

順德天皇、建保元年二月三日甲戌、大和笠置寺僧貞慶、解慈心ニ富ミ、飢乏ニ施與シ、マダ生類  
ヲ憐ム、是日寂ス、

【本朝高僧傳】十三 城州笠置寺沙門貞慶傳

釋貞慶、左少辨藤貞憲之子也、母夢一高僧自稱貞慶入其懷、從茲有孕、久壽二年夏五月生、在孩孺冀真乘、年甫  
小學、師興福寺權僧正覺憲、及十一剃髮受戒、字曰貞慶、母聞之曰、實比丘之再來也、資氣深重、防止守嚴、習  
訓皇皇爲時所欽、壽永初年陞維摩會主座、文治二年再充公選、在興福寺二十餘年、居資屢空、一日應詔赴最勝會  
宮講、衆皆先到、從服整美、慶獨殿而至、歷階直登、衣衫破弊、乘僕借人、官僚緇伍低頭匿笑、慶曰、杜多之行先

佛之遺訓也、方今釋氏不據法儀、競尚浮誇、不可同伍焉、講畢不還、隱乎城州笠置寺、時年三十九、名聲彌著、  
後鳥羽上皇樂楊柞遊、好射麋鹿、暮年悔過、落慶梵宇、以薦鹿福、聞慶德望、詔爲導師、慶携一筇、飄然而  
來、以筇笠植階側、意氣自若、據座說法、舉鹿苑事、辭辨流曳、因贊壯麗、君臣感歎、貴其朴素、慶詣春日祠、  
群鹿屈踞、承元二年移海住山寺、一住六年、學賓逐跡、承業者多、慶雖以法相立宗、而規爲務、平居蕭然、罔違  
華憲、作警誡十一條、號儀觀鈔、其辭義深長、固足策進後學也、嘗訓衆曰、色相如水上月、似有非有、富貴如夢  
中樂、一覺永空、色即是空、故不捨生死而至菩提、空即是色、故不住涅槃而度衆生、學者須了知、十界染淨、只  
依一心者耶、建曆二年在于海住山、初冬示疾、明年二月三日坐化、春秋五十九、夏臘四十九、朝廷崇其德、謚解  
脫上人、

【笠置寺緣起】

一第八十二代後鳥羽院勅宣、寺領四至之内、山水之間漁獵之事、永可停止之由、被成下院廳御下文畢、

東限野々目河、西限小倉河中佛石、

四至 南限阿多惠谷、北限勝示河原、

一第八十三代土御門院勅宣、當庄一圓寺進退、守護不入之旨、被成下院廳御下文畢、○中

一第八十四代順德院建保三年乙亥九月四日、去鳥羽禪定法皇勅定、任廳下文之面、四隣之鄉民等、於當寺領内者、

不可企取獵斂捕之旨、被成下院廳御下文者也、自爾以降、近隣之四從等、則止致生畢、

【讚佛乘抄】八 諷誦文 追善部



敬白 請諷誦事

三寶衆僧御布施

右我大和尚、智德相兼、祿位共高、大名之下不可不顧、爰曠宿之候、算漸益、夢想之感、驚異稍繁、佛子德山在首、深知万仞之難親、恩水溢身、只慕一劫之不窮、每拜禪容、莫不感激、但阿羅漢之盡愛染、猶捨衣鉢而延壽命、摩訶薩之期佛果、忽資定願而根身、大聖既然矣、我師豈敢乎、况乎、全生身得法身、是如來之說也、守人命助法命、誠弘濟之要哉、仍奉爲滅罪生善增福延壽、圖繪十一面觀世音并梵王帝釋像一禎、手自書寫般若理趣分一卷、三箇日夜受持齋戒、一心不退、發願廻向、又分食施四百餘之飢乏、募穀買數千甲之生命、以敬佛敬經之德、願消禪下之罪垢、以與力與壽之功、願增禪下之餘算、又勸進院云、每月點一日恭敬此像、每人擬一心稱念寶號、觀音大悲生々攝受、一結善願各々満足、愚慮所踴、蓋以如此、事是雖輕微、誠猶傾海岳、重叫九乳、彌驚三寶、伏乞佛界哀愍納受、仍所請如件、

文治四年五月 日

沙門貞慶敬白

○文應元年正月二十三日、幕府、殺生ヲ禁斷スル條ノ前へ、(二四六頁)

正元元年五月二十二日<sup>乙丑</sup>、後嵯峨上皇、嵯峨大覺寺ノ嵯峨天皇宸筆般若心經ヲ迎ヘテ之ヲ書寫シ、尋テ、東寺前僧正房圓ヲシテ、之ヲ供養セシメ給フ、

【大覺寺文書】 宸筆心經書類之留

正元々年五月廿二日<sup>乙丑</sup>、皇宇多延御代改事字號大覺寺云々大學寺所被奉安置

嵯峨天皇宸筆金泥心經、紺綾、料帟、被奉迎、有御書寫、寺僧五六輩<sup>一人</sup>灑淨、<sup>一人</sup>相具奉入、人々爲結緣、頂戴之、其後予退出、臨晚被返納云々、

此御經者弘仁疾疫之時、天皇自染筆御書寫、弘法大師爲供養導師、有効驗經也、病死者忽蘇生云々、

廿七日<sup>庚午</sup>、時々雨降、宸筆金泥心經供養也、追弘仁例、雖被染御筆、東寺高僧面々辭申之間、御導師依無其仁、

今不被遂之、就一長者前僧正房圓、重蒙御請、今日所參勤也、午御導師參入、右大臣華山院大納言通雅、土御門新中納言定實等著大多勝院庇座、密供養、納言取被物、資平奉行取養物、十五、其後

右府進藤前、御劔<sup>入赤地</sup>給御導師、御經納銀箱足置脇机、開蓋仰、重置身、佛布施、同在脇机、佛供備前机、御經許供養之時如此、可由御導師計畢云々、供養法具如恒、古佛々供如例備白飯許、

二條大納言資季卿記也

于時寬正二年三月廿六日依門主様仰

以寶乘院大僧都實淳所持之本寫之了、

權大僧都祐然

或記曰

心經書寫記云、大納言雅言卿記云、今日<sup>正元々年</sup>五月廿二日、被迎大覺寺心經於御所、是弘仁疾疫之年、以天皇宸筆令書寫弘



法大師供養御經也、禮彼經人、不受此病之由、有奏聞之間、近日萬人群參也、仍被迎之歟、今日上皇後醍醐追彼聖跡、書寫此經、同廿七日以東寺一長者房圓僧正可供養云々、

以法界身院殿以自筆本寫トイヘリ、

【師守記】八 貞和三年六月廿六日

(實考)廿六日  
依天下病事被行御祈例

正嘉三年三月一日、依世間不靜、御祈被行、諸國仁王經轉讀事、

廿六日、改正嘉爲正元、依飢饉并病事、

四月五日、依飢饉疾疫御祈、於五畿七道諸國可轉讀最勝王經之由被宣下之、

廿七日、被發遣臨時廿二社奉幣使、世間不靜御祈也、

五月廿七日、太上皇於龜山仙洞染宸筆、令書寫嵯峨上皇御筆般若心經給、即有御供養、是依天下不靜御祈也、

七月十日、被發遣祈年穀奉幣使、世間不靜事、被載宣命辭別、

○正應三年八月二十五日、僧睿尊寂スル條ノ前へ、(二六三頁)

正應二年是歲、疫病流行ス、天皇宸筆ヲ染メ般若心經ヲ書寫シ、十樂院大僧正道立ヲシテ之ヲ供養セシメテ、祇園社ニ納メ給フ、

【續史愚抄】八 伏見天皇 正應二年

四月廿八日丁丑、依近日病事流布、自今日七ケ日、南都七大寺及延曆寺可令僧十口轉讀大般若經旨宣下、

六月九日丁巳、被發遣廿二社奉幣使、先被定日時使、依病事流布也、(國本曆道)

廿七日乙亥、於宮中自今日七ケ日被行孔雀經法於宮中、阿闍梨入道二品性仁親王、仁和寺依天下病事也、一代要記、國本曆道

仁和寺附法記

七月五日壬午、宮中孔雀經法結願、一代要記、國本曆道

、日、今年疫病流布、因主上被納宸筆般若心經于祇園社、先仰前大僧正道玄院、十樂有供養云、弘仁正元等例

○元亨元年是歲、京都富豪ノ蕃穀ヲ廉賣セシムル條ノ前へ、(二九四頁)

花園天皇、正和二年六月二日壬戌是ヨリ先、霖雨止マズ、河水溢シテ流死スルモノ多シ、天皇之ヲ憂ヘ給ヒ、是日、詩ヲ作リテ、内侍所ニ祈請アラセラル、

【花園天皇宸記】 正和二年五月大

廿二日辛亥、天晴、入夜雨降、○下

廿三日壬子、天陰雨降、○下

廿四日癸丑、降雨、○下

廿五日甲寅、物忌、天陰降雨、○下

廿六日乙卯、天陰雨降、○下



廿七日丙辰、天晴雨降、晴下

廿八日丁巳、天陰降雨、晴下

廿九日戊午、物忌、天陰雨降、近日霖雨過法、定洪水敷、爲歎々々、晴下

卅日己未、天晴、今日撫物同昨日、入夜雨降、近日霖雨及數日、梅霖過法、尤歎入、晴下

六月小己未

一日庚申、天陰、及晚時々晴、晴下

二日辛酉、天陰雨降、河水溢之間、人多流死云々、

三日壬戌、今日物忌、天猶陰雨不休之間、作絕句詩、聊申內侍所、其趣、假令代民可弃我命之故也、即雨脚休、又暫雨灑即晴、夕陽影新、其後天猶雖陰、雨脚止了、神威新者歎、非詩之珍重、依心之清潔歎、晴下

文保元年五月一日丙寅、炎旱久シキニ涉ルヲ以テ、般若心經ヲ誦シテ雨ヲ祈リ給フ、

【花園天皇宸記】 文保元年五月大丙寅

一日丙寅、晴、炎旱已涉旬、口無青苗、只有赤地云々、朕以不逮居重任、不可不恐歎、仍心中殊致懇祈、敢無其驗、昨日誦心經祈請之、午後天陰、風頗吹、甘澍忽灑、喜悅無極、水天供驗歎、亦微志之所顯、不可不悅歎、

○正平十六年九月十九日、法隆寺僧禪觀、奈良六方衆ヲ沐浴セシムル條ノ前へ、(二九八頁)

正平十六年(康安元年)六月六日乙酉、是ヨリ先、後光嚴天皇、疫病流行ニ因リ、嵯峨大覺寺ノ

嵯峨天皇宸筆般若心經ヲ迎ヘテ之ヲ書寫シ給フ、是日、東寺長者光濟ヲシテ之ヲ供養セシメ、祇園社ニ納メ給フ、

【進獻記錄抄纂】 四十二 六月一日庚申 六月一日庚申 六月一日庚申 入夜參内、今日供養經文數紙進入之、女房多被抑留、有其興、

六日乙酉、晴、宸筆心經今日被供養、可被納祇園社、可奉拜見之由、昨夕被仰下之間、潔齋早且參内、頃之參

御前、奉頂戴披見、紺紙金泥、表紙同色也、以金泥、奉畫藥師三尊、銘金字、同宸翰帙、銅面黃如常、以銀泥

懸堺、普通經ヨリハ聊勢外短也、大覺寺心經、去月廿八日有御奉請、同廿九日被書寫、字不分明之間、以弘法

大師御筆御經、被遊入之、一字三禮云々、大覺寺心經去一日被奉返納云々、新寫御經表紙遲引之間、今日被供養之、

以兩箇聖跡、被染妙翰、字々點々有生靈乎、爭不達彼蒼乎、光濟僧正可奉供養云々、未一點藏人式部丞藤原範

定行、御經令持小舍人紀重弘、向本坊、御布施蓮折枝、水精念珠被副下之、此間祇候御前者也、爲御使藏人兵

部丞知廣祇候云々、祖父輕服中也、太不可然乎、宮寺不可有憚歎之由、被思食了、云者申之、輕服者自身參社

雖無憚、當神事日忌之乎、何既爲邂逅嚴重御願、被範社壇御經也、輕服者觸手之條、爭不被憚哉、尤可被仰

他人乎者、誠有其謂之由、有沙汰、被遣範定了、予不祇候者、忽不可及此儀乎、可謂愚者之一得、抑去年已來

大疫、先代未聞事也、五畿七道帝都郊野病死不斷絕、一町内同日天亡輩、或四五人或數人云々、既一鄉一里不

可勝計歎、諸國又如此云々、但公家武家可然人無此難、大略下賤黨也、弘仁大疫之時、嵯峨天皇憂民間死亡、

令書心經給、令高野大師供養之、病事忽休、道路天死者皆以蘇生、心經秘鍵此時出來歎、今所被納大覺寺心經

堂是也、正元疾疫、後嵯峨院模弘仁蹤跡、被染宸筆、供養導師云々、正應疫癘伏見院令書寫供養給、今度任三



代佳例、被擬叙信効驗可無疑、正應青蓮院道玄准后被供養、然而弘仁濫賜、專可在東寺法流敷、仍就一長者光濟僧正被勤仕、宗之眉目何事如之哉、正元正應被納祇園社壇云々、委細猶可尋記、○下

【大覺寺文書】 大覺寺心經目錄○明和二年前大僧正寬深記

一紺紙金字心經 一卷

後光嚴院宸筆 一字三體

【大覺寺文書】 震筆心經書類之留

一後光嚴院宸筆、一字三體 表紙藥師三尊佛像 金泥

御經長八寸八分、地紙一尺六寸六分、

表紙幅七寸壹分、面唐花模様金銀泥、内ニ藥師三尊 金泥

紐啄木長二尺一寸、

經地紺紙、計ノ長サ六寸八分、幅六分、

十七字十九行、内一行無文字、

外題長サ四寸三分、幅九分、右之一分程内ニ又少細キ計アリ、

般若心經四字アリ、 軸八角水精、

○正平十八年(貞治二年)二月、僧妙葩、貧人乞者ニ施ス條ノ次へ、(二九九頁)

二十一年(貞治五年)五月十五日中、後光嚴天皇、嵯峨大覺寺ノ嵯峨天皇宸筆般若心經ヲ迎

ヘテ之ヲ書寫シ、尋デ之ヲ供養シ、大覺寺ニ納メ給フ、

【大覺寺文書】 震筆心經書類之留

或記云

今日貞治五年五月十五日、宸筆心經 一字三體云々、終功也、御本可被返渡、此次如先度 康安例、可被遣武家之由被仰下、如先度變

運房持向于長櫃、於武家諸大名亭雖被望、堅令辭退、於執事亭令頂戴、歸敬無極也、

今日十八日、七夕日被讀誦一万卷心經、被渡御經於佛母心院内陣中、其間立机安置御經、内陳左右敷帖、寺僧悉參

集、頼我法印供養法、表白詞述勸願之趣了、

廿日、午尅心經供養法、宣誓法印、

廿一日、午尅心經供養法、信實僧都、

廿三日、午尅心經供養法、成聖僧都、今日教光、佛光大僧正忠光兩黃門參仕、心經令頂戴之、正元記錄忠光卿令書寫了、今度御

書寫御經未被遂供養之義、供養以後可被安置當寺之由内々被申之、不可有子細之由勸答也、

廿四日、午尅心經供養法、頼我法印、今日令結願了、七夕日一万卷讀誦了、山名入道 宗全并子息兩三輩爲心經頂戴參

候了、

廿八日、新寫心經眞光院前大僧正 成勳、於本坊今日遂供養云々、六位知之持向御經於彼坊云々、

六月六日、今日自 内裏新寫心經可被渡之由被申之、明後日可被請取申來也、



八日、新寫心經今日被渡之、雙蓮上人參内裏、御長櫃納物箱等用意之、未尅御經到來、紺紙金泥也、料紙非本様、絹上下織蓮花事、無左右難出來故歟、二枚裏上下不捻之、居柳箱納御手箱了、被製進  
勅書 在列  
トイヘリ、

○寛正二年正月二十二日、天下飢饉疫病流行シ、天皇般若心經ヲ書寫シ給フ條、歷代皇紀ノ前へ、  
(三一六頁)

【大覺寺文書】大覺寺心經目錄 ○明和二年前  
大僧正寛深記

一紺紙銀字心經 一卷

後花園院宸筆 一字三體

寛正貳年五月日

【大覺寺文書】震筆心經書類之留

一包紙書附 =

後花園院宸筆 一字三體  
寛正二年五月日

御經長八寸八分、地帶一尺五寸、

表紙幅七寸、紺紙表唐草唐花金銀泥、

經地紺紙、計天ノ明九分、地ノ明一寸、幅七分、銀泥、

經文字銀泥十七字書、十九行、内一行無文字、

紐長サ二尺二寸五分、幅三分、先キ六筋、長サ一寸二分、三ッ組、

軸八角水精、外題、般若心經 幅九分五厘、長四寸二分、軸ヨリ垂マテ五寸四分、

○天文三年五月、天皇般若心經御書寫ノ條ノ終へ、(三二五頁)

【大覺寺文書】大覺寺心經目錄 ○明和二年前  
大僧正寛深記

一紺紙金字心經 一卷

後奈良院宸筆 一字三體

天文三年六月十九日

【大覺寺文書】震筆心經書類之留

一包紙書付 =

當禁宸筆 天文三年六  
月十九日 後奈良院也、

御經長一尺九分、横二尺二寸八分、

經地紺紙、十七字 金泥文字、廿六行、内無字行、  
有三行、

表紙紺紙兩面金銀泥散蓮花、幅七寸三分、



紐赤白萌黃黃啄木、長サ二尺、先キ四筋、長サ二寸 三ツ組、

軸八角水晶、外題 心經 此間銀泥唐草、幅七分長四寸六分、

奥書 頃者

此奥書讀ニ出ス、

于時天文

○永祿八年、醍醐寺功德風呂張行ノ條ノ前へ、(三三〇頁)

正親町天皇、永祿四年九月是月、天皇宸筆ヲ染メ、般若心經ヲ書寫シテ、諸國騷亂ヲ鎮定シ、  
萬民ノ憂苦ヲ除カンコトヲ祈リ給フ、

【大覺寺文書】 大覺寺心經目錄 ○明和二年  
大僧正寬深記

一紺紙金字心經 一卷

正親町院宸筆 一字三體

永祿四年九月日

【大覺寺文書】

今茲辛酉革命、當未決之、元號仗讓無行矣、頗違先代芳躅、朕耻之時也、四國起亂、萬民罹憂、因爲攘災與樂、  
彫金泥書心經、飾玉軸納經藏、偏祈佛神、普施遐邇而已、

永祿四年九月日

【大覺寺文書】 震筆心經書類之留

一正親町院宸筆

紺帛金泥、料紙長八寸七分、

表紙幅、内ニ金銀ノ散蓮花、  
表ニ金銀ノ蓮花唐草、

外題 般若心經 三寸一分

紐啄木赤萌黃黃三色、長サ一尺二寸巾二分、

經地幅一尺六寸六分、

文字十七字十八行、奥書六行、

金計々長六寸六分、巾五分五厘、天ノ明キ一寸二分、地ノ明九分、

軸八角水晶、

奥書 今茲辛酉



昭和七年六月一日印刷  
昭和七年六月五日發行

慈善救濟史料奥附

製本部細沼工場納



【圖五金價定】

著者 辻善之助

發行者兼 金港堂書籍株式會社  
東京市神田區今川小路二丁目十一番地

代表者 原安三郎

印刷所 活文舎

發賣所

東京市神田區  
今川小路二丁目十一番

金港堂書籍株式會社

電話口座東京八八一五番



辻善之助著作目錄

社寺領性質之研究	東京帝國大學文科大學紀要第一 大正三年五月 東京帝國大學發行 (三上參次氏共著) (絶版)
田沼時代	大正四年十二月 日本學術普及會發行 (絶版)
海外交通史話	大正六年六月 東亞堂發行 (絶版)
日本佛教史之研究	大正八年十月 金港堂書籍株式會社發行
親鸞聖人筆跡之研究	大正九年十月 金港堂書籍株式會社發行
人物論叢	大正十四年九月 雄山閣發行
明治維新神佛分離史料	正編三冊 續編二冊(村上專精氏 鷲尾順敬氏共編) 自大正十五年三月至昭和四年七月 東方書院發行
增訂海外交通史話	昭和五年五月 内外書籍株式會社發行
本願寺論	昭和五年十一月 中外出版株式會社發行
日本佛教史之研究續編	昭和六年一月 金港堂書籍株式會社發行
慈善救濟史料	昭和七年五月 金港堂書籍株式會社發行
日本人之博愛	邦文篇、同史料篇、同英文篇合、 昭和七年五月 金港堂書籍株式會社發行



